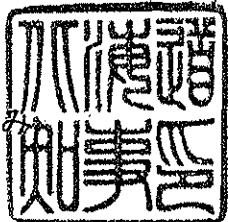


地 権 第 116 号
平成19年7月30日

北海道道州制特別区域提案検討委員会

会長 井 上 久 志 様

北海道知事 高 橋 は る



道州制特別区域基本方針の変更の提案について(諮問)

北海道道州制特別区域推進条例(平成19年北海道条例第44号)第5条第1項の規定に基づき、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成18年法律第116号)第6条第1項の道州制特別区域基本方針の変更の提案に関し、貴委員会の意見を求めます。

(諮問の理由)

北海道では、将来のあるべき自治の姿としての道州制を展望して、地域のことは地域が決めることができる地域主権型社会の実現を目指した取組を進めています。

このような中で、昨年12月に「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」が成立し、道からの提案に基づいて国からの権限の移譲などを進めていくシステムが法的に構築されたことから、このシステムを効果的に活用して、本道の活性化や道民生活の向上に役立つ國への提案を行うため、道としての案の取りまとめに当たり、貴委員会の意見を求めるものです。

平成 19 年度第 1 回道州制特区提案検討委員会次第

平成 19 年 7 月 30 日 15:30 ~
北海道庁赤レンガ庁舎 2 号会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 委員等紹介

4 役員選任

5 議 事

(1) 設立の背景等について

(2) 調査審議について

(3) 平成 19 年度提案に向けたスケジュールについて

(4) その他

6 諒 問

7 閉 会

【配付資料】

資料 1 委員名簿

資料 2 配席図

資料 3 道州制特区提案に関する検討の進め方

資料 4 道民意見の状況

資料 5 今後のスケジュール

【参考資料】

参考資料 1 道州制特区推進法の概要

参考資料 2 道州制特区基本方針

参考資料 3 北海道道州制特区計画

参考資料 4 北海道道州制特区推進条例関係資料

参考資料 5 地域主権型社会のモデル構想 2007

資料 1

第1回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委 員】

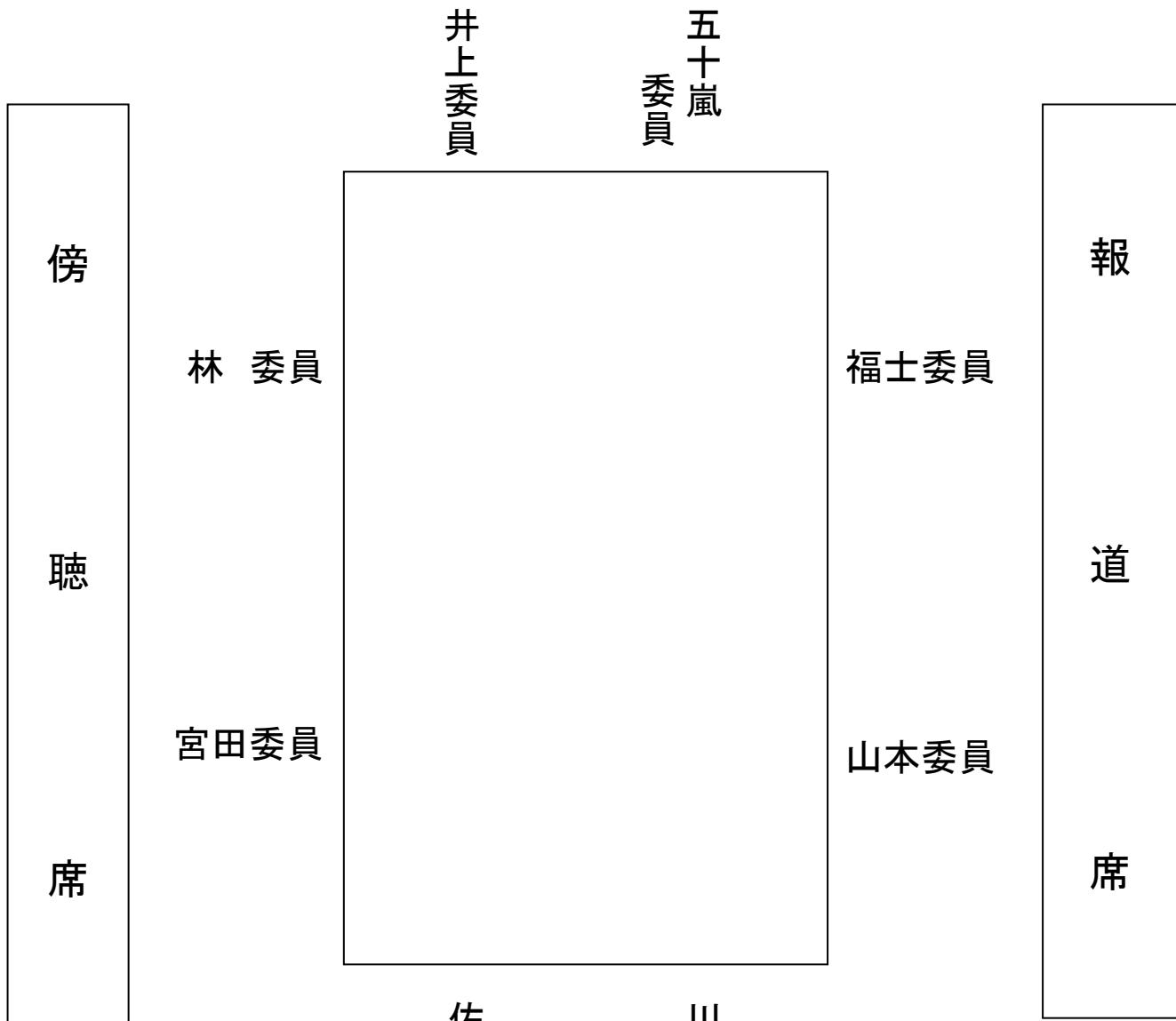
氏 名	現 職	備考
五十嵐 智嘉子	(社) 北海道総合研究調査会常務理事	
井 上 久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	
佐 藤 克 廣	北海学園大学法学部教授	欠 席
林 美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福 士 明	札幌大学法学部教授	
宮 田 昌 利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
山 本 光 子	(株)電通北海道プランニングディレクター	

(50 音順)

【事 務 局】

氏 名	役 職
佐 藤 俊 夫	北海道企画振興部長
川 城 邦 彦	北海道企画振興部地域主権局長
井 筒 宏 和	北海道企画振興部地域主権局次長
出 光 英 哉	北海道企画振興部地域主権局参事
田 中 秀 俊	北海道企画振興部地域主権局参事

配席図



事務局

道州制特区提案に関する検討の進め方

1 第1次整理(道州制特区の趣旨からの絞り込み)

- ・分野別に整理した道民意見
- ・道政上の重要課題、重点課題など

特区提案として検討すべきもの

特区提案に明らかになじまないもの

- ・現行法制度のままで対応可能なもの
- ・外交・入国管理(旅券の発券等)など

2 分野別に審議

提案の適否・可能性等を検討

- ・道州制特区で提案すべきテーマについて、分野別に調査・審議(意見交換)
- ・分類する分野:医療、農林水産、土地利用、経済振興、雇用、環境、子育て、地域振興、教育・学校、福祉、その他

審議内容をもとに整理案を作成し、更に審議

- ・審議内容を、現状、メリット、デメリット、提案に向けた課題、実現性等を含め整理

3 審議結果

平成20年度以降の提案に向けて引き続き検討する案件

平成19年度提案として盛り込むべき案件

施策の参考とする案件

4 答申

平成19年度提案に盛り込むべき案件

道民意見に対する考え方

野生動物保護管理プラン

- ・エゾシカ農業被害額約30億円(H14)
- ・ヒグマによる人身事故の発生
- ・アライグマ等の外来種による生態系の攪乱

現 状

北海道では、エゾシカやヒグマなど野生動物の保護管理に向けた取組を我が国の中で先駆的に行っており、将来にわたって生物多様性を保全し、野生動物との共存を図るために、全国一律ではなく、**本道の自然環境の特異性を考慮した、独自の野生動物保護管理システムの構築**が必要である。

課 題

- ・鳥獣保護法は基本的に全国一律の狩猟管理を行っており、本道特有の野生動物の生息実態に対応した保護管理の実現に限界がある。
- ・北海道では爆発的に増加したエゾシカによる農林業被害や、ヒグマによる人身事故、アライグマ等外来種による農林業や生態系被害が発生し、それらの問題の解決が求められている。



課題：自然環境に応じた独自の制度が必要

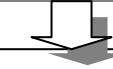
**本道の特性に応じた野生動物保護管理
制度の確立**

独自の狩猟制度など

課題：保護管理のための人材の育成が急務

保護管理を担う人材の育成・配置

独自の資格制度など



野生動物の適正な保護管理

めざす姿

- 北海道固有の野生動物が生息する持続可能な自然環境
- 野生動物と人間活動がバランスをもって共存する北海道

ヒグマ、エゾシカなどの野生動物の適正な保護管理が行われる北海道

北海道特有の野生動物の生息実態に対応した制度が確立された。



保護管理を担う人材の育成・配置



本道の特性に応じた野生動物保護管理制度の確立

保護管理を目的とする狩猟制度のおかげで、野生生物と人間活動がバランスをもつて共存することができます。



野生動物保護管理プラン

施 策	課 題	事 項	取 組 内 容 ・ 効 果
本道の特性に 応じた野生動物 保護管理制度 の確立	■全国一律の現行法（鳥獣 法）は、本道の実情に合 ったものとなっていな いため、適正な保護管理 を行う上で制約	○狩猟鳥獣の種類及び捕 獲頭数の決定	<p>課題 ・狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数は国が決定 ・現行は1日1人当たりの捕獲数制限のみで、狩猟期間を通 じての総捕獲数設定が不可能</p> <p>取組 ・狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定権限の移譲</p> <p>効果 ・鳥獣の種類ごとの狩猟期間を通じた総捕獲数の設定</p>
	■エゾシカによる農林業 被害、ヒグマによる人身 事故、アライグマ等外来 種による生態系被害等 の問題の解決が必要	○狩猟の期間の決定	<p>課題 ・狩猟期間は国が決定し、地域の実情や鳥獣の生態に応じた 運用が困難</p> <p>取組 ・狩猟の期間の決定権限の移譲</p> <p>効果 ・地域の実情に応じた野生鳥獣の保護管理が実現</p>
		○独自の新たな猟区制度	<p>課題 ・野生動物保護管理と森林等の土地管理との調整が困難</p> <p>取組 ・圏域単位での総合的な野生鳥獣の保護管理を目的とする 猟区制度の創設</p> <p>効果 ・適正な野生鳥獣の保護管理</p>
		○銃による夜間捕獲の実施	<p>課題 ・銃による夜間捕獲は法で禁止され、夜間畠に出没するエゾ シカの有害鳥獣の捕獲が困難</p> <p>取組 ・有害鳥獣捕獲において安全が確保される場合は、銃による 夜間捕獲を認める</p> <p>効果 ・有害鳥獣捕獲の効率化</p>

施 策	課 題	事 項	取 組 内 容 ・ 効 果
■事務の迅速化、簡素化	○危険猟法の許可	<p>課題 • 麻酔薬の使用等、危険猟法は国の許可権限であり、麻酔銃使用の許可手続きに多くの時間</p> <p>取組 • 危険猟法の許可権限の移譲</p> <p>効果 • 野生鳥獣の捕獲や移送において迅速な対応が可能 • 事務の迅速化、簡素化</p>	
	○国指定鳥獣保護区での捕獲許可権限の移譲		
	○道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る国への協議		
	○鳥獣捕獲許可の一部の手続きの簡素化		
保護管理を担う人材の育成・配置	■野生動物の保護管理を担うための人材を育成・配置するための制度が必要	○独自の狩猟免許区分の設定	<p>課題 • 環境省への協議及び環境省による省庁間協議は形骸化</p> <p>取組 • 知事が行う鳥獣保護区の指定等に係る環境省への協議を廃止し届出制へと変更</p> <p>効果 • 事務の迅速化、簡素化</p>
		○独自の狩猟者登録区分の設定	<p>課題 • 反復継続される捕獲でもその都度許可手続きが必要で、申請者にとって過重な負担</p> <p>取組 • 反復継続される捕獲許可の一部を届出制に変更</p> <p>効果 • 申請者の負担を軽減し、事務の迅速化、簡素化</p>

◎ 道民提案の状況

区分		提案数		
		提案者別内訳		
		団体等	市町村	一般
A 地域医療対策	39	8	19	12
B 農林水産業の振興	28	12	1	15
C 土地利用規制	12	2	6	4
D 経済振興対策	59	33	2	24
E 雇用対策	5	2		3
F 環境保全	15	11		4
G 子育て支援	2	1		1
H 地域振興対策	69	23	7	39
I 教育・学校	8	7		1
J 福祉	7	3		4
Z その他	4	4		
計	248	106	35	107

※ 便宜上、分野ごとの整理をしていますが、実際の内容は複数にまたがるものがあります。

また、提案数の分野別内訳は、今後の整理の過程で変動することがあります。

◎ 道民提案の状況（分野別概要）

資料4（分野別概要）

大分類	中分類	小分類	細分類	概要	提案数 重複除く	関連提案番号	
A 地域医療対策	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務医養成	医育大学の定員増・地域枠導入	医育大学の定員増を行うとともに、将来地域医療に携わる意志のある人材を優先的に入学させる。	4	4	1007A, 1061A, 2006A, 3063A
			地域での臨床研修義務化	研修医等に地方病院勤務を義務づける。	2	1	2006A*, 2015A
			潜在医師・外国人医師の招致	第一線を退こうと考えている医師や「臨床修練制度」を受けた外国人医師を招致する。	4	3	1002A, 2006A*, 3028A, 3069A
		地方への派遣システム	医療機関のグループ化	中核病院と中小病院をグループ化し、中核病院から中小病院への医師派遣を行う。	2	1	2006A*, 3064A
			期間限定交代制の導入	過疎地に期間限定交代制で医師を配置する。	2	1	1043A, 2006A*
			医師派遣の円滑化	病院間の医師派遣を円滑化するため、派遣元医療機関の医師数が減算されない措置を講ずる。	3	0	2022A*, 2026A*, 2030A*
			道職員医師の民間病院派遣	へき地の医師不足解消のため、地方自治法により職員の派遣を、医師に限り民間に派遣可能とする。	1	1	3106A
		地方勤務誘導	診療報酬の特例措置	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区分から減算できるよう特例措置を設ける。	2	1	2006A*, 3061A
			看護学校の定員増・奨学金拡充	地域の看護師不足に対応するため、道立看護学校の定員増を増やすとともに、奨学金制度を拡充する。	3	3	2019A, 2027A, 2031A
		看護職員確保	養成施設指定権限移譲等	養成施設指定権限の移譲を受け、企業参入も含め地方での設置が容易になるよう指定基準を緩和する。	1	1	1008A
			外国人材受け入れの促進	外国の看護師資格があれば、日本の資格がなくても看護職員となれるようにする。	1	0	1033B*
	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	標準医師数の算定方法緩和	地域の実態に応じた算定とともに、過疎4法の指定地域における特例措置を緩和・延長する。	9	9	2018A, 2020A, 2022A, 2025A, 2026A, 2028A, 2030A, 2032A, 3036A
			看護職員の配置基準緩和	夜間看護職員の配置を入院患者や病床数に応じた配置基準に緩和し、夜勤時間の制限を緩和する。	8	5	2019A*, 2021A, 2023A, 2024A, 2027A*, 2029A, 2031A*, 2033A
B 農林水産業の振興	農業の振興	遠隔地等での医療補完体制整備	緊急通報システム整備	へき地、過疎地など、少數集落地域全世界にに対して緊急通報システムを整備する。	1	1	3019A
			医療チームの出向	患者の家族が行動不可能な場合など、速やかに医療チームが出向し、診療や処置を行う。	1	1	3020A
			通院費補助	通院に要する交通費の割引や無料化を行う。	1	1	3021A
			バイタルチェックの常駐	病院から遠隔地に妊婦などの患者がいる場合、バイタルチェックを常駐させる。	1	1	1044A
		施設の整備等	施設基準の緩和	病院を無床診療所と介護老人保健施設へ転換する際の共用部分認定を拡大し、転換時負担を軽減する。	1	1	2011A
			小児科、産婦人科、歯科設置	地域に必要な身近な医療として、小児科、産婦人科、歯科を設置する。	1	0	1043A*
			学校と病院の併設	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0	1047H*
			私立病院の空き病棟の有効活用	私立病院の空き病棟を有効利用する。	1	1	1049A
		その他	医師確保対策の強化	医療対策協議会の実効性を確保するため、知事権限を強化し、医師確保対策を推進する。	1	1	3035A
			救急車の出動理由の公表	救急車の不正利用を減らすため、救急車の出動理由の公表を制度化し、世論に問う。	1	1	1045A
			予防医療と家庭医制度の促進	予防医療を重視するとともに、一定水準まで総合的に対応できる家庭医を多数輩出する。	1	1	3092A

大分類	中分類	小分類	細分類	概要	提案数 重複除く	関連提案番号
B 農林水産業の振興	農業の振興	その他	自家用貨物自動車の車検延長	積雪により使用期間が極端に短い特殊性から、農業用の自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	11086B
			農業、漁業への公的保証	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	13068B
			オーガニック認定制度の制定	農産物や食肉、乳製品など、厳しい基準をクリアした食品にのみ、北海道のオーガニック認定を行う。	1	13104B
			J A S法の監督指示権限	事業者が複数都道府県にまたがる場合であっても、当該事業者のある道に一切の監督指示権限を移譲。	2	23108B, 4014B
	林業の振興	資源の有効活用	森林管理の一元化	国、道、森林組合等の森林管理を一元化し、有効利用を図る。	1	13004B
			森林審議会の所掌事務拡充	地域森林計画に関連する林業・木材産業振興や森林づくりへの道民理解の促進などの事項を同時審議。	1	14016B
		地域森林計画	道計画・市町村	道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一体で森林マスター・プランを策定する。	1	14017B
	水産業の振興	水産業の安定化	操業調整の期間短縮	指定漁業の許可権限の移譲を受け、知事が一元的に許可を行い、操業調整の期間短縮を図る。	1	12013B
			養殖水産物の密漁取締	密漁の罰則が弱く実効性に欠けるため、密漁の防止や取締罰則規定を条例で制定できるようにする。	1	11011B
			養殖・栽培技術の向上	流水、低気圧にも負けない養殖や栽培技術を向上し、安心して仕事できる環境を整備する。	1	13017B
			外国人材受け入れの促進	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人材の受け入れ規制を緩和する。	1	01033B*
			農業、漁業への公的保証	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	03068B*
		加工業などの振興	外国漁船の水揚げ規制緩和	加工原料を確保するため、外国漁船でも日本の港に水揚げができるようにする。	1	13067B
			雪氷冷熱倉庫の建設促進	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	01015B*
C 土地利用規制	土地利用一般	土地の有効活用	用途制限の緩和	土地の有効活用、売買活性化や企業誘致のため、市街化調整区域などの用途制限を緩和する。	2	23005C, 3010C
			未使用国有地・道有地の活用	未使用の国有地・道有地の有効活用を図る。	1	13025C
		地方裁量範囲の拡大	農地転用許可等の権限移譲	農地転用に係る農林水産大臣協議・許可権限を知事の権限とする。	4	42008C, 2010C, 2034C, 3041C
			保安林に関する権限移譲	国有林の保安林や民有林の重要流域内の保安林の指定及び解除権限の移譲を受ける。	3	32009C, 4008C, 4018C
			国の関与の縮小	漁業施設用地の変更協議や都市計画事業の補助採択に関する国の関与を縮小する。	2	22004C, 2007C
	農地	耕作放棄地の解消	農地取得下限面積の引き下げ	農地取得の下限面積を引き下げる。	1	03041C*
D 経済振興対策	観光振興	観光客誘致	国際観光の振興	外国人観光客の受入体制整備のため、企業が国際観光振興のための投資を行った場合、税を優遇する。	1	13038D
			カジノの整備	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡大を図る。	4	33047D, 3050D, 3071D, 3074Z*
			民宿・ファームインの活性化	自家製果実酒やしづらひたて牛乳を提供できるよう、酒税法や食品衛生法の規制を緩和する。	2	23060D, 3062D
			特定免税店制度	沖縄で行われている特定免税店制度を導入する。	2	21022D, 3077D
			C I Q業務の一部移管	C I Q業務の移管や空港民間スタッフの活用により、出入国手続の迅速化を図る。	1	11029D
			ビザ発給要件の緩和	北海道限定のビザ無し入国対象国の拡大や観光数次ビザの発給を行う。	2	21030D, 1034D
			中国元両替所の増設	中国元の両替所の増設、両替上限額の見直しを行う。	1	11035D
			道路標識の統一	道路の景観向上や外国人観光客などのため、道内の標識基準を統一する。	1	11041D
			国際免許規定の変更	道内を外国人が運転できるようにする。	1	11057D
		長期滞在型可能地域	北海道を長期滞在型の避暑・観光地域などに位置付け、税の優遇などの施策を行う。	1	03071D*	
	観光業振興	外国人材受け入れの促進	道内観光分野の就業に限定して、在留期間を技能を有する者並みの3年又は1年に延長する。	2	11031D, 1033B*	
		自家用車による旅客共同送迎	旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のため、施設の共同による自家用車による有料送迎を行う。	1	11036D	
		有料顧客送迎に係る権限移譲	体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	1	14006D	
	その他	金融市場の活性化	金融自由化	北海道の位置を利用し、東京より早く金融市场が開くように時差を設け、金融自由化を行う。	2	23048D, 3049D
			新総合金融市場の創設	東京より1時間早く市場を開設し、NYと東京の空白を少しでも埋め、北海道経済の活性化に繋げる。	1	13070D

大分類	中分類	小分類	細分類	概要	提案数	関連提案番号	
						重複除外	
D 経済振興対策	物流・人材移動の活性化	陸上・海上・航空運賃の低減	経済活動に大きな影響を与えている運賃を低減化する。	2	1	1003D, 3029H*	
			自由貿易地域指定	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、CIO業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。	2	2	1024D, 2012D
			地方港のセーフティネット	各事業者の労働者を自己の労働者とみなす特例を活用するため、組合設立権限の移譲を受ける。	1	1	1023D
			高速道路の最高速度	高速道路の最高速度を120km/hとし、物流の効率化を図る。	1	1	1072D
			トラックコンテナの国際基準化	トラックコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1	1075D
			稚内の一部をロシアにレンタル	稚内領土の一部をロシアにレンタルし、ロシアとの交易の窓口やビジネスの拠点とする。	1	1	3101D
		空港の活性化	新千歳空港の貨物受け入れ	新千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。	1	1	1074D
			空港の一括管理	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	2	2	3075D, 3107D
	地場産業育成	酒造免許付与権限の移譲	酒造免許の交付権限の移譲を受ける。	2	2	1080D, 2014D	
		加工場の建設	コメ、赤飯などの加工工場や缶詰工場を道内に建設する。	1	1	3015D	
		コメ粉のPR	コメ粉の販売について一般にあまり報道されていないため、PRを行う。	1	1	3018D	
		食品の機能成分表示制度	原料・製造・販売とも道内限定の機能食品等について、道の評価基準に基づき効能表示を可能にする。	1	1	1019D	
	自営業者の経営安定化	自家用貨物自動車の車検延長	農業者、漁業者、個人の工商業者などの経営安定のため、自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1	3009D	
		大型店と商店街の共存共栄	大型店と商店街の共存共栄のため、営業時間・休業日などに一定の規制を設ける。	1	1	3046D	
	その他	企業等誘致	リサーチ＆ビジネスパーク	企業誘致に関する制度を創設するとともに、国の「競争的資金」の配分を受け、戦略的に活用する。	2	2	1020D, 1026D
			ものづくり産業	誘致企業に対する税制面の優遇措置等を行う。	1	1	1021D
			産学官連携研究施設	研究施設等に関する誘致促進制度の創設や施設設置の際に研究者に対する税の減免を行う。	1	1	1037D
			他の道州との差別化	産業・経済、教育・文化等で特色を出し、優秀な企業・人財を誘致する。	1	1	3098D
			企業の研究所の誘致推進	札幌近郊に国内や外資の研究所を誘致し、税制面の優遇を行う。教育水準の向上や経済活性化に期待。	1	1	3102D
	IT産業振興	中国人短期滞在ビザ免除	中国人技術者が北海道に入国する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除する。	1	1	1032D	
		最適資源配分	各行政機関の共同により最適な資源配分が可能な仕組みを構築する。	1	1	1039D	
		法定3カ月点検の撤廃	車両性能の向上で修理箇所発見がほとんどないため、点検を廃止し、休車などの負担軽減を図る。	1	1	1078D	
	タクシー	需給調整	過当競争で事故が増加するなどしているため、地域の実情に即した需給調整を行う。	1	1	1079D	
		Park & Rideの推進	Park & Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	0	3095H*	
		時差の導入	北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を設ける。また、時差と金融自由化を連動させる。	3	1	3048D*, 3049D*, 3073D	
	その他	サマータイムの導入	サマータイムの本格実施を行う。	2	2	1038D, 3045D	
		自動車等の潜在需要掘り起こし	夏期のみ利用したり、夏期と冬期で乗り分ける人向けに6カ月車検を導入し、潜在需要を掘り起こす。	2	2	3053D, 3079D	
		バイオ関連研究施設の機能発揮	道内のバイオ関連の研究所の機能の総合的な発揮を図るために制度創設や措置を行う。	1	1	1025D	
		不動産短期賃貸契約の簡便化	短期賃貸借契約について、重要事項説明を書面手交のみで完了できるようにする。	1	1	1040D	
		不動産仲介報酬基準の見直し	営業エリアが広いなどの特殊事情のため、約定により仲介報酬上限を超えた手数料を受領可能にする。	1	1	1077D	
		理容師・美容師の垣根撤廃	理容師希望者が少ない上、理容業で美容師の雇用ができないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。	1	1	1081D	
		減価償却年数の自由設定	不動産開発のため、減価償却年数の選択制を導入する。	1	1	1082D	
		法人の経営安定基金認可	課税額の5%以内を会社内に基金として積み立てる事を認め、会社の経営安定を図る。	1	1	1085D	

大分類	中分類	小分類	細分類	概要	提案数 重複除く	関連提案番号
E 雇用対策	雇用対策	労働環境の整備	労働環境の整備	採用時年齢制限の撤廃、最低賃金の値上げ、55歳以上の雇用への補助、通年雇用の環境整備を行う。	3	31013E, 3011E, 3022E
			在宅就労紹介センター設置	老人扶養世帯などを対象とした、在宅就労紹介センターを設置する。	1	13012E
		雇用・就業機会の確保	耕作放棄地の活用	耕作放棄地での「ふゆみすたんぼ」や菜種の作付けにより、雇用の確保を行う。	2	03065B*, 3066B*
			高年齢層人財の活用	官公庁で民間出身者を多数重用し、民間企業に対しては税控除等奨励策を強化。若年層時間外の規制。	1	13097D
			国庫補助基準の緩和	シルバー人材センターへの補助基準を、会員数120人以上→80人以上などに緩和する。	1	14015E
F 環境保全	環境保全	自然環境保全	エゾシカ被害の防止	鳥獣保護区等における捕獲禁止を、市町村の管理のもと、一定期間解除する。	1	11004F
			狩猟者の育成	北海道の特異性などを踏まえ、ライフル銃の所持要件中、継続して散弾銃10年以上所持を短縮する。	1	11005F
		バイオ燃料	バイオ燃料の普及促進	バイオ燃料普及促進のための制度の創設及び揮発油税の減免措置を行う。	1	11018F
			バイオ軽油の非課税化	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぶら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	11083F
			遊休農地を活用した燃料生産	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	01017B*, 3037B*, 3066B*, 3078B*
		廃棄物・リサイクル	リサイクルゴミ	リサイクルゴミを、直接リサイクル企業に持ち込むことを許可する。	1	11056F
			産廃事業所限定の弾力的運用	事業所限定のある8廃棄物について、地域の産業構造などを踏まえた弾力的な運用を可能にする。	1	14010F
			一廃処理施設の設置要件緩和	要許可施設の指定権限の移譲を受け、リサイクル利用が確実な廃棄物に限り設置許可不要とする。	1	14011F
			処理施設許可要件の条例委任	許可要件のうち、住民同意の扱い等については条例に委任し、業者と住民のトラブル解消等を図る。	1	14012F
		環境保全	地球温暖化対策	地球温暖化対策モデル地区を提唱し、バイオエタノールなどの取組を真っ先に推進する。	1	13003F
			自家発電の高度利用	使用する電力分を自家発電するため、設備故障時の北電からの電力供給ができるようにする。	1	11065F
			環境税の創設	大気汚染原因物質の購入者は環境税を負担し、省エネ製品の製造者等は税制優遇する。	2	21067F, 3087F
			水道水のおいしい街選考	北海道版おいしい水ベスト10を選定し、環境保全の取組を拡大する。	1	11073F
			北海道エコライフ宣言	「さっぽろエコライフ10万人宣言」を北海道全体の取組として推進し、優遇制度を設ける。	1	13072F
			国より厳しいCO2削減目標	北海道内を走る自動車に対するバイオ燃料優遇。国より厳しいCO2削減目標の設定。	1	13100F
G 子育て	子育て支援	子育て支援	育児短時間勤務制度の拡大	企業に適用される育児短時間勤務制度を小学校就学前までに拡大し、義務化を図る。	1	11012G
			男性の子育て参加支援	国と道の連携による、会社への指導、改善命令等により、男性の子育て参加を支援する。	1	13001G
H 地域振興対策	地方自治の強化	基礎自治体の強化	政令市等の法定要件緩和	政令市40万、中核市20万など、人口要件の緩和と区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し。	2	21009H, 1042H
			道から市町村への権限移譲	道の事務・権限移譲リストの第3区分（法改正を要する500権限）について国から道へ権限移譲する。	1	12017H
			2重、3重行政の解消	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	13006H
			市町村合併	札幌市〇〇区とするような特別立法を作る。	1	13026H
			役割明確化と基礎自治体育成	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	03083H*
			市町村議会に対する規制縮小	議員定数や常任委員会専任等の規制を撤廃し、兼職・兼業の禁止等の詳細を市町村の判断に委ねる。	1	14001H
			市町村議会選挙の規制縮小	選挙事務所の数、ポスターの数等について、市町村が地域実情にあった選挙となるよう自ら決定する。	1	14002H
		役割分担の明確化	負担金制度の廃止	国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地方公共団体の負担金制度を廃止する。	1	13058H
			2重、3重行政の解消	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	03006H*
			役割明確化と基礎自治体育成	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	13083H

大分類	中分類	小分類	細分類	概要	提案数 重複除く	関連提案番号
H 地域振興対策	地方自治の強化	住民自治の強化	住民投票	道や市町村でも住民投票を実施する。	1	13024H
			住民による条例提案・決定	一般市民による法律や条例の提案や決定権を設ける。	1	13033H
			地方政治に関する市民大学	地方政治の基礎知識等について市民大学講座を設ける。修了者は登録し行政参画機会を与える。	1	13082H
			投票権行使者への税控除	一定水準の投票率となり、政治への关心が高まるまでの措置として、投票権行使者の税控除を行う。	1	13086H
		自治体財政・会計の改善	独自課税制度	独自の課税制度を設ける。	1	13008H
			複式簿記導入	地方自治体会計に複式簿記による企業会計を導入し、経営感覚の向上を図る。	1	13040H
			歳出科目の一部廃止	事業を柔軟に行うため、地方自治体の歳出科目区分を簡素化する。	1	13059H
			第3セクターの破綻制度	自治体が設定した赤字限度額を超過した場合、会社更生法等を強制適用し、自治体破綻を防止する。	1	11084H
			年度をまたぐ工事発注	公共工事の早期発注や適切な工期の設定により、実質的な工事費の縮減を図る。	1	14003H
			超長期無利子市町村債	市町村が超長期間に渡って兌換を予定しない無利子の公債を発行し、当面の借金を凍結させる。	1	14004H
			自動車検査時納税制度	新規登録時や車検更新時に納税することにより、滞納処分事務の軽減を図る。	1	14013H
		市民活動・ボランティア活動の活性化	領域拡大	市民活動等の対象となりうる行政業務の棚卸しと市民相談を定期的に行い、計画的に移管する。	1	13084H
			活動従事時間貯蓄制度	市民が相互に活動を利用し合い、企業評価にも活用できるよう、活動従事時間を貯蓄する。	1	13085H
		その他	地域の実態に即した基準設定	教員のべき地手当の級地区分について、地域の実態にあった基準とするため、条例で定める。	1	13039H
			道職員の意識改革	道州制に向けて職員の意識改革を行う。	1	13023H
			道と国との連絡体制の強化	地方行政連絡会議を充実させるため、議長である知事の権限を強化し、実効性を高める。	1	13034H
			施設の有効活用	水産系廃棄物リサイクル施設を再利用するとともに、補助金の返還金も町の新計画に充てる。	1	13027H
			ふるさと納税システム	住民税の一部をふるさとに納税できるシステムとし、一部の市町村に税金が集中しないようにする。	1	11063H
			基礎自治体連結会計の導入	北海道が本社機構又は親会社、基礎自治体が事業部または子会社と見立てて歳入・歳出を評価する。	1	13090H
			行政サービス品質管理制度	すべてのサービス分野ごとに品質管理を行い、品質監査を行うためにISO9000を導入する。	1	13091H
			電子政府の充実化	紙資源及び書類保管スペースの大幅削減を図るために官庁IT化を強力に進める。	1	13096H
			道立美術館の地方独法化	道立美術館の運営に関して、地方独法化という選択肢が可能となるよう、権限の移譲を受ける。	1	14007H
地域防災対策	地域防災対策	地域防災対策	電波の周波数割当	周波数割当の権限移譲を受け、防災無線を既存施設の耐用年数まで活用できるようにする。	1	13042H
			除排雪車の課税免除	地方道の除排雪作業車に使用する軽油の課税免除を行う。	1	13056H
			コミュニティーFMの出力	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。	1	11051H
			道路除雪の一元管理	大雪の際、道路状況が違いすぎるので、一元管理を行う。	1	11052H
			プロパン供給の見直し	震災時でもいち早く復旧するプロパンガスを都市部の大型マンションでも供給できるようにする。	1	11069H
			公共建築物の耐震改修	道が重点的な資金配分を行い、日本海溝特措法指定地域などにおける公共施設の耐震改修を行う。	1	12035H
離島振興		特有の負担解消	課税の免除	2台目以降の自動車税の免除や国道がない特殊性から揮発油税の減免を行う。	2	22001H, 2002H
		特殊性への対応	基準の緩和	漁港整備における費用対効果の緩和や特別養護老人ホームの定員数の特例を設ける。	2	22003H, 2005H
地域活性化	地域活性化	道民に対する優遇措置	減税措置	気象条件の克服や地域経済発展などのため、法人税や所得税・消費税の減免措置を行う。	6	61001H, 1070H, 1071H, 3030H, 3031H, 3032H
			農地法の規制緩和	馬との暮らしのための農地利用について、耕作又は養畜の事業を行う場合に準じた扱いとする。	1	12016H
			自家用車の車検期間延長	自動車の性能向上や、故障のつど修理して利用する実態から、新車時からずっと3年毎の車検とする。	1	11068H
			その他	JR・航空機の特別割引、食料品購入時の消費税免除などをを行う。	4	13029H, 3030H*, 3031H*, 3032H*

大分類	中分類	小分類	細分類	概要	提案数 重複除く	関連提案番号
H 地域振興対策	地域活性化	施設の整備・活用	余裕教室・廃校施設	施設の有効活用を図るため、補助事業により取得した建物の処分制限期間を短縮する。	2	21006H, 1055H
			自転車専用レーン	町と自然に親しみ、健康増進、二酸化炭素削減への貢献のため、道内周遊の自転車専用レーンを作る。	1	13051H
			高速道路	遊びのための高速道路とするため、十勝の高速道路を速度無制限にする。	1	13054H
			学校と病院の併設	学校と病院を同一建物で併設する。	1	11047H
			有料サーキット	広い土地を活かして、環境にも配慮した有料サーキットを作り、自動車の運転技術の向上等を図る。	1	13080H
		独自基準の設定	住宅に関する建築基準法	高断熱高気密の住宅、300年はもつ資産としての住宅とするため、道独自の建築基準を作る。	1	13052H
			既存不適格建築物の活用	既存不適格建築物のうち市町村が許可するものについて、引き続き他の用途で使えるようにする。	1	14005H
			水道法	天然水を水道水として利用する場合に味を半減させないよう、塩素消毒規制の対象外とする。	1	13057H
			その他	道路の法定速度、車幅、積載量の特例を設ける。	1	13007H
		その他	都市再生緊急整備地域の指定	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲を受ける。	1	13043H
			中心市街地活性化法の指定	中心市街地活性化法の指定における一都市一地域の要件を合併市町村以外の都市でも認める。	1	13044H
			軽微な交通違反の特例措置	自治体主催の美化活動など、地域貢献を行った場合に、違反点数を1点戻すなどの特例措置を行う。	1	11046H
			旅館業法適用除外措置	過疎地域への移住希望者に対し、空き家などを開放し、宿泊体験をしやすくする。	1	11076H
			コミュニティーフィルムの出力	参入促進、広告収入の確保、聴取者の安定受信のため、出力を最大200Wまでとする。	2	11051H*, 3081H
			対外輸入関税・国内移入関税	地産地消を促進すると共に特産品の保護育成を図るために、他道州からの移入に対し課税する。	1	13088H
			生活様式の多様化の促進	多様な生活様式を受容する道民意識の醸成と北海道の地域特性に応じた弾力的な税率調整を行う。	1	13089H
			一極集中都市化の解消	各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活動ができる社会システムを構築する。	1	13094H
			Park & Rideの推進	Park & Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	13095H
I 教育・学校	教育・学校	教育・学校	小学校での英語必修	義務教育期間の必修学科を北海道が独自に決定できるようにする。	1	11027I
			学校と病院の併設	学校と病院を同一建物で併設する。	1	01047A*
			教育の見直し	地域が将来めざす方向に教育内容もそうことができる特例措置を設ける。	2	11027I*, 1053I
			青春時間	学校の夏期の登校時間を1時間繰り上げ、放課後を有効活用する。	1	11087I
		大学	国立大学法人の予算確保手段拡充	国立大学法人等の予算確保のため、起債等資金調達手段の多様化を図る。	1	11028I
			アジア学生受入れ制度の創設	卒業後5年間程度北海道内に住むことを条件に、アジアの学生を無償で受け入れる。	1	13103I
		給食	給食に道内食材を利用	小中学校の給食に道内食材を利用する。	1	11058I
			給食費未納対策	払えるのに払わない人への罰則適用や税金のような給与徴収方式の導入などを行う。	2	21059I, 1060I
J 福祉	福祉	福祉	孤児施設の一元化	孤児が同じ場所で成長できるよう、何箇所にも分かれている孤児施設の一元化を行う。	1	11064J
			寄付金の損金処理制度	NPO法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を支える企業を増やし、福祉を向上させる。	1	11066J
			介護福祉費の適正化	収支構造を一般医療費収支構造と比較分析し、税制度、保険制度、政策費配分等を同水準に改善する。	1	13093J
			カジノを取り入れた老人施設	医療施設など高齢者に関する全ての施設を備えたカジノ高齢者テーマパークを作る。	1	13074J
			外国人材受入れの促進	外国の介護福祉士資格があれば、日本の資格がなくても介護職員となれるようにする。	1	01033B*
			福祉有償運送の規制緩和	旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域（所在市町村）にあることを要するという規制の緩和。	1	13099J
			介護サービス事業所等の指定	介護サービス事業所等の指定要件を条例で定めることができるようにして、地場業者を優先指定する。	1	13105J
			介護サービス指定基準等緩和	過疎地域等において、ヘルパー人頭などの指定基準や介護報酬単価を地域の実態に即して設定する。	1	14019J

大分類	中分類	小分類	細分類	概要	提案数		関連提案番号
					重複 除外	提出	
Z その他	その他	その他	ガソリン税	ガソリン税（道路税）は、道内にはあまり使用していない。	1	1	1048Z
			旅券	旅券申請などの発券業務。	1	1	1050Z
			道路の維持管理	道路の管理、維持が地域の実情にあっていない。	1	1	1054Z
			少年犯罪法の見直し	少年犯罪を減らすために、少年犯罪法を低年齢化。	1	1	1062Z
15	24	56	204		288	248	

道民提案個票データ

(19. 7. 25現在・248提案)

※ 提案内容のうち提案者の特定につながる部分については、事務局で修文しています。

目 次

1000番台及び4000番台～団体などから寄せられた提案
 2000番台 ~市町村から寄せられた提案
 3000番台 ~一般から寄せられた提案

A 地域医療対策(39)

1002A	僻地における医師の確保について	2
1007A	医学部の定員増	3
1008A	医療従事者養成施設指定権限の移譲と設置基準の緩和	4
1043A	小児科、産婦人科、歯科の設置	5
1044A	バイタルチェックの常駐	5
1045A	救急車の出動理由の公表	5
1049A	私立病院の空き病棟の有効活用	6
1061A	医学部の定員増	6
2006A	医師確保対策について	7
2011A	医療・福祉の同一施設内における共用部分範囲の拡大について	8
2015A	地域医療を目指した臨床研修制度について	9
2018A	標準医師数	10
2019A	看護師の配置	11
2020A	医師の標準数の緩和	12
2021A	看護師の配置基準の緩和	13
2022A	地域実態に即した標準医師数の算定について	14
2023A	看護師の配置について	15
2024A	看護師の配置基準の見直しについて	16
2025A	医師標準数の緩和について	17
2026A	標準医師数の緩和について	18
2027A	看護師の配置基準の緩和について	19
2028A	標準医師数について	20
2029A	看護師数の確保について	21
2030A	医師標準数の緩和	22
2031A	自治体病院における看護師の配置基準の緩和	23
2032A	医師の標準数の緩和	24
2033A	看護師の配置基準の緩和	25
3019A	緊急通報システムの設置	26
3020A	医療チームの出向	26
3021A	通院にかかるバス代等は割引券の発行や無料にする	27
3028A	外国人医師の受け入れ	27
3035A	医療対策協議会について	28

3036A	病院の医師標準数について	2 8
3061A	診療報酬特例措置の決定権限の移譲	2 9
3063A	札幌医大卒業者への道内勤務の義務付け	3 0
3064A	中核病院を中心とした診療所のグループ化	3 6
3069A	外国人医師の受け入れ	3 6
3092A	予防医療の重視と家庭医制度の促進	3 7
3106A	道職員医師の民間病院への派遣	3 7

B 農林水産業の振興 (28)

1010B	堅固なビニールハウスの固定資産税免除	3 9
1011B	密漁の取り締まりの罰則の強化	4 0
1014B	農業生産用屋根付堅固建物の優遇措置	4 1
1015B	雪氷冷熱エネルギーの導入推進	4 2
1016B	農業参入促進制度、教育機関の設置と農業資格制度の導入	4 3
1017B	耕作放棄地の活用に伴う農地指定解除の容易化	4 4
1033B	外国人人材受け入れ促進	4 4
1086B	農業用で使用している自家用貨物用自動車の車検延長	4 5
2013B	漁業法第52条第1項に規定される「指定漁業」の大蔵許可の道知事許可への移行	4 6
3002B	北海道を日本の食糧支援センターにする	4 6
3004B	森林の多重管理（国、道、森林組合等）の一元化	4 7
3013B	食糧40%15年を目標に60%に引き上げる	4 7
3014B	農業改良センターの充実強化	4 7
3016B	食物の開発	4 8
3017B	養殖や栽培漁業の環境整備	4 8
3037B	バイオ燃料生産について	4 9
3055B	農作業用除雪機に係る軽油引取税の課税免除	5 0
3065B	耕作放棄地を利用した「ふゆみずたんぼ」の実施	5 1
3066B	耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用	5 2
3067B	外国漁船の日本の港への水揚げ規制緩和	5 2
3068B	農業、漁業への信用保証協会の公的保証	5 3
3078B	バイオ燃料の地産地消の促進に向けた規制緩和	5 4
3104B	オーガニック認定制度の制定	5 4
3108B	J A S 法に基づく監督指導権限	5 5
4009B	新規就農者の認定緩和	5 6
4014B	食品の表示に係る道と国との出先機関の事務・権限の一元化	5 7
4016B	森林審議会における所掌事務の拡充	5 9
4017B	地域森林計画・市町村森林整備計画の統合	6 0

C 土 地 利 用 規 制 (12)

2004C	漁港利用計画に関する規制緩和について	6 3
2007C	都市計画の補助制度（採択要件と財源）による国の関与の縮小	6 4
2008C	4 ha超の農地転用に伴う農林水産大臣許可等の権限事務	6 5
2009C	国有林保安林の指定及び解除事務権限	6 6
2010C	農地転用許可権限の移譲	6 6
2034C	農地転用許可権限の移譲	6 7
3005C	土地の用途制限、農地法等により、使われない土地が多すぎる	6 7
3010C	市街化調整区域の撤廃	6 8
3025C	未使用の国有地・道有地の有効活用について	6 8
3041C	農地取得の下限面積の引き下げなど	6 9
4008C	保安林関係事務の地方への移譲	7 1
4018C	保安林の指定・解除等	7 2

D 経済振興対策(59)

1003D	本州方面と北海道間の運賃の低減化の措置について	7 4
1019D	食品の機能成分表示、効能表示	7 5
1020D	リサーチ＆ビジネスパーク構築のための規制緩和	7 7
1021D	ものづくり産業の立地促進のための優遇措置	7 8
1022D	税制優遇措置による観光客増加促進	7 9
1023D	地方港におけるセーフティネット対応	8 0
1024D	自由貿易地域の指定	8 1
1025D	バイオ関連研究施設機能の総合的な発揮	8 2
1026D	リサーチ＆ビジネスパーク形成のための国家予算配分	8 3
1029D	出入国手続のシステム化促進と業務の一部の移管	8 4
1030D	ビザ発給要件の緩和	8 5
1031D	観光業務に従事する外国人労働者の在留資格要件、雇用に関する規制緩和	8 5
1032D	中国人短期滞在ビザの免除	8 6
1034D	入国査証発給基準の緩和	8 6
1035D	中国元両替所の増設等	8 7
1036D	近隣ホテルにおける自家用車による旅客送迎の共同化	8 7
1037D	産学官連携研究施設の誘致促進	8 8
1038D	サマータイムの本格実施	8 9
1039D	公的機関の協働による最適資源配分	9 0
1040D	不動産物件の短期賃貸借契約の簡便化	9 0
1041D	道路標識の統一	9 1
1057D	国際免許規定の変更	9 1
1072D	高速道路の最高速度	9 1
1074D	千歳空港の貨物受け入れ	9 2
1075D	トラックコンテナに国際基準を導入	9 2
1077D	宅建業法に基づく仲介報酬基準の見直し	9 2
1078D	タクシー車両の法定3力月点検の撤廃	9 3

1079D	タクシーの需給調整	9 3
1080D	酒税免許交付権限の移管	9 4
1081D	理容師・美容師の垣根の撤廃	9 4
1082D	減価償却年数の自由設定化	9 4
1085D	法人の経営安定基金の認可制度	9 5
2012D	北海道の主要港湾、空港の自由貿易地域（F T Z）指定	9 6
2014D	酒造免許付与権限の移譲	9 8
3009D	北海道特区での自家用貨物自動車の車検延長	9 9
3015D	コメ、赤飯など加工、缶詰工場の建設	1 0 0
3018D	コメ製粉の販売	1 0 0
3038D	国際観光振興について	1 0 1
3045D	サマータイムの導入	1 0 1
3046D	大型店と地域（商店街）との共存共栄	1 0 2
3047D	外国人専用カジノの設置	1 0 2
3048D	時差の導入	1 0 3
3049D	金融の自由化	1 0 3
3050D	カジノの設置	1 0 3
3053D	北海道の気候を考慮した6ヶ月車検の導入	1 0 4
3060D	民宿での自家製果実酒の製造、販売の自由化	1 0 5
3062D	酪農家の民宿、ファームインでしづらいたて牛乳の提供	1 0 6
3070D	新総合金融市场の創設	1 0 7
3071D	観光・ビジネス等での長期滞在型可能地域とする	1 0 9
3073D	時差の導入	1 1 0
3075D	第2種A空港管理の移行と北海道内の空港の一括管理・運営	1 1 1
3077D	特定免税店特区	1 1 3
3079D	バイクやオーブンカーの季節による車検・税金の割引	1 1 4
3097D	高年齢層人財の活用による経済の活性化	1 1 5
3098D	他の道州との差別化	1 1 5
3101D	稚内の一部をロシアにレンタル	1 1 6
3102D	企業の研究所の誘致促進	1 1 6
3107D	国管理空港の一体管理	1 1 7
4006D	特定地域における道路運送法等に基づく許可権限の移譲等の規制緩和	1 1 8

E 雇用対策(5)

1013E	求人の際の年齢制限の撤廃	1 2 0
3011E	最低賃金の値上げと55歳移譲の雇用に対する補助	1 2 1
3012E	在宅就労紹介（支援）センターの設置	1 2 2
3022E	通年雇用が可能な環境の整備など	1 2 3
4015E	シルバー人材センターの設置基準の緩和	1 2 4

F 環 境 保 全 (15)

1004F	鳥獣保護区等におけるエゾシカ捕獲のための特例措置について	126
1005F	ライフル銃の所持許可基準の短縮について	127
1018F	バイオマス燃料の普及促進	128
1056F	リサイクルゴミ	129
1065F	自家発電の高度利用制度	129
1067F	環境保全税導入	130
1073F	水道水のおいしい街選考	130
1083F	バイオ軽油の非課税化	131
3003F	地球温暖化モデル基地を提唱する	131
3072F	環境宣言特区とし、「北海道エコライフ宣言」を実施	132
3087F	環境税の創設	132
3100F	国より厳しいCO ₂ 削減目標の設定	133
4010F	産業廃棄物の定義に係る事業所限定の弾力的運用	134
4011F	一般廃棄物処理施設設置要件の緩和	136
4012F	廃棄物処理施設設置許可要件の条例への委任	137

G 子 育 て 支 援 (2)

1012G	子育てながら働く女性の勤務時間の柔軟化	140
3001G	男性の子育て参加支援	140

H 地 域 振 興 対 策 (69)

1001H	北海道在住の企業・個人に対する税の優遇措置について	142
1006H	学校施設の財産処分制限期間の短縮	142
1009H	政令都市、中核市要件の緩和	143
1042H	政令地方都市要件基準の緩和	143
1046H	軽微な交通違反の特例措置	144
1047H	学校と病院の併設	144
1051H	コミュニティFMの電波出力	145
1052H	道路除雪の一元管理	145
1055H	学校の空き教室	145
1063H	ふるさと納税システム	146
1068H	自家用車の車検期間の延長	146
1069H	プロパン供給の見直し	147
1070H	家を建てたときの消費税免除	147
1071H	別荘の税金軽減	148
1076H	旅館業法適用除外措置による過疎地への移住促進	148
1084H	第3セクター破綻制度の導入	149
2001H	複数の自動車を使用する離島住民に対する自動車税の課税免除につ	149

	いて	
2002H	離島における揮発油税の減免について	150
2003H	離島における漁港整備の費用対効果の緩和について	151
2005H	離島における特別養護老人ホームの定員枠について	152
2016H	「馬との暮らし」による地域活性化を実現するための農地法の規制緩和について	153
2017H	北海道が提示している事務権限移譲リスト（第3区分）の早期移譲について	157
2035H	公共建築物の耐震改修について	158
3006H	2重、3重の行政の解消	158
3007H	道路の特例	159
3008H	関税、課税制度	159
3023H	道州制に向けた道職員の意識改革	160
3024H	国で国民投票制を検討していますが、道や市町村でも必要ではないでしょうか	161
3026H	市町村合併についての特別立法	161
3027H	水産系廃棄物リサイクル施設の有効活用	162
3029H	JRや航空機利用の特別割引	162
3030H	北海道に住んだら優遇措置がある	163
3031H	北海道で食料品を購入したら消費税免除	163
3032H	北海道内で住宅を購入したら税が減税・格安金利で借り入れできる	163
3033H	北海道内で初の一般市民による法律や条例の提案や決定権を設ける	164
3034H	地方行政連絡会議について	165
3039H	教員のへき地手当について	166
3040H	地方自治体会計について	167
3042H	電波法による周波数割当の権限の移譲	168
3043H	都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲	169
3044H	中心市街地活性化法の指定要件の緩和	169
3051H	北海道を周遊できる自転車専用レーンの設置	169
3052H	北海道独特の建築基準法の制定	170
3054H	速度無制限の高速道路	171
3056H	地方道の除雪作業に係る軽油引取税の課税免除	171
3057H	天然水を使用する水道水の塩素消毒の規制解除	172
3058H	国の直轄事業に対する負担金の廃止	173
3059H	地方自治体の会計処理の効率化、簡素化	174
3080H	有料道路のサークルの整備	175
3081H	コミュニティFM局の出力制限の緩和	175
3082H	地方政治に関する市民大学開講	176
3083H	道州政府と基礎自治体との役割明確化と基礎自治体育成策	176
3084H	市民活動・ボランティア活動の領域拡大	177
3085H	市民活動・ボランティア活動従事時間貯蓄制度	177
3086H	首長・議員選挙における投票権行使者への税控除	178
3088H	対外輸入関税・国内移入関税の創設	178
3089H	地域特性に応じた生活様式の多様化の促進と弾力的な税率の設定	179
3090H	基礎自治体を連結した会計制度の導入	179

3091H	基礎自治体を連結した行政サービス品質管理制度の導入	180
3094H	一極集中都市化の解消	180
3095H	公共交通機関の拡充とPark & Rideの推進	181
3096H	電子政府の充実化	181
4001H	市町村議会における市町村の自主性の強化	182
4002H	市町村議会選挙運動における市町村の自主性の強化	183
4003H	年度をまたぐ工事発注・手続きの実施	184
4004H	「超長期を想定した無利子の市町村債」の創設の提案	185
4005H	既存不適格建築物の有効活用の推進	186
4007H	道立美術館の地方独立行政法人化	187
4013H	自動車税車検時納税制度	188

I 教育・学校(8)

1027I	小学校での英語必修	190
1028I	北大等独立行政法人の予算確保手段拡充	190
1053I	教育の見直し	191
1058I	小中学校の給食	191
1059I	給食費未納の罰則	191
1060I	給食費未納者削減システム	192
1087I	高校生版サマータイム「青春時間」	192
3103I	アジア学生受入制度の創設	193

J 福祉(7)

1064J	孤児施設の一元化	195
1066J	寄付金の損金処理制度	195
3074Z	カジノを取り入れた「老人テーマパーク」	196
3093J	介護福祉費の適正化	198
3099J	福祉有償運送の運送区域に係る規制の緩和	198
3105J	介護サービス事業所・障害者福祉サービス事業所の指定	199
4019J	地域の実情に即した介護サービスの指定基準等の緩和	200

Z その他の(4)

1048Z	ガソリン税	202
1050Z	旅券	202
1054Z	道路の維持管理	202
1062Z	少年犯罪法の見直し	203

A 地域医療対策

提案事項名	1002A 働地における医師の確保について
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 道立阿寒湖診療所もこの4月から常勤の医師がいなくなりました。約1700人が暮らす、また、多くの観光客が訪れる阿寒湖温泉にとって常勤医師の不在は大変憂慮される事態です。 ここ阿寒湖診療所の前々医師は細かな手術の伴う内臓外科医でしたが、年齢的なこともあります、僻地医療に転身し、九州からここ阿寒湖に赴任、ここでの3年間、熱心に地域の医療に取り組み、釧路市への救急車の出動回数も随分減少させたと聞いております。 医師の確保は大変難しい問題であることは承知しておりますが、世の中には、そろそろ第一線を退こうと考えている医師も大勢いることと思いますので、このような医師の発掘にも努めていただき、ただ一人の医師を求めているこのような地域の医療を確保していただきたいと思います。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1007A 医学部の定員増
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 国は、1県1政策により、一つの県に一つの国立医大（医学部）を設置してきた。これにより、四国には4つの医学部があり、医学生の定員は380人だが、四国より広く人口も多い北海道は3つの医学部、定員は300人で格差が生じている。 国は、平成19年度から、地方の医師不足を解消するため、人口10万人対医師数が200未満の10県を対象に、10年間、毎年10人ずつ定員増を行うとしている。 北海道は、一つの県として扱われ、医師の充足率が高いとして対象外となっているが、医師は、札幌圏や旭川圏に偏在し、道東やオホーツク、道南圏では、人口10万人対医師数は200未満となっている。こうしたハンディキャップの解消を図るべきである。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 医学部の学生定員は、「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準」（平成15年文部省告示第45号）により、定員増は認められない。 しかし、国は、この例外措置を打ち出しており、北海道については、一つの県として捉えるのではなく、6つの県として捉え、それごとの人口10万対医師数を基に例外措置の対象に含めるべきである。 札幌医大に、道東、オホーツク、道南圏の医学生の定員として、10年間、10人の定員増を求める。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 道東、オホーツク、道南地域の医師不足の解消に役立つ。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法、「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準」（平成15年文部省告示第45号） 医療法昭和60年改正附則第3条

提案事項名	1008A 医療従事者養成施設指定権限の移譲と設置基準の緩和
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産師や保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、歯科衛生士、理容師、美容師、介護福祉士などの養成施設は、厚生労働省から施設指定の認可を受けると同時に、知事から専門学校の認可を受けるという二重行政になっており、しかも申請書類も統一されておらず、申請者にとっては、分かりづらい複雑な制度である。 ・ これら施設の定員は、各県ごとの需給状況を踏まえて認可を受けることになるが、北海道は1つの県として、現状では、需給のバランスが取れているとされている。 ・ しかし、助産師や保健師、看護師などは、道央圏に偏在しているため、道東やオホーツク圏での設置が難しく、地域間の格差が生じている。 ・ また、例えば、看護師は早期退職者が多く、地方では慢性的不足になっている。 <p>このため、看護師の資格は就職のためと考えるのではなく、子育てや親の介護をする上での必要な知識と考え、需給のバランスにとらわれずに、より多くの養成を図るべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こうしたことから、知事が地域の実情に応じて認可できるよう、権限移譲を求めるべきである。併せて、実習のあり方など設置基準の緩和を求めるべきである。また、企業参入も促進すべきである。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産師、保健師、看護師などの養成施設を、知事が地域の実態に応じて指定できるよう、指定権限の移譲を求める。 ・ また、企業参入も含めて地方での設置が容易となるよう、養成施設の指定基準及び専修学校の設置基準の緩和を求める。助産師以外の他の職種についても同様の措置を求める。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療従事者の地域偏在の解消に役立つ。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師助産師看護師法 など ・ 学校教育法、専修学校設置基準

提案事項名	1043A 小児科、産婦人科、歯科の設置
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 地域に必要な身近な医療として、上記の3科は併設でかまいませんから設置していただきたい。 また過疎地には医師が行きたがらないので、期間限定交代制でもいいです。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1044A バイタルチェックの常駐
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦など患者が病院から離れている場合には、遠隔地医療の充実として、バイタルチェックの常駐を検討する事で、地域に安心をもたらす。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1045A 救急車の出動理由の公表
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 救急車をタクシーのようにして利用している方が多いと聞きます。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 不正利用を減らすために、救急車の出動理由の公表を制度化して、世論に問う政策を展開したほうが良い。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1049A 私立病院の空き病棟の有効活用
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立病院の空き病棟の有効利用。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1061A 医学部の定員増
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学部の定員増は文科省の告示でできない。 ・ しかし北海道は一つの県としてではなく、6つの県として考え、人口10万人対医師数を基に例外措置を取るべき。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	2006A 医師確保対策について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市におきましても、近年深刻な医師不足により、地域医療機関における医師確保が大きな課題となっております。 ・ この問題につきましては、厚生労働省を中心とする地域医療に関する関係省庁連絡会議が昨年8月に策定した「新医師確保総合対策」に基づく医療対策協議会が北海道においても立ち上げられ、医師派遣システムを構築する取り組みなどを行っているところですが、現時点で医師不足の解消は図られておらず、同省では、このほど「医師確保等支援チーム」を発足させ、各地域ごとに医師確保対策の支援を強化していく考え方を示したところです。 ・ このような中で、北海道が道州制特区による政府に対する第二次提案の例示として取り上げられた「医師や看護師などの地域的偏在の是正策」について、今後の具体的な提案内容に大きな関心を持っているところであります。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	2011A 医療・福祉の同一施設内における共用部分範囲の拡大について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 当町では、JA北海道厚生連の病院を公的医療機関として位置づけ、施設整備及び運営に対して、町立病院に匹敵する形で財政支援をしております。 平成18年4月の医療制度改正に伴い、同病院は現在療養病床40床の病院として運営しておりますが、将来的には無床診療所と介護老人保健施設への転換を検討しているところであり、その際認定を受ける共用部分は現法においては極小の範囲であります。しかしながら用途区分のための施設整備には多額の経費を必要とし、財政支援をしております自治体財政をさらに圧迫する要因となっております。 そのために、業務に支障のない範囲での共用部分の拡大を要望するものであります。 <p>資料【略】</p>
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 今後さらに病院経営から診療所と福祉施設との併設、いわゆる複合施設への転換が加速すると予想されることから、同一施設での転換にあっては用途区分の全廃を要するものであります。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 用途区分の全廃により施設の狭窄回避が可能となることから、医療・福祉双方の業務の円滑化はもとより、患者や入所者の利便性向上につながるものと期待するところであります。
関 係 法 令	

提案事項名	2015A 地域医療を目指した臨床研修制度について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 近年の地方の医師不足については、全国的な問題となっている。これは医師全体数が極端に減少している訳ではなく、元々、都市部に偏っていた医師が平成16年4月から義務化された臨床研修制度により、都市部の民間病院などを研修先に選ぶ医師が増加することにより、地方の医師不足にいっそう拍車をかけたものと考える。 医師不足による地方医療の低迷は深刻化しており、住民サービスの低下に直結している。医師不足解消のため、大学の地域枠推薦入学制度・奨学金制度や医師集約化など新たな取組が進められているが、これらの取組の他に、道州制特区において研修医などに地方病院研修を義務付けることができるよう検討していただきたい。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 研修医などの地方病院勤務の義務付け
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 安心、安全な地域医療確保による住民サービスの向上 少子化対策の向上 交通費削減による住民負担の軽減
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 医師法 第16条2臨床研修

提案事項名	2018A 標準医師数
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医師不足が深刻化し、固定医師の退職に伴い後任医師の確保が困難。 医療法で定める、標準医師数が不足となっている。 医師の減員数が標準医師数に対し70%に満たない場合は、診療報酬が減額され病院経営が圧迫する。 他の医療機関に医師を派遣する場合は、派遣元医療機関の医師現員数が減算される。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実態に応じて、標準医師数の算定方法の緩和 療養病床の入院患者の実態を反映した算定 外来における初診患者と再診患者の数に応じた算定 急性期患者と慢性期患者の数に応じた算定 過疎4法の指定地域における標準医師数の特例措置の緩和 医師配置基準の特例措置を現行の90%から80%に緩和 新たな医師確保対策が効果をあげるまで、特例措置の期間を現行の3年間から延長
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 標準医師数の算定方法及び特例措置の緩和により、慢性的に標準医師数が達成できない場合は長期的な医師確保対策の取り組みが可能となる。 診療報酬の減算を受けなくなるほか、安定した医療収益が見込め地域医療の役割を担うことが出来る。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第21条 医療法施行規則第19条、第50条

提案事項名	2019A 看護師の配置
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度診療報酬の改定により、入院基本料の看護配置区分（7：1区分の新設）看護職員の夜間配置数（病棟ごとに2名以上）、夜間勤務時間（72時間以内）、看護比率（看護職員に占める割合、正看比率40%以上）などが見直されたことにより都市部の大病院を中心に看護職員の大量採用が行われ、地域の看護職員が不足となった。 入院基本料を維持するために、必要な看護職員の確保が困難となつたことから、多くの自治体病院で診療報酬が減収し病院経営が圧迫した。 夜間看護配置基準は、病床数に関わらず全国一律に適用され、小規模病院では、看護師を一般病棟と療養病棟ごとに配置しなくとも、必要な看護体制の確保が可能である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 小規模病院における夜間看護職員の配置を病棟に一律2名以上ではなく、入院患者や病床数に応じた配置基準に緩和。 看護職員の夜間勤務時間の緩和（一人当たりの月平均夜勤72時間以内） 看護師比率の要件の緩和 地域における看護師不足が生じていおり解消のため、道立看護学校の定員及び奨学金制度の拡充。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の施設基準の緩和により、慢性的な看護師不足の回避と地域の実態にあった看護体制が確立できると共に診療報酬の減算を受けなくなるほか、安定した医療収益が見込め地域医療の役割を担うことが出来る。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法 老人保健法

提案事項名	2020A 医師の標準数の緩和
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 病院に必要な医師数は、全国一律の算定となっていますが、北海道の過疎地域等では、標準数どころか緩和措置後の数でさえ確保できないのが実状で、関係法令の基準との乖離があまりにも大きくなっています。 そのことから病床の増床や変更ができない状況にあり、また、診療報酬も減額されています。過疎地域等の実態を無視した制度であり、今回の道州制特区推進法に基づき、実態に即した緩和措置が必要となっています。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 過疎4法の指定地域の緩和率の引き下げ（90%を80%にし、更に特例適用後は従前同様60%）、及び緩和期間の延長すること。 病院開設許可等変更（病床増床・変更）の場合の標準医師数等を、特例適用後の数値をもって可とすること。
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 過疎4法地域の医師数が法令上満たされる数となり、診療報酬もカットされず病院の財政運営上に大きな効果がある。医師が1人立ちできるようになるためには、卒業後5年程度を要するとのことであり、制度改正後の確保期間も含め最低5年間延長できれば、その間に医師確保の期待ができる。 病院開設許可の変更は、標準医師数の90%を満たすことが条件となっているが、過疎地域等の実状では、非常に困難であり、そのために、病院開設許可の変更ができない状況が生じている。道州制特区により特例適用後の医師数により開設許可の変更等が認められれば、効果的、効率的な病院運営ができる。 今後増加する住民検診業務等への積極的派遣が可能となる。（現在は、派遣すると医師数が減算となる。）
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第7条①及び2 第21条 医療法施行規則第19条 第50条 厚生労働省告示第92号

提案事項名	2021A 看護師の配置基準の緩和
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月の診療報酬等施設基準の改定により、一般病棟（20床以上）は夜間勤務帯2名以上の看護職員の配置をしなければ、極端に診療報酬の減額をされることになり、過疎地域における自治体病院の経営は危機に瀕しています。 また、7対1の看護基準の新設により、都市部の大病院や大学病院が高給を提示するなど看護職員確保に奔走したため、過疎地域等では看護職員の確保は困難を極めています。特に若い看護師の応募はない状況にあります。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域における小規模病院（一般・療養病床合せて100床未満で、一般・療養病床が同一階に存する病棟）は、夜間勤務帯の看護職員は各々、一般1名、療養1名の看護職員が配置されているか、若しくは療養病棟と同様、1名は看護補助職員の配置がされている場合、15対1の施設基準を適用するなど弾力的な運用ができる権限を北海道に移譲する。
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 法令上の基準が講じられ、診療報酬も增收し経営が大きく改善される。 一般病棟、療養病棟で相互に支援体制が取ることができ、効率的、効果的な看護ができる。 地域の自治体病院は慢性期の患者が多いため、2名のうち1名は看護補助職員でも対応が可能である。また、看護職員に比べ費用も大きく削減できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第21条 厚生労働省告示第92号

提案事項名	2022A 地域実態に即した標準医師数の算定について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 地域における医師不足が深刻化する中、勤務医師の退職等に伴う後任医師の補充が困難な状況。 地域の多くの自治体病院で、法に定める標準数に不足をきたしている。 医師現員数が標準数の70%に達しない場合、診療内容に関わらず診療報酬が減額され、病院経営を圧迫している。 平成16年8月の省令改正で、医師標準数に係る特例措置が設けられたが、特例措置適用後も慢性的に標準数の70%を達成できない町が存在する。 他の医療機関に医師を派遣する場合、派遣元医療機関の医師数が減算される。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実態に応じて、標準医師数の算定方法を緩和する 療養病床の入院患者の実態を反映した算定 外来における初診患者と再診患者の数に応じた算定 急性期患者と慢性期患者の数に応じた算定 過疎4法の指定地域等における標準医師数の特例措置を緩和する 医師配置基準の特例措置を現行の90%から80%に緩和 新たな医師確保対策が効果をあげるまで、特例措置の期間を現行の3年間から延長 地域において、病院間等の医師派遣を円滑化するため、派遣元医療機関が不利益を被らぬ措置を講ずる。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 標準医師数を地域実態に即することにより、診療報酬の減額が回避され病院経営の継続と安定化に資するとともに、地域医療の存続が図られる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 医療法 第7条1及び2、第21条 医療法施行規則 第19条、第50条

提案事項名	2023A 看護師の配置について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月の診療報酬改定により、入院基本料の看護職配置区分（7：1区分の新設等）、看護職員の夜間配置数（病棟ごとに2名以上）、夜勤時間（72時間以内）、看護師比率などが見直されたことにより、都市部の大病院を中心に看護職員の大量採用が行われ、地域の看護職員不足に拍車をかけた。 これまで通りの入院基本料を維持するために必要な看護職員の確保が困難となったことから、多くの自治体病院で診療報酬が減収し、病院経営の維持が困難となっている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 小規模病院における夜間看護職員の配置は、病棟ごとの一律2名以上ではなく、入院患者数や病床数に応じた配置基準とする。 看護職員一人当たりの月平均夜勤時間数は72時間以内とされているが、その規定を緩和する。 看護師比率の要件を緩和する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 病院規模など実態に即した基準・要件とすることにより、診療報酬の減額が回避され、病院経営の継続と安定化に資するとともに、地域医療の存続が図られる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第76条2項（療養の給付に関する費用） 老人保健法第30条1項（医療費に関する基準） 診療報酬の算定（平成18年厚生労働省告示第92号） 基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号） 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成18年3月6日保医発第0306002号）

提案事項名	2024A 看護師の配置基準の見直しについて
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬の改定（2年ごと）により、その都度、病院経営の見直しを余儀なくされ、経営に係る中長期的な将来像を描きにくい状況である。特に平成18年度の改定では入院基本料における看護職員の配置基準が大幅に見直されたことにより、全国的な看護職員不足を招き、新たな基準を満たせない地域病院の診療報酬の大幅減に繋がっており病院経営を圧迫する原因となっている。自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的取り組むとともに、公正・公平な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り地域の発展に貢献することを使命としていることから、病院経営が成り立つよう支援策が必要である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 小規模病院における夜間看護職員の配置は、病棟ごとの一律2名以上ではなく入院患者数や病床数に応じた配置基準とすべき。 看護職員一人当たりの月平均夜勤時間数は72時間以内とされているが、その規定を緩和すべき。 看護師比率の要件を緩和すべき。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 基準が緩和されることにより自治体病院をはじめとする地域病院の厳しい経営状況の改善が図られ、地域医療の維持が可能となる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 医療法

提案事項名	2025A 医師標準数の緩和について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 地域における医師不足が深刻化する中、勤務医の退職等に伴う後任医師の補充は大変困難な状況である。十勝管内いずれの自治体病院においても、法で定める標準数に不足しており、更には医師現員数が標準数の70%に達しない場合は診療内容に関わらず診療報酬が減算され、これが病院経営を圧迫する要因の一つとなっている。平成16年8月の省令改正で、医師標準数に係る特例措置が設けられたが、特例措置適用後も慢性的に70%を達成出来ない自治体病院もあり、地域の実態に応じた標準医師数の算定方法に緩和すべきである。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の実態に応じて、標準医師数の算定方法を緩和すべき 療養病床の入院患者の実態を反映した算定 外来における初診患者と再来患者の数に応じた算定 急性期患者と慢性期患者の数に応じた算定 2 過疎4法の指定地域等における標準医師数の特例措置を緩和 医師配置基準の特例措置を現行の90%から80%に緩和 新たな医師確保対策が効果をあげるまで、特例措置の期間を現行3年間から延長
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準が緩和されることにより自治体病院をはじめとする地域病院の厳しい経営状況の改善が図られ、地域医療の維持が可能となる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法

提案事項名	2026A 標準医師数の緩和について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 地域における医師不足が深刻化する中、勤務医師の退職等に伴う後任医師の補充が困難な状況にある。 北海道の多くの過疎地域にある自治体病院では、法に定める標準数に不足をきたしている。 医師現員数が標準数の70%に達しない場合、診療内容に関わらず診療報酬が減額され、病院経営を圧迫している。 平成16年8月の省令改正で、医師標準数に係る特例措置が設けられたが、特例措置適用後も慢性的に標準数の70%を達成できない町が存在する。 他の医療機関に医師を派遣する場合、派遣元医療機関の医師数が減算される。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実態に応じて、標準医師数の算定方法を緩和する 療養病床の入院患者の実態を反映した算定 外来における初診患者と再診患者の数に応じた算定 急性期患者と慢性期患者の数に応じた算定 過疎4法の指定地域等における標準医師数の特例措置を緩和する 医師配置基準の特例措置を現行の90%から80%に緩和 新たな医師確保対策が効果をあげるまで、特例措置の期間を現行の3年間から延長 地域において、病院間等の医師派遣を円滑化するため、派遣元医療機関が不利益を被らぬ措置を講ずる。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 標準医師数を地域実態に即することにより、診療報酬の減額が回避され病院経営の継続と安定化に資するとともに、地域医療の存続が図られる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 医療法 第7条1及び2、第21条 医療法施行規則 第19条、第50条

提案事項名	2027A 看護師の配置基準の緩和について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月の診療報酬改定により、入院基本料の看護職配置区分（7：1区分の新設等）、看護職員の夜間配置数（病棟ごとに2名以上）、夜勤時間（72時間以内）、看護師比率（看護職員に占める正看護師の割合が40%以上）などが見直されたことにより、都市部の大病院を中心に看護職員の大量採用が行われ、地域の看護職員不足に拍車をかけた。 これまで通りの入院基本料を維持するために必要な看護職員の確保が困難となったことから、多くの自治体病院で診療報酬が減収し、病院経営の維持が困難となっている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 小規模病院における夜間看護職員の配置は、病棟ごとの一律2名以上ではなく、入院患者数や病床数に応じた配置基準とする。 看護職員一人当たりの月平均夜勤時間数は72時間以内とされているが、その規定を緩和する。 看護師比率の要件を緩和する。 地域における看護師不足解消のため、潜在看護師の再就職を促進するとともに、道立看護学校の定員及び奨学金制度を拡充する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 病院規模など実態に即した基準・要件とすることにより、診療報酬の減額が回避され、病院経営の継続と安定化に資するとともに、地域医療の存続が図られる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第76条2項（療養の給付に関する費用） 老人保健法第30条1項（医療費に関する基準） 診療報酬の算定（平成18年厚生労働省告示第92号） 基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号） 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きについて（平成18年3月6日保医発第0306002号）

提案事項名	2028A 標準医師数について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 地域における医師不足が深刻化する中、勤務医師の退職等に伴う後任医師の補充が困難な状況である。 医師現員数が標準数の70%に達しない場合、診療報酬（入院基本料）が減額され、病院経営を圧迫している。 本町における標準医師数は約5.8人で、現員数は約3.4人となっている。平成16年の省令改正で設けられた標準医師数に係る特例措置を適用しても70%の医師数確保ができない状況である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実態に応じて、標準医師数の算定方法決定の権限の移譲。 療養病床の入院患者の実態を反映した算定方法の導入。 急性期患者と慢性期患者の数に応じた算定方法の導入。 過疎4法の指定地域等における標準医師数特例措置の内容を決定する権限の移譲。 医師配置基準の特例措置を現行の90%から80%に緩和する。 実効性のある医師確保対策が効果をあげるまで、特例措置の期間を現行の3年間から延長する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 医師不足の抜本的な解決にはならないが、当面の医師不足による診療報酬（入院基本料）減額による病院経営の圧迫は回避することができる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第21条 同法施行規則第19条及び第50条

提案事項名	2029A 看護師数の確保について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度の診療報酬改定により、看護職員の配置基準が変更され、小規模の病院では、特に一人当たりの夜勤時間が72時間とされたことによる看護職員配置数確保が難しくなっている。 小規模病院の場合、夜勤帯に看護職員2名を配置し、72時間の制限があると、最低でも14人の看護職員が必要となり、過剰な看護師配置が必要な状況にもなっている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 小規模病院の看護職員の配置基準設定の権限の移譲 小規模病院における夜間看護職員の配置を実態に合わせて緩和する。 一人当たりの夜勤時間数の制限を緩和する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 夜勤時間の緩和により、過剰な看護職員の配置が不要となり、看護職員数をある程度抑えることが可能となるため、病院経営上の利点が出てくる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号）

提案事項名	2030A 医師標準数の緩和
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 地域における医師不足が深刻化するなか、勤務医師の退職等に伴う後任医師の補充が困難な状況となっている。 十勝管内のいずれの自治体病院においても、恒常に法で定める標準数に不足しており、国の基準に従わないのではなく、努力しても確保が無理という状況である。また、標準数に満たなくても適切な医療が実践できている。 平成16年8月の省令改正で、医師標準数の特例措置が設けられたが、その後も慢性的に70%を確保できない自治体病院がある。 他の医療機関に医師を派遣する場合、派遣元医療機関の医師数が減算される。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 都會と地方の病院の役割、また、地域の実態に応じて、標準医師数の算定方法を緩和する。 <ul style="list-style-type: none"> 療養病床の入院患者の実態を反映した算定 外来における初診患者と再診患者の数に応じた算定 急性期患者と慢性期患者の数に応じた算定 過疎4法の指定地域における標準医師数の特例措置を緩和する。 医師配置基準の特例措置を現行の90%から80%に緩和 新たな医師確保対策が効果をあげるまで、特例措置の期間を現行の3年から延長 地域において、病院間等の医師派遣を円滑化するため、派遣元医療機関が不利益を被らない措置を講ずる。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 民間の参入が見込めない過疎地域での医療の確保が図られる。 有効な過疎対策となる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第7条1及び2 病院の開設、増床、病床種別の変更の場合、知事の許可が必要 医療法第21条 病院は省令で定める医師その他の従業者の人員配置を満たすことが必要 医療法施行規則第19条 標準数の算定方法 医療法施行規則第50条 へき地等の一定要件を満たした病院については、許可時から3年間、特例的に当該病院の医師配置基準を現行の算定方式の90%相当に緩和

提案事項名	2031A 自治体病院における看護師の配置基準の緩和
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度の診療報酬の改定により、入院基本料の看護師配置区分（7：1区分の新設等）、看護師の夜間配置数（病棟ごとに2名以上）、夜勤時間（72時間以内）、看護師比率（看護職員に占める正看護師の割合40%以上）などが見直されたことにより、都市部の大病院を中心に看護職員の大量採用が行われ、地域の看護師不足に拍車。 これまでどおりの入院基本料を維持するために必要な看護職員の確保が困難になったことから、多くの自治体病院で収益が大幅に減少し、病院経営を圧迫している。 夜間配置基準は、病床数に関わらず最低基準として全国一律に適用されているが、小規模病院では、看護職員を一般病棟と療養病棟ごとに配置しなくても、必要な看護体制の確保が可能である。小規模病院の実態把握が必要である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 小規模病院における夜間看護職員の配置は、病棟ごとの一律2名以上ではなく、入院患者数や病床数に応じた配置基準とする。 看護職員一人当たりの月平均夜勤時間数は72時間以内とされているが、その規定を緩和する。 看護師比率の要件を緩和する。 地域における看護師不足解消のため、道立看護学校の定員及び奨学金制度を拡充する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 民間病院が参入できない過疎地域における医療の確保が図られる。 有効な過疎対策となる。
関 係 法 令	

提案事項名	2032A 医師の標準数の緩和
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 病院に必要な医師数は、全国一律の算定となっているが、北海道の過疎地域等では、標準数どころか緩和措置後の数でさえ確保できないのが実状で、関係法令の基準との乖離があまりにも大きい。そのことから病床の増床や変更ができない状況にあり、また、診療報酬も減額されている。過疎地域等の実態を無視した制度であり、今回の道州制特区推進法に基づき、実態に即した緩和措置が必要である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 過疎4法の指定地域の緩和率の引き下げ（90%を80%にし、更に特例適用後は従前同様60%）、及び緩和期間の延長。 病院開設許可等変更（病床増床・変更）の場合の標準医師数等を、特例適用後の数値をもって可とする。
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 過疎4法地域の医師数が法令上満たされる数となり、診療報酬もカットされず病院の財政運営上に大きな効果がある。医師がひとり立ちできるようになるためには、卒業後5年程度を要するとの事であり、制度改正後の確保期間も含め最低5年間延長できれば、その間に医師確保の期待ができる。 病院開設許可の変更は、標準医師数の90%を満たすことが条件となっているが、過疎地域等の実状では、非常に困難であり、そのために、病院開設許可の変更ができない状況が生じている。道州制特区により特例適用後の医師数により開設許可の変更等が認められれば、効果的、効率的な病院運営ができる。 今後増加する住民検診業務等への積極的派遣が可能となる。（現在は、派遣すると医師数が減算となる。）
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第7条①及び2、第21条 医療法施行規則第19条、第50条 厚生労働省告示第92号

提案事項名	2033A 看護師の配置基準の緩和
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月の診療報酬等施設基準の改定により、一般病棟（20床以上）は夜間勤務帯複数の看護職員の配置をしなければ、極端に診療報酬の減額をされることになり、過疎地域等における自治体病院は経営の危機に瀕している。また、7対1の看護基準の創設により、都市部の大病院や大学病院が高給を提示するなど看護職員確保に奔走したため、過疎地域等では看護職員の確保は困難を極めている。また、地域給の導入により給与水準も大きく引き下がり、特に若い看護職員の応募は、全くない状況である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域における小規模病院（一般・療養病床合せて100床未満で、一般・療養病床が同一階に存する病棟）は、夜間勤務帯の看護職員は各々、一般1名、療養1名の看護職員が配置されているか、若しくは療養病棟と同様、1名は看護補助職員の配置がされている場合、15対1の施設基準を適用するなど弾力的な運用ができる権限を北海道に移譲する。
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 法令上の基準が講じられ、診療報酬も增收し、経営が大きく改善される。 一般病棟、療養病棟で相互に支援体制が取ることができ、効率的、効果的な看護ができる（当院の場合、一般病床44床、療養病床16床と担当看護職員の病床の持分に不均衡がある）。 地域の自治体病院は慢性期の患者が多いため、2名のうち1名は看護補助職員でも対応が可能である。また、看護職員に比べ費用も大きく削減できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第21条 厚生労働省告示第92号

提案事項名	3019A 緊急通報システムの設置
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 現在も国会を中心に格差の社会的責任題を論じている時、この今を何より大切にすべきと信ずる者です。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 特にへき地、過疎地、一般の少数集落地域全世帯に対して緊急通報システムを一日も早く設置する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3020A 医療チームの出向
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 現在も国会を中心に格差の社会的責任題を論じている時、この今を何より大切にすべきと信ずる者です。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 様々な理由で患者家族が行動不可能の場合は速やかに医療チームが出向して診療やその後の対策を速やかに行う。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3021A 通院にかかるバス代等は割引券の発行や無料にする。
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 現在も国会を中心に格差の社会的責任題を論じている時、この今を何より大切にすべきと信ずる者です。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 日頃の通院、町立や専門病院、総合病院への通院には、その状況に応じて、介護ヘルパーを又、バス代等は割引券の発行や無料にするなどにする。 家族、近親者、親戚などゆるされる範囲の連絡網の確保が必要な場合も・ 高齢に加え単身者もあり特に留意が求められます。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3028A 外国人医師の受け入れ
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 臨床医師研修制度の導入により、新卒医師が厚遇に惹かれて大都市の民間医療機関に集中しており、地方の医療機関では、産婦人科、小児科等の医師不足が深刻化しているが、現状、有効な対応策は見いだせていない状況にある。 国内で医師になるには、医師法2条で医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならず、外国で、現に医師として活動している者においても、同法11条3項で医師国家試験を受験し、合格、免許の取得が必要となっている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> このことから、外国人医師の確保は、困難なものとなっているが、道州制特区制度を活用して、現に外国で医師として活動し、日本語が話せる医師には、医師国家試験を免除し、医療活動を行うことが可能となるようにすべきと考えます。 ただ、外国人医師の受け入れは、当然、無条件ではなく、医師会等を含めた審査機構を設け、技量が十分ある医師を受入れることが前提となります。 宜しくお願いします。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3035A 医療対策協議会について
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月から医療法が改正され、各都道府県に、医療従事者の確保等の施策について協議する機関の設置が義務づけられた。 しかし、この協議機関は、会議出席者に協力を求めるにとどまるだけで、実効性を担保する規定がないので、知事の権限を明確にし、実効性を高めるべきである。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 法律に次の事項を規定すること。 毎年1回の会議開催を義務づけること。 会議は、知事が招集し、議長となること。 議事は、多数決により決定すること。 議長が必要と認めた場合、参画者に対し指示を与えることができ、指示を受けたものは従うよう努めなければならないこと。 あるいは、「会議の運営に関し必要な事項は条例で定める」との規定を設け、条例でこれらの規定を設けることができるようのこと。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療の確保、充実が期待できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 医療法

提案事項名	3036A 病院の医師標準数について
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 病院の医師の標準数は、医療法施行規則で定められているが、地方病院では、100%の充足が難しい状況となっている。 一方、診療報酬請求制度では、医師充足率が70%以下の場合には、本来の請求額より3割減額することとされており、医師不足が経営悪化を招くという悪循環が生じている。 こうしたイタチごっこを解消するためには、全国一律の医師標準数を、過疎地では、何らかの配慮をする必要があり、知事が医師標準数を決定できるようにすべきである。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 医師標準数を、地域の実態に応じて決定できるよう、知事に決定権限を移譲すること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 病院経営の安定が期待される。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 医療法

提案事項名	3061A 診療報酬特例措置の決定権限の移譲
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬は、病院経営の収入源の太宗を為し、人件費にも当てられているもので、健康保険法に基づき、厚生労働大臣が全国一律の基準で定めている。 ・ 北海道では、小児科医や産科医、麻酔科医が札幌に偏在し、地方では地元病院でお産ができないという危機的状況になっている。 ・ こうした対策としては、小児科医や産科医、麻酔科医の養成人員を拡大し、地方での定着を促すことが重要であるが、それと同時に、これら医者の給料アップなど待遇改善が不可欠である。 ・ このためには、小児科医や産科医、麻酔科医に関わる診療報酬を引き上げるとともに、地方で勤務した場合に加算点を付加するなどの措置が効果的である。 ・ 診療報酬は、全体のパイが決まっているため、どちらかを増やせば、どちらかを減らさなければならないという仕組みである。また、全体を増やすことは、医療費の増嵩に結びつくことになるが、全体のパイをいじらずに、地域の実態によって、地域ごとに特例措置を決定できるような仕組みが必要である。 ・ したがって、診療報酬の全体のパイは、これまでどおり厚生労働大臣が決定するが、地域の実情に応じて、知事が特例措置を決定できるよう求める。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬について、地域の実態に応じて知事が特例措置を決定できるようにすること。 ・ 特例措置は、次のとおり。 小児科医、産科医、麻酔科医に関わる診療報酬の引き上げ 小児科医、産科医、麻酔科医が地方で勤務する場合に加算点の付与 上記の増加に見合う他の診療報酬の引き下げ
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の医療確保が図られる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険法 ・ 高齢者の医療確保法

提案事項名	3063A 札幌医大卒業者への道内勤務の義務付け
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 私、17年3月まで道立診療所にて勤務した医師です。此の度、道州制特区推進会に基づく提案募集をインターネットで知りました。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 知事も北海道の医療の在り方の深刻さを感じておられるようですが、私は在職時より北海道の医療（制度）の在り方について道庁医療政策課に色々と提言して参りました。（2003年より）保健福祉部より知事にも当時より一部は報告があったことと思いますが、骨子になる部分のみ再確認の意味で知事に直接お知らせさせて戴きます。 知事が再選されたあと、医療問題に機構の委員長として率先して当たられることを報道で知りました。 過去における札幌での関係者間の話し合いからでも言えることですが、知事が今考えておられる制度では確実なる医師の確保は出来ずメンバーが変わっただけの今の”北海道地域医療振興財団”（私はこれに応募したのですが）と五十歩百歩で効率の悪いものになると思います。 同封の文献【略】は、私が在職時に道庁に提言したことの一部ですが（当時のままで一部少し違う表現をしなければならない部分もありますが、充分今でも通用すると思います。） 特に道立医大に一定期間の地方勤務義務化制度作りが必要です。都会育ちの人（地方出身でも札幌に魅せられた人含む）に地方に根付くということは期待できません。新聞によりますと”地域に根ざす医療に向かない人がいけば来られた方も不幸…（札医大生）”とありますが、私に言わせればこの方は人のつらさ、痛みに鈍感で優しさ（ニンパンに憂える…人のつらさ、淋しさに敏感なこと）を欠いています。 つまり、医者の資質として最初から不適切な人と言わざるを得ません。参考までに、北九州市にある産業医を育てる目的の産業医科大学は、授業料は勿論払います。産業医として9年間の義務期間を全うすれば問題ないのですが、5年勤めて4年の義務期間を放棄した場合、学費補助金（税金と同じ）の4年分の割合金返還すれば普通の医学部卒のように振舞えたが、この種の人が増えてここ2-3年前より、あと1年を残す人でも義務期間を全うしない人は、3000万円（最初から義務果たさない人と同じ）払う規定を作って実施しているそうです。 <p style="padding-left: 2em;">（病院長談） 私が文章で札幌医大の方に提示した条項の参考までに。</p> 今までの知事が出来なかったことを知事のライフワークの一つとして”道民は家族”との公約実現のため強いリーダーシップをお願いします。 参考までに私が居た時と後任の医師がいた時の救急車の出動（昼、夜、休日）及び時間外・休日消防署経由で照会のあるホテル（観光客が殆ど）の車で診療を受けた数を比較して下さい。ホテル業の人を含めた住民、又他の医療機関まで治療に行く観光客の嘆きが目に浮かびます。

- ・ 今年の4月からは、同封【略】の診療体制で救急車もホテルも（観光客も）夜間・休日は、一回も診療所利用出来ないそうです。（5月7日現在）
-
- ・ 北海道での医師配置格差是正のための最も効果ある方法（施策）
 - ① 北海道は一応道州制導入の試みの第一の候補にもなっている所であり、全ての分野で既成概念と異なった発想をもち、北海道に合った考え方・制度を導入すべきであることを認識する。
 - ② 医療サービスの配置格差など医療面においての北海道は、発展途上国並であることを認識すべきである。途上国には賄賂が横行する。（大学人と市町村の金の絡み）
 - ③ 医療サービスなどの成熟（適正配置達成）までは、公僕精神を持つ優秀な人達による中央集権（道庁）的統制が必要である。
 - ④ 北海道に存在する国立大（北大・旭川大）が自ら北海道の地域医療にも特権的報酬を要求することなく参加して行く姿勢を持つべきことを認識させる。（ノブレスオブリージュ（仏）社会的に地位のあるものは行動をもって他の人の範になるべき義務があるということ）
 - ⑤ 道としては直接関りの深い札幌医大の今の在り方を今一度見直し、確立させた医療を道民のために提供してくれる人材を育てる大学であると位置づけること。
 - イ 道が関与する札幌大においては、道全体の医療に携れる意志のある人を優先的に（入試に論文も重視）入学させる。
道外の人にも入学の機会を与えるが研修生修了後（時期は限定せず）最低3年は、道内の病院・診療所に勤める義務を負わせる。これは入試要項に記載すること。
義務違反は、死亡など誰が見ても納得する事情がない限り学費補助金を金利をつけて返還させる。（非常識な高給を出すからすぐ返還金ができる。給与を普通にすれば自治体の財政負担も軽くなる。）
 - 医師の免状を取得するのに、いくらの税金が使われているか知らせること。
教育を受ける権利と医師として自由行動する権利行使には、生まれ育った北海道に対する義務履行も伴うことを認識させておくこと。（サケでも生まれた川に戻ってくる。）
- ハ 卒業後研修義務期間の2年間の研修病院の選択は、自由選択として認める。
- 二 北海道で医師を、必要としている所での勤務を義務として勤めている人、また勤めた人のとの勤務地は、北海道においてに限る限り、今の医局が行っているようなことを受皿機構（大学と道が中心のもの）となるものが世話ををする。
- 木 義務期間を終えた人（3年間）が、本人の意思で研究生活に入ることや、道内・道外の病院に転勤すること、開業することは妨げない。

附記

国が権利だけを主張する国立大出身の医師に、国民が必要とする地域での一定期間の勤務義務を要求し得ないでいる今、道が道立大に対し率先して行なえば、他府県に先んじて行政姿勢を示すことになり、国も考えるでしょう。

道民にいいこと、それに金も必要ない。（財政再建に役に立つ、医師給与の高さは異常） 制度作りは、やる気一つ。いくら話し合いされても実行されなければ無です。

医師の都市偏在は、何も北海道だけの問題ではありませんが、その広さと住民の点在が他府県と異なることを考えなければなりません。

- 第二回北海道医療対策協議会次第（平成16年9月7日）分への私の意見

2月1日～9日 道（保健福祉部）での検討

- ① 大学における派遣システム窓口一本化制度後…研修必修化で
人員不足を理由に実行例が少ないようです。…今のところ、地域からの医師要求に寄与していない。
- ② 自治医科大学出身者で、義務年限すぎた者の地方勤務者が少ない
ということは。
 - イ 報酬の高額な地方勤務中、金を溜めたので都市勤務（勤務後開業など含む）を選んだ為（？）
 - 報酬の多い地方勤務より、報酬は少なくとも矢張り全てに便利な都市部を選んだのか（？）…（殆んど人が地方勤務は長くいやであるとの一つの指標になります。）
- ③ センター病院への協力依頼の形は、将来的に当地の例をとって、一市三町合併後釧路に、センター病院（基幹病院）を設定、その他の町の病院・診療所（道立阿寒湖畔診療所も含む）をsatellite化、センター所属の医師が交代で（3ヶ月、6ヶ月、1年など）ローテイトする型がいいと思います。→医師の安定供給法は後述。
- ④ 民間病院への協力依頼…以前の便りにも書いた通りですが、研修医を一通り教育した民間病院等が地方への派遣に際して被派遣病院との間に、金の授受があつてはいけません。今迄の大学との関係が、民間病院等に移っただけではいけません。
冊子にて知ったカレル・アライアンスは、痴呆医療のプライマリーケア医（家庭医）を育ててあるとお見受けしますが、この民間病院（？）に頼るだけでなく、地域医療をこなせるような医者に教育するsystemが臨床研修必修制度。公立・民間の病院が研修終了後も、カレル・アライアンスのような役割を（もっと実力がついた医者になっているかもしれません）してくれる制度作りをさせるといいと思います。（二次研修がある。）

資料2－1 地域医療を担う医師の養成

1 国への検討要請

- 免許取得後過疎地勤務を義務づける。…これが医師配置是正の

ための制度として根本的なものです。研修を終えた人に他国の徴兵制のような地方勤務義務の制度があれば、道・大学などの派遣機構が本人と地方病院の間を取り持つだけですみます。

地方勤務確保に深刻な道としては、国に要望する（北大・旭川大など）ことを、道立札医大については、独自に指導性を発揮すべきではないでしょうか。（後述）。

何事も何を目的に改革するか道民（for the people）を認識し、事に当たれば実現はそう難しいとは思いません。難しいのは全てが自分の利害のみを考えて行動している部分が多いからです。

札医大に関しては、入試要項に地方勤務義務（北海道の）を負う旨の条文を入れることができる条例を作ればいいのです。1～2年の義務づけをしても入学者が定員を割ることはありません。

例え、割っても入学者分は医師確保できるし、その意気込み（？）のある医者志望者に教育しがいがあるというものです。

資料2－2

2 検討事項（に関して）

(1) 道外からの入学者においても全員一定期間の地域での医療従事を義務づける。(研修後出来るだけ早い時期が望ましいかもしれません。地域医療従事はどんな専門医を目指すか、又はどんな研究をしたいのかの選択の時期にもなるし、家庭の事情が色々と出てくるから。)
↑地域医療過疎を解消するのに最も大切な根本的要素です。

普天間問題よりどれだけ実行するのが易いことでしょうか。大学の方々と行政の方々の考え方、実行力だけで、実現できるのですから、知事がリーダーシップを発揮すべきかもしれません。今から入学する人に適用すればいい、他国に徴兵制があるように、道民のため札医大で実行されることです。

(2) (1)が制度化されれば学費免除などの補助金は不要です。例え就業費用により医学部（札医大）に行けない理由のある人には、日本育英会からの資金で足りない分を地方自治体が、プール（？）した資金を無利子で貸し付ける。それを勤務しつつ返還するという制度を作るべきです。財源もないし、甘えさせるのは良くないことです。学生は必ず集まります。

一時的には、現在地域枠で入学している方（少しほは学力が劣るかもしれません、医者としての人間性はむしろ上かもしません。）と同程度の学力の入学者が多くなるかもしれません、それでいいと思います。義務づけは”いや”と北大や他大学へ逃げる人は、それでいいと思います。

（組織）（会議）

道庁の方は何故に入っていないのでしょうか。大学だけに委ねることは、一方的な考えに走る可能性があります。

第3－(2)に同格として入るべきです。

地域医療支援に係る位置づけ

取り敢えず、義務化で育ってくる医師が出るまで、助教授、講師に限らず（そこまで行けない人も、また、希望していない人もいる）優

先的に都市部での勤務を世話してやる項目も入れるべきです。地域勤務の評価は、一年間で平均的な医学雑誌にacceptされる英語論文一編に相当するなどが客観的です。(教授などは、英文で20~30編の論文が必要でしょうから)

私の結論

- (1) 北海道の医療サービスがスムーズに行われるための第一の条件は、医師が充分居ること。
- (2) (1)のためには、研修後に一定期間の地方を含めた北海道での勤務を義務づけること。

これは入試条件項目に書き入れる。取り敢えず道庁と大学間で解決できる札幌医科大学で、条例制定する。

- (3) 将来的には、広い北海道の町村合併後の地域での医療のあり方は、中核病院（各科の医者を充分揃える）を中心に中小病院（自治体病院）の診療所化、阿寒湖畔診療所のような診療所（無床）をsatelliteとしてグループ化し、一体となって医療を分担する。Satellite診療所には地域に合った技量を持つ医師を、中核病院に所属する医師から3ヶ月、6ヶ月、1年などの期間で派遣するシステムを持っていくようとする。
- (4) 義務化によって医師が足りたとしても、地域によって医師の希望のみ聞いたら、需給のバランスに支障をもたらすかもしれません。その時、義務期間を盾に行政機関・派遣病院が医師と地方病院の間をとりもつ。
- (5) 地方勤務は、研修必修期間後、博士称号取得（？）のための研究後または臨床の専門医になってからでも構わないが、義務期間を果たさない者は、死亡、働けない難病を患った者を除いて道が、投じた学費を利息を付けて返還させる。

義務期間の地方勤務での給与は、住民も納得する常識的なものになるべきです。義務逃れのため全額返納するという金はできないでしょうから。

- (6) 都市部の定年退職した人、開業を止めた人が、地方病院やへき地医療に携われるよう、専門分野以外の科目の技量修得する機会を設けて、へき地医療に携われる医者を確保しようと、厚生労働省は、17年度より実行する制度を作った。

当面としても、将来的にも一つの選択肢としていいことだと思います。

- (7) 地域枠の人数を増やすのは勿論いいことで実行してもらいたいことです。杞憂かもしれません、難しい入学試験を通して入学した者と、地域枠で入学した者（少々点数は落ちる、または試験問題が異なる。でも、医者としての資質はいいかもしれない。）の間に卒業証書が同じ札幌医科大学となることに違和感をもつ人が出るかもしれません。その解消の一つの方法は、在学中学期末の試験の成績を全員番号で発表することです。（東大に入学しても、入学が目的のようで、まともに授業にも出席せず国家試験に受らない人も居るのですから）

- (8) 高橋知事や、道庁、札医大の責任ある方が、家族で北海道の地方

に長く住んでいる姿を考えられたらいいと思います。九州などの観光地を訪れ、急病や怪我した時、対応してくれる医者も居ない、病いや怪我的処置に数十km救急車で運んでもらっても、ホテルへの帰りのタクシー代は自前で、という状況を想像されたらいいと思います。北海道の収入源である観光地を再度訪れる気になるでしょうか。住民はもとよりですが、観光で訪れる人々への医療も一緒に行われるべきです。

安心して旅も出来るようにすべきです。

矢張り義務化が、北海道の経済のためにも必要と思われるでしょう。

(9) 道民は、二次医療サービス圏内で、システムにのった安心出来る医療サービスを受けたいと切に思っています。道民のための札医大が義務化制度を作るか、地域枠を少し増すか、現状のままか、道庁と札医大関係者の間の問題だけかと思います。(道立大に国の関与が少々あったとしても)

(10) 今の時代誰にでも言えることですが、権利ばかり主張して行動する人々が多い中、既に臨床研修必修課程に入った医師も医学生も、"今果たしている"と自分で考えている義務行為は当たり前のことで、それ以上に自分には果たすべき義務はないかを考えもらいたいものです。(noblesseoblige) (社会的地位のあるものは、行動をもって他の人の範になる義務があるということ)

(11) 地方勤務医師確保のため授業料免除、生活費支給してまで医師を育てようとされるなど色々な制度造りがなされていますが、過去にもあった制度のようです。

今度の制度は、徴兵制のような義務が明記されていますか(?)、すべてがスムーズに動くためには、今の道財政上からも、医学生にだけこんな優遇措置は許されません。(就学費用が困難な人には、生活費を含め無利子貸与とすべきです。(返還))

全ての入学者に、地方勤務を義務づける制度が必要です。今の便利な生活になれた者は、好んで地方に行きません。数少ない医者の善意に頼る時代ではありません。

その善意の医者にしても高給すぎます。道市町村の財政上からも義務化が必要なのです。

資料【略】

期待される効果	
関係法令	

提案事項名	3064A 中核病院を中心とした診療所のグループ化
提 案 者	一般
提案の背景	* 3063A参照
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3069A 外国人医師の受け入れ
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月19日の北海道新聞（朝刊）に掲載された提案のうち、地域医療対策として挙げられた「外国人医師を受け入れ可能に」の提案に全く同感です。 ・ 日本で外国人医師が臨床できるようにする「臨床修練制度(*)」を受けた外国人医師であれば、問題なく日本の医療現場で活躍できると思います。 ・ 新聞、テレビ、役所、インターネットなどで情報提供されてはいかがでしょうか。 <p>* 1980年代後半より厚生省の下で行われている制度</p>
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3092A 予防医療の重視と家庭医制度の促進
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化社会・女性社会進出に伴い、従来の医療制度では医療費が逼迫してくる。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ そこで、予防医療重視すると共に専門医でなくても一定水準まで総合的に対応できる家庭医を多数輩出し、健康王国を確立する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3106A 道職員医師の民間病院への派遣
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ へき地の医師不足が深刻な問題となっており、当面の対策として、医師を道職員として採用し、へき地病院へ派遣する仕組みが考えられている。 ・ しかし、道職員の派遣は、地方自治法第252条の17の規定により、市町村に限られていることから、医師の派遣先は、自治体病院に限定される。 ・ 道職員医師を民間病院にも派遣できるよう求める。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第252条の17で定める職員の派遣を、医師の場合に限り、民間病院へも派遣できるようにすること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ へき地の医師確保に役立つ
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第252条の17

B 農林水産業の振興

提案事項名	1010B 堅固なビニールハウスの固定資産税免除
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家のビニールハウスは、通常、パイプにビニールシートをかけたもので、雪の重さに堪えかねるため、冬には、畳んで翌春立て直すという作業を繰り返している。 ・ 堅固なビニールハウスにすると、固定資産税の対象となることを考えた措置と思われる。 ・ ハウス栽培は、農業生産にとって不可欠なものであり、雪や風にも耐えうる強化ガラスなどに覆われた堅固な施設にすると通年栽培が可能となり、収益の向上が図られる。 ・ ビニールハウスは、雪国に農作業にとって、必要不可欠なものであることから、固定資産税や相続税の課税免除となるよう求めるべきである。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雪や風に耐えうる堅固なビニールハウスを設置した場合、固定資産税、相続税の対象外とするよう求める。 ・ 併せて地方税の免税に伴う減収補填措置を求める。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雪国でビニール栽培の通年化が図られ、農業所得の増大に繋がる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法 ・ 相続税法

提案事項名	1011B 密漁の取り締まりの罰則の強化
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 密漁の取締罰則規定は、漁業法により都道府県の条例を飛び越えていきなり都道府県の規則に委任するという変則的な取り扱いで、罰則が弱く実効性に欠ける。 法律が条令を飛び越えて都道府県規則に委任するというのは、機関委任事務時代の名残であり、地方分権の趣旨に反している。 規則の改正も農林水産大臣の承認が必要で、地方分権の趣旨が生かされてない。 また、複数の都道府県にわたる場合には、若干罰則が強化されるが、北海道は一つの県の扱いになっている。 税金を投入して養殖した水産物の密漁を厳しく取り締まる方法がない。 以上のような問題点を解消するためには、密漁の防止や取締罰則規定を条例で制定できるよう求めるべきである。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 密漁の取締罰則規定を条例で定めることができるよう求める。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 全国一律でなく、地域の実態に応じた密漁防止規定や取締罰則規定の制定が可能となり、密漁防止が期待される。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法 水産資源保護法

提案事項名	1014B 農業生産用屋根付堅固建物の優遇措置
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 積雪・寒冷のハンディキャップを克服し、北海道が他府県と同等に競争可能となる環境（制度）づくりには、通年出荷体制の確立が必要である。 屋根付堅固建物の農業生産工場は、他府県と比較して建設コストも割高となるほか、固定資産税も宅地課税とされ、農業生産者の負担は大きい。 我が国の食料自給率の維持向上に貢献していく観点からも重要な意義を有する。 北海道農業は日本の食糧基地としての役割を担い、地域の基幹産業としても発展してきた
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 農業用屋根付堅固建物の宅地課税から農地並み課税への減免、それに相当する部分の交付税による補填措置。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産者の経営上のイコールフッティングの確立 食料の安定供給実現のための農業の振興
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税関係法令（地方税法）等

提案事項名	1015B 雪氷冷熱エネルギーの導入推進
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー導入実績の面からみると、道の雪氷冷熱利用の2010年度時点での目標達成が厳しい状況にある。 北海道の農産品の販路拡大のためには、長期保存技術の確立、越冬野菜への取組み、通年出荷体制の確立により、他府県より優位にたてる環境（制度）づくりが必要である。 世界的な食料不足に備え、大規模で長期にかつ安価で食糧を保存、備蓄することが、近い将来、必要になることが予測される。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進の新たな制度措置の創設。 導入量（CO₂削減量）に応じて、土地および建物の固定資産税などの減免措置。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 雪氷冷熱による保存は、作物の品質劣化は極めて少ないばかりでなく、作物によっては、甘みが増すなどの高付加価値化も図ることができる。 北海道に豊富に存在する雪氷冷熱などの未利用エネルギーの有効活用は、化石エネルギー資源の削減など、我が国の地球環境問題にも寄与する。 新エネルギー導入実績による、我が国CO₂削減目標達成への貢献。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税関係法令（地方税法）等

提案事項名	1016B 農業参入促進制度、教育機関の設置と農業資格制度の導入
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の基幹産業である一次産業の振興は、わが国の食料自給率の維持・向上の観点から重要な課題。 本道農家の一戸当たり経営耕地面積は都府県の約15倍に当たる18ha、販売農家に占める主業農家の割合は都府県の19%に対して73%と大規模で専業的な経営を展開しているが、都府県と同様、高齢化の進展、後継者難の傾向にあり、担い手の育成が喫緊の課題となっている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 担い手育成のための教育機関の整備、新規就農希望者に対する制度的な参入支援。 農業資格制度の導入と教育機関の設置、ex. デンマークにおいてはグリーンカードが導入されており農業国家資格・30ha以上の農家に義務付け、各種優遇措置を行っている。認定農業者制度の拡充を視野に入れた北海道版グリーンカードの導入。 工業高等専門学校に比有する農業高等専門学校設置等。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 後継者として家族以外の者でも、農業の生産と経営を学ぶ意欲のある者が農業生産者となれる制度によって、担い手となる者の裾野が広がり、新しい農業経営が期待できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 借地借家法 高等専門学校関係法令

提案事項名	1017B 耕作放棄地の活用に伴う農地指定解除の容易化
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 農地は、一旦耕作放棄地となり人の手が入らなくなると荒れて原野となってしまうが、北海道においても、急な勢いで耕作放棄地が増加している。 耕作放棄地における、バイオ燃料作物の栽培促進を図る必要がある。 バイオマス燃料普及の要諦一つは、原材料の安定供給であり、そのためには、「燃料用」としての作物の栽培が欠かせない。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料作物の栽培促進を図る諸制度の整備。 耕作放棄地における農地指定解除等の措置の簡素化。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 北海道をバイオエネルギーの原料生産地として収入を上げることができる。 耕作放棄地においてバイオ燃料作物の栽培していることによって、取り巻く環境の変化によっては、農業生産が速やかに可能な土地として維持できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 農地関係法令

提案事項名	1033B 外国人人材受け入れ促進
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 道民一人ひとりの付加価値創造力を高めていく多文化共生をベースにした経済社会作りの実現。 業種による、又は、地域間による労働需給のミスマッチの解消と地域経済の自立的発展の実現。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 農業、水産、観光関連業界の労働需給がミスマッチしている地域における、外国人人材受入れ規制の緩和。 就労基準（実務経験年数基準）の緩和。 医療過疎地域においては、他の看護士・介護福祉士の資格があれば、日本の国家資格が無くてもその任に就けるようにする。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域間、産業間における労働力不足の解消。 地域入用格差の是正と看護士・介護福祉士の不足解消。 国際共生社会の確立。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理及び難民認定法及び同法政省令

提案事項名	1086B 農業用で使用している自家用貨物用自動車の車検延長
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本道農業はWTO体制の下で、米など農畜産物価格が下落を続ける中で厳しい経営環境に立たされており、経営等のコスト低減が強く求められています。 ・ とくに、経営規模の大きい本道農家は、最低でも1戸に1台以上の自家用貨物自動車を所有しておりますが、自家用貨物自動車の車検期間は1年間とされており、大きなコスト負担となっております。 ・ 北海道は半年が冬期間で雪に覆われ、使用期間が極端に短く、本連盟の調査によりますと、道内の農家が所有する自家用貨物自動車の年間走行距離は、5,000キロ未満が全調査台数の85%を占めており、走行距離が短い実態にあります。 ・ つきましては、こうした走行距離の実態や貨物用自動車の耐久性が著しく向上していることなどを踏まえ、道州制特別区域（北海道内）において農業用で使用している自家用貨物自動車の車検期間延長が図られることを要望します。
資料【略】	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道内において農業用で使用している自家用貨物自動車については、特殊性を十分考慮し、特例として車検期間を延長し、自家用乗用自動車並みにするよう申請します。
期待される効果	
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送車両法

提案事項名	2013B 漁業法第52条第1項に規定される「指定漁業」の大臣許可の道知事許可への移行
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 現在、漁業法第52条第1項に規定される「指定漁業」については、農林水産大臣許可によるものとなっている。 これに対し、共同漁業権の免許や「指定漁業」以外の漁業の許可については都道府県知事許可によるものとなっている。 この中で、特に重要案件である資源管理上の協議を行う際に、大臣権限と知事権限という別個の権限の間で協議を行うため、操業調整を図る際の協議に時間を要するなど支障が生じる場合が多く、非効率的と考えられる。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 「指定漁業」の中で、漁業調整上必要がある場合に限り（農林水産大臣による漁業調整上の必要がない場合に限り）、農林大臣許可案件を都道府県知事許可案件とすることを認める。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 北海道においては、広い海岸線を有し、漁業者間などの漁業調整を行う機会が多い反面、陸上において他県と境界が存在せず、他県との陸上における境界の調整を行うことはない。 また、現在の大臣権限を地域の操業実態を熟知している知事に移譲し、北海道内において調整窓口を一本化することにより、一層資源管理の適正化とスムーズな漁業調整が図られることになる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法第五十二条第一項 漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令 第一項

提案事項名	3002B 北海道を日本の食糧支援センターにする
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	北海道を日本の食糧支援センターにする・・・日本の食糧庫としてその役割を明確に打ち出すことにより、北海道の独自性を出す。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3004B 森林の多重管理（国、道、森林組合等）の一元化
提 案 者	一般
提案の背景	北海道の資源であるのに道民の自由にならない。有効利用が出来ない。
特 例 措 置 等 の 内 容	森林の多重管理（国、道、森林組合等）の一元化。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3013B 食糧40%15年を目標に60%に引き上げる
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本を代表する食糧基地、酪農を含め食糧40%15年を目標に60%まで引き上げる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3014B 農業改良センターの充実強化
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業改良センターを各地域に充実強化する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3016B 食物の開発
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産物は災害に対し大きな被害を受けやすい。加えて貿易の安定は夢と理解しています。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 酪農専門地域の中で必ず4～5年で採草地の更新を利用して肥料作物に加え、より高い食物の開発に期待する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3017B 養殖や栽培漁業の環境整備
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 海は漁業者に伺うと限られた漁場で昔の半分も漁獲が少ないとの事です。あの200海里規制から約30年、その間にも各地域において様々な研究やその実績を見た例もありますが今後は更に氷や流氷、低気圧にも負けない養殖や栽培、技術センター各地で行って安心してその仕事や生活を営められる環境を整備が求められています。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3037B バイオ燃料生産について
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道はバイオ燃料資源の宝庫である。 地球温暖化防止の観点から、バイオ燃料への期待が高まっており、国も生産拡大を打ち出しているが、低コストでの原材料確保が課題とされている。 現状では、原材料生産に補助制度もなく、余剰生産物や廃棄物を利用するしか方法がなく、アメリカなどからの輸入に頼ることになりかねない。 北海道でバイオ燃料資源を生産することは、農業に新たな付加価値を付けることにもなり、積極的に推進すべきである。 このため、北海道全域をバイオ燃料生産特区とし、国税、地方税の優遇措置を講じ、遊休農地を活用した企業による生産を進める。また、バイオエタノール混入燃料にかかるガソリン税の減免措置を求める。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 北海道全域をバイオ燃料生産業務特別地区に指定し、生産を行う企業に対し、国税、地方税の優遇措置を講ずること。 併せて地方税の免税に伴う減収補填措置を講ずること。 企業が遊休農地を取得、あるいは賃借しやすいような要件を緩和すること。 バイオ燃料のガソリン税の減免措置を講ずること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 北海道経済の活性化が図られる。 遊休農地の解消が図られる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 国税、地方税に関する法 農地法

提案事項名	3055B 農作業用除雪機に係る軽油引取税の課税免除
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 雪のある北海道で農作業を少しでも早く始めるためには、ビニールハウスが必需品となっている。 雪が堆積している状態でビニールハウスを建てたり、一旦建てたビニールハウスの横に堆積した雪を取り除くためには、除雪機を必要とし、その動力源として軽油を使うことになる。 通常、農作業用の耕耘機などに使う軽油は、地方税法により課税免除とされているが、除雪機は対象とされていない。 しかし、ビニールハウスに係る除雪も農作業の一つであることから、除雪機に使う軽油も対象とするよう求める。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 農家が雪が堆積している状態でビニールハウスを建てたり、一旦建てたビニールハウスの横に堆積した雪を取り除くためには、除雪機を必要とするが、その動力源となる軽油について、農作業に必要なものとして課税免除とすること。 併せて地方税の免税に伴う減収補填措置を講ずること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 農家負担が軽減され、農業の振興に結びつく。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法706条の6

提案事項名	3065B 耕作放棄地を利用した「ふゆみずたんぼ」の実施
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作放棄地（水田）に自然農法を基本とした「ふゆみずたんぼ」をやりたい。 ・ 耕作放棄地（畠地）に菜種の作付けを行いバイオディーゼルに利用したい。 ・ 流通先（販路）について 米については、わが国のみならず東アジア（富裕層などを対象）に対して独自外交を考えたい。 菜種は、地域で活用する。 ・ 耕作管理について その地域（地域連携含む）が農業生産活動の支援を行うことを基本に考えている。 方法としては、必要な設備 {納屋（空家を利用）、農機具等} を貸与するなどして設備投資費用の低減を図る。 技術指導を行う。 ・ 対象として考えていること 単純に農業をしたい人 求職者および生活保護者に就労の場を提供 外国人の雇用で将来の担い手を確保 {少子化対策の可能性があることに加え、新たな産業の創出（教育産業、コミュニティ産業など）が図れる}
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自外交をすることで、地域ごとの創意工夫が図れ、ワクワクした気持ちになり、地域の活性化が図れる。 ・ 雇用の確保ができる。 ・ 荒地をなくするので、農業景観の改善が図れ、美しい国になり、観光誘致にも波及効果となる。 ・ 既存の圃場を利用できる。（休耕田にしているのは、もったいない） ・ 世界一の品質といわれている米を作る技術力の普及が図れる。（技術の伝承を図る場を多くする） ・ 既存の農業生産者に夢と希望を持たせることになる。（生産者は休耕田補償を期待していない） ・ 地球環境の改善が図れる（無農薬、水張りで虫等が再生し、野鳥が戻ることで昔のように子供たちが田んぼに帰ってくる） ・ 団塊の世代の楽しみが増える。
関 係 法 令	

提案事項名	3066B 耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	* 3065B参照
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3067B 外国漁船の日本の港への水揚げ規制緩和
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加工原料を確保するため、外規法の規制を緩和し、外国漁船でも日本の港に水揚げできるようにする。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3068B 農業、漁業への信用保証協会の公的保証
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要望は、道において施策している中小企業向け融資制度についてです。 ・ 融資の大半は信用保証協会の公的保証が必要となる融資ですが、その信用保証協会は農業、漁業などの道内基幹産業の保証を認めていない現状があります。 ・ こうした現状は、道の融資制度の浸透性を阻み、道内産業の活性化を阻害するものであると考えております。 ・ 農業、漁業への信用保証を認めれば、該当する中小企業者にとりましては大変喜ばしいことであり、北海道の金融の円滑化につながるのではないかでしょうか。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、漁業への信用保証協会の公的保証を要望致します。 ・ これは信用保証協会に出資をしている道の状況からも十分可能な政策とと思います。 ・ ぜひとも国に申請をしていただきたいと思います。 ・ 何卒お願い申し上げます。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3078B バイオ燃料の地産地消の促進に向けた規制緩和
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> バイオディーゼル、バイオエタノールなどのバイオ燃料の普及は、地球レベルの環境対策や我が国のエネルギー自給率の向上に寄与すると共に、特に北海道においては、原料作物の生産からバイオ燃料の製造・販売までの一貫した地域システムの構築により、農業振興や新産業の創造など、地域経済社会の活性化に大いに貢献するものと期待される。 しかし、国産バイオ燃料の普及には、①化石燃料に対抗できる価格競争力の確保が不可欠であり、技術開発等による製造コスト削減の努力と同時に、ガソリン税（揮発油税及び地方道路税）の減免などの措置を講じる必要がある。また、②バイオ燃料の原料となる農作物の安定供給のためには、農地の有効活用を一層促進する必要がある。 北海道全域を対象としたバイオ燃料の「地産地消」に向けた生産・製造・供給体制を早期に構築するため、北海道の自主性・自律性を發揮し、既存の法制度による規制を緩和できる特例措置を講じるよう求める。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3104B オーガニック認定制度の制定
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道のオーガニック認定制度の制定を提案します。 農産物や食肉、乳製品、魚介類など、厳しい基準をクリアした食品にのみ、北海道のオーガニック認定を行う。例えば、北海道で平飼で育てた、抗生物質等の投与を行わないなど。厳しい基準を設けて、クリアした食品のブランド価値を高めるもの。 オーガニックに農作物を育てようとすると、害虫や病気の被害のリスクが高まるので、農家が努力して防げないような被害が発生した場合には道が救済する制度も別途設け、安心して農家がオーガニック化できるようにバックアップする。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3108B JAS法に基づく監督指示権限
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 苫小牧市の牛肉ミンチ製造業者が牛肉と偽って豚肉や鶏肉を混ぜていた問題が、大きな社会問題となっている。 この問題を通じて、製造業者が卸売り業者として、直接消費者に販売せずに、販売事業者に販売する場合には、JAS法が適用されないことが明らかとなった。 また、製造業者の事業者、工場、店舗などが一の都道府県内にある場合には、当該都道府県知事の権限であるが、複数の都道府県にまたがる場合には、農林水産大臣の権限となっており、二重行政の弊害も明らかとなっている。 一方、食品衛生法上の監督権限は、一切、都道府県となっており、両者は密接に関係しているのに、連携が取れず縦割り行政となっている。 住民に身近な行政サービスは、地方自治体に任せるべきであり、JAS法に基づく一切の監督指示権限を道に移譲すべきである。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> JAS法に基づく品質表示に関する監督指示権限について、複数の都道府県にまたがる場合であっても、当該事業所のある道に一切の監督指示権限を移譲すること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法と一体となった効果的、効率的な監督指導が可能となる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）

提案事項名	4009B 新規就農者の認定緩和
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道は、古くから日本の食糧基地として重要な位置づけがなされてきた。 しかしながら、農業従事者の減少が各地で進み、後継者の育成が大きな課題となっている。 若者への就労場所の提供や高齢者の生き甲斐作りの場を含めて、北海道の農業就労へのあり方を今一度考え直す必要がある。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 農地の売買、貸借は認定された農業者にのみ許されており、農業を志す者の大きな弊害となっている。 世襲で農地を受け継ぎ、耕作する場合を除いて、新規農業者として就労し、農業者（生産者）としての位置づけを確保する場合は、担い手育成事業で2～3年経験を積み、農業委員会で農業者（生産者）としての認定を受けなければならない。 現行の、担い手育成事業や農業者としての認定方法を全国に先駆けて緩和し、担い手を広げる方策を模索できないか。 農業を志す者には、農地を当初は借地として提供し、当分の間世話役が指導をしていく。その上で、生産者としての位置づけを確たるものとしていく。結果として農業経営に失敗しても農地の所有者でないことから、転売の規制ができ農地の荒廃を防ぐことができる。 また、その段階で農業者（生産者）としての位置づけを失うことにしてはどうか。
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> ① 全国でも、新規農業への就労は同様の扱いとなっていることから、特区を設けることにより、全国から農業を目指す人が北海道に来やすい環境となり、定住の促進が図られる。 ② 若年者の就労機会の確保が図られる。 ③ 高齢者の生き甲斐対策となる。 ④ 農地の適正な保全と新規開墾が期待できる。 ⑤ 北海道から全国に発信する農産物、副産物の飛躍が期待できる。 ⑥ 花卉栽培においてもハーブの活用など、新しい産業が期待できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 農地法

提案事項名	4014B 食品の表示に係る道と国との出先機関の事務・権限の一元化
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 食品の表示に関する法律は、JAS法、食品衛生法及び景品表示法などがあるが、JAS法は農林水産省、食品衛生法は厚生労働省、景品表示法は公正取引委員会が所管しており、道内の出先機関では、JAS法は北海道農政事務所、景品表示法は公正取引委員会北海道事務所が担当している。 一方、道においては、JAS法及び景品表示法は環境生活部が、食品衛生法は保健福祉部が所管しているが、このうち、JAS法及び景品表示法は、道と国の出先機関の両方が所管している。 このたび、苫小牧市に本社を置く「ミートホープ社」が牛のミンチを偽って豚肉等を混入させていた事件に関して、新聞報道によると、同社の元役員が北海道農政事務所に告発を行い、同事務所は道内業者として「道庁に調査を依頼した」と説明する一方、道は、複数の都道府県で営業する業者の管轄は国の管轄と反論しているとのことである。【資料1 参照～略】(JAS法施行令第11条では、主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造事業者等に関するものは、当該都道府県の知事が表示に関する指示等の権限があるとなっている)【資料2 参照～略】 今回の事例では、報道によると、ミートホープ社は、営業実態はないが東京にも営業所があるとのことであり【資料1 参照～略】、所管は農水省となる。 しかし、道では、食の安心・安全を重点政策に掲げており、今回のように実質的には道内企業と考えられる事業所が、消費者の信頼を裏切るような行為を行うことは、北海道にとっても計り知れないほどマイナスイメージに繋がる恐れがある。 そこで、道州制特区推進法を活用して、食品の表示に係る国の出先機関（北海道農政事務所及び公正取引委員会北海道事務所）の事務・権限を道に一元化し、それに見合う人及び交付金を道へ移譲することと共に、JAS法施行令を一部改正して、実質的に道内企業であるとする製造業者等が行う食品表示については、道の権限とすることで、北海道がしっかりと監視を行うことを道民にアピールし、道民に道州制特区推進法のメリットを実感して貰うことを目的とする。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> JAS法施行令第11条では、「主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造事業者等に関するものは当該都道府県の知事が、」と規定しているが、それを「主たる事務所又は事業所が道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第2条第1項に定める特定広域団体の区域内にある製造事業者等に関するものは当該特定広域団体の知事が、」と変更する。 なお、1により、主たる事務所又は事業所が北海道にありながら、実質的な活動が道外で行われている場合の問題点が生じるため、さら

	<p>に研究すべき論点であるが、例えば、道から国へ立入検査依頼を行い、その結果を踏まえて、道がJAS法第19条の14に基づく指示を行うなど、工夫の余地はあると考えられる。</p> <p>3 1により北海道農政事務所から人及び交付金移譲の対象となるセクションは、消費・安全部消費生活課及び表示・規格課の一部並びに地域課（全道11カ所）の一部である。【資料3参照～略】</p> <p>4 また、食品の表示は、公正取引委員会所管の景品表示法においても監視を行うことが可能であることから、公正取引委員会北海道事務所取引課の一部からも人及び交付金の移譲を受けるものとする。【資料4参照～略】</p>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の表示に係る道と国の出先機関の事務・権限を一元化することにより、それに見合う人及び交付金を道に移譲することで、道の監視体制を充実・強化し、実質的に道内企業であるとする製造業者等についての食品表示は、北海道が責任をもって監視することで、食に対する安心・安全を道民にアピールし、もって、道民に道州制特区推進法のメリットを実感して貰う効果が期待される。
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAS法施行令第11条、JAS法第19条の14 ・ 景品表示法第4条、第7条、第9条

提案事項名	4016B 森林審議会における所掌事務の拡充
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道では、森林法第68条に基づき森林審議会を設置しているが、その所掌事務が、第68条第2項の中で地域森林計画の樹立や保安林の指定・解除、林地開発の許可処分などに限定されており、その他の林務施策に係る事項については、別な審議会を設置して諮詢しなければならない状況にある。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 森林法第68条第2項では、「都道府県森林審議会は、この法律に…に属された事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮詢に応じて答申する。」となっているが、この法律に「ただし、北海道については条例に定めるところによる。」を追記し、改正する。 また、条例では、「北海道森林審議会は、森林法第68条第2項で定める事項のほか、林務施策に関する重要事項について知事の諮詢に応じて答申する。」と規定する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画に関する「林業・木材産業の振興」や「森林づくりに対する道民理解の促進」などの事項を同時に審議することにより、計画とその実効性に関する審議が一体的にできるとともに、類似した審議会の審議意見との重複を避け、かつ、経費の削減に資することができる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 森林法第68条

提案事項名	4017B 地域森林計画・市町村森林整備計画の統合
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 森林計画制度では、農林水産大臣が全国森林計画を、都道府県知事が地域森林計画を、市町村長が市町村森林整備計画を、森林所有者が森林施業計画を策定することとしている。 このうち、地域森林計画では、流域単位に計画の指針及び造林、森林の伐採などの計画量を示すが、市町村森林整備計画には計画量は搭載されておらず、実施面で法的に実効性が担保されない。 また、市町村森林整備計画では、上位計画の地域森林計画との整合（植栽の方法、間伐の時期など）が求められ、内部調整に費やす労力・時間が多いため、重視すべき機能に応じた森林の区分（ゾーニング）についても、森林の機能発揮の単位は広域であり隣接した市町村との調整が求められる。 このような中、北海道の森林資源は充実してきており、森林の伐採は間伐から主伐に移行している。 現行の森林計画制度は、市町村が伐採（間伐）の届出を受理しているが、主伐期を迎えるにあたり森林の適正な資源管理を行うためには、市町村の枠を超えて北海道と市町村が連携して流域の森林計画を策定し森林資源を管理していくことが、持続的な林業の再生に必要となる。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、地方公共団体が流域一体となった流域の森林マスタープランを策定する。
	<p style="text-align: center;">(現行)</p> <pre> graph TD subgraph Current [] A[全国森林計画(農林水産大臣)] -- "即する" --> B[地域森林計画(都道府県知事) *計画量、整備の指針] B -- "適合する" --> C[市町村森林整備計画 (市町村長) *ゾーニング] C -- "適合する" --> D[森林施業計画(森林所有者)] end subgraph Proposed [] A2[全国森林計画(農林水産大臣)] -- "参照する" --> B2[流域森林計画 (都道府県知事及び市町村長等) * 伐採量(主伐)の規制、整備の指針、ゾーニング、事業費を含め、地域のコンセンサスを得られる計画] B2 -- "整合する" --> D2[森林施業計画(森林所有者)] C2[道森林づくり基本計画] --- B2 D2 --- E[市町村総合計画] end </pre> <p>The diagram illustrates the current forest planning system (left) and the proposed system under the 'Prefecture-led Special Zone' (right). In the current system, the National Forest Plan (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries) leads to the Regional Forest Plan (Gouvernor), which then leads to the Village Forest Management Plan (Village Head) and finally to the Forest Operation Plan (Forest Owner). In the proposed system, the National Forest Plan serves as a reference for the Prefecture-led Special Zone, where the Prefecture oversees the integrated Regional Forest Plan (covering both Gouvernor and Village Head areas) and the Forest Operation Plan (Forest Owner). The 'Prefecture-led Special Zone' also includes a 'Prefecture Forest Management Basic Plan' and a 'Prefecture General Plan'.</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林計画制度と関連し、計画の実行を支える資源管理について、道独自の方針を示す。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の森林計画を森林政策の中心とすることで、地方公共

	<p>団体（自治体）の裁量が広がり、地域立脚型の森林管理が推進される。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域における森林政策の作成主体が一本化され、より一層地域特性を踏まえた関係者の主体的な取組が促進され、林業・山村の振興がなされる。・ 内部調整に費やす労力・時間が削減されるほか、計画の策定が効率化され、伐採や造林などの情報の共有化も図られ、持続可能な森林資源管理が可能となる。
関係法令	<ul style="list-style-type: none">・ 森林法第5条（地域森林計画）、第10条の5（市町村森林整備計画）、第11条（森林施業計画）

C 土地利用規制

提案事項名	2004C 漁港利用計画に関する規制緩和について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 漁業情勢の変化に見合い漁港施設用地の利用計画の変更が必要であるが、国との変更協議に時間がかかるので、用地利用に支障がある（1年前から資料準備、協議に3ヶ月）。 また、変更協議に必要な書類が多いことが事務の支障になっている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 漁業情勢にあった適正な利用計画の変更を迅速に進めるため、国へは用紙一枚にした届け出制にし、計画承認は道が漁港管理者として行うこととする。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 漁業情勢の変化に応じ、迅速に利用計画の変更ができる他事務の簡素化が図られる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年10月14日水産庁長官通知

提案事項名	2007C 都市計画の補助制度（採択要件と財源）による国の関与の縮小
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法は平成4年の改正により自治事務化したが、都市計画施設の財源は都市計画税制限税率の0.3%であり、補助採択要件もより大規模で費用対効果のある事業が要件となっている。用地補償や小さな立体交差など全国的には小さな規模でも、小規模自治体では財源確保が困難になっているところである。 ・ また、再開発、区画整理事業などの面的事業においても、その財源確保が厳しい状況であり、今後、地方の小都市における都市づくりができない危惧がある。 ・ 以上のように事業採択及び財源においての国の関与が地方の都市づくりを阻害しているのが現状である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が持つ都市計画事業に関わる採択の権限とその財源を北海道に移譲し、市町村の実情に応じた財源配分を行うような制度改革を求める。 ・ 具体的には、現行の国の補助採択要件でなく、自治体の都市づくりを進めるため、市町村が主体になって北海道と連携した中で採択を決め、当該事業を推進できるような仕組みづくりが必要。 (市町村の財政状況とその都市計画事業の必要性により、柔軟な財源配分の設定と採択を行えるような基準設定とそれに伴う財源の移譲。)
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低密度の市街地の拡大、中心市街地の空洞化といった多くの道内自治体が抱える状況を市町村独自の発想でコンパクトかつサスティナブルな都市づくりを実施できる。 ・ 例えば、中心市街地に関わる区画整理事業や再開発事業、都市計画道路事業などはまちづくり交付金でも補助率が同じであれば、膨大な事業費を拠出することができないため実施できなかったものが、この提案により実施可能となる。 ・ 現行の採択要件や費用対効果だけではない市町村の実情に合わせた長期的な都市づくりが行われることにより、小規模自治体でも100年体系の計画づくりが行われ、それぞれの個性と魅力ある着実な都市づくりが実現できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画事業に関わる補助関連（特に区画整理・都市計画道路・都市計画公園・下水道・再開発）の採択基準要綱

提案事項名	2008C 4ha超の農地転用に伴う農林水産大臣許可等の権限事務
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の転用は農地法第4条及び第5条で <ul style="list-style-type: none"> ① 4ha以下 の農地転用は都道府県知事許可（権限移譲市町村は2ha以下 の転用を市町村長許可）ただし、2ha超4ha以下 の農地転用は大臣協議が必要。 ② 4ha超 の農地転用は農林水産大臣の許可が必要とされておりま ・ ①の大臣協議②の大臣許可について、申請から許可まで相当の時間がかかり、申請者の負担や事業計画実施の遅滞につながることが懸念されている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第4条及び同法第5条に規定する <ul style="list-style-type: none"> ① 2ha超4ha以下 の農地転用に係る農林水産大臣協議 ② 4ha超 の農地転用に係る農林水産大臣許可権限を道州知事の許可権限とする特例措置
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実態に精通した知事が許可することにより、申請者の負担を軽減し、迅速かつ的確な事務が可能となる。 ・ また、北海道は日本国の食料備蓄基地であり、食料や農地保全等について、計画性を持ちながら総合的判断ができることが期待される。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第4条：自分の土地を転用する場合 ・ 農地法第5条：転用事業者等が農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合

提案事項名	2009C 国有林保安林の指定及び解除事務権限
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 「国有林の保安林」及び「民有林の重要流域内」の指定及び解除は農林水産大臣の指定が必要であり、申請から許可までは相当の期間を要する。 解除の場合などは、計画書どおりに施行されているかなど検査も厳しいとされている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 「国有地の保安林」及び「民有林の重要流域内」の権限を北海道知事へ委任
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 申請から許可まで迅速が図られ、北海道又は地域の特性に応じた指定、解除が期待できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 指定：森林法25、25の2、27～33 解除：森林法26～30の2、32、33

提案事項名	2010C 農地転用許可権限の移譲
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度 2 ha以下の農地転用～知事許可（H17.4から東神楽町へ移譲済み） 2 ha超4 ha以下の農地転用～知事許可（農林水産大臣と協議） 4 ha超の農地転用～農林水産大臣許可
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 4 ha超の農地転用許可権限を知事に権限移譲する。 それに伴い、道から市町村への権限移譲もさらに拡大する。 国から道、道から市町村への事務権限移譲を行う際は、受け入れ体制を整えるのに十分な財源をセットにして移譲する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 事務の効率化を図るとともに、農地転用事務処理期間を短縮する。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 農地法第4条及び第5条

提案事項名	2034C 農地転用許可権限の移譲
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 2 haを超える農地転用に要する事務処理に多大なる時間を要しており、事務処理期間の短縮を図りたい。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 農地転用に対する農林水産大臣の許可権限を道に移譲する。 4 haを超える農地転用 大臣許可→知事許可 2 ha～4 haの農地転用 大臣協議→廃止
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 2 haを超える農地転用に要する事務処理期間の短縮。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 農地法第4条、第5条 農地法施行令第1条の7

提案事項名	3005C 土地の用途制限、農地法等により、使われない土地が多すぎる。
提 案 者	一般
提案の背景	土地の用途制限、農地法等により、使われない土地が多すぎる。
特 例 措 置 等 の 内 容	それらのための法制度の緩和。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3010C 市街化調整区域の撤廃
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道は広いです。山も海も充分あります。なのに何故いまだに市街化調整区域というものを必要とするのでしょうか。北海道は財政困難と言われながら実は都会的になる事を恐れているのではないかと思われます。農業・漁業のみでは限界があります。「団塊の世代」の移転を望んでいても福祉の充実がなければ、移転は難しいのが現実です。疲弊した北海道には活発な土地買収が必要です。特に問題児と言われる小樽などは、札幌市に含まれる南区や厚別区などよりずうっと交通の便の良い条件にありながら、若い定住者が少なく工場・金融も縮小化しています。働く場所がなければ、若者はいなくなり老齢化していきます。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域を撤廃し企業誘致を進めましょう。それが工場であっても良し、医療施設、福祉施設、保養施設あらゆる状況で良いと思います。それらが働く人を必要とし、定住地を必要とし、土地を買い家を建て、人を産み出す様に。その為にも必要な事は、規制を外し、土地の価値を上げる事です。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3025C 未使用の国有地・道有地の有効活用について
提 案 者	一般
提案の背景	<p>① 道の駅等で、「この土地を整備したなら立派に国民の憩いの場に活用できるのではないか」と聞くと「これは国のもとで使用できない」「借りることはできないのか」と聞くと簡単ではないといいますが地方自治体が必要とするならもっと簡単に活用させるべきであろう。</p> <p>② コンビニエンスストア等で、ここを駐車場にしたなら来客者もいいし、お店も来客者がふえるのではないか、と聞くとなかなか役所は利用させてくれないとのことです。貸してもくれないのはなぜなのか。</p> <p>③ 利用者が少ない過疎地帯の国有地の賃貸料が30年前も今も変わりないまま納付書が送付されてきますが時代の変化にあわせた使用料にすべきだと思いますが。</p>
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3041C 農地取得の下限面積の引き下げなど
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 生産基盤としての農地の維持確保> 農地法第3条（権利移転）、農地法第4条、5条（農地転用）により、農業の生産基盤（生産手段）としての農地は、農業者以外の人が取得できない、または、取得しにくい制度となっており、農業生産手段としての農地を確保しています。 しかし、農地をそのままに、農業生産をやめてしまう農家が次々と現れ、一方で、農地を取得しにくい、初期投資が大きい割りに生産性が低く、新規参入が難しいことから、農家減少と耕作放棄地の増大に歯止めはかかってません。 北海道農業の特徴 耕作面積（経営規模）が、他府県に比べ大きく、専業農家の割合が高い。 → 専業農家で生計を立てられる最低限の基準として、農地取得の下限面積は2haと大きくなっています。 畑作農家で平均30haを超え（十勝）、酪農地帯の根室では、50haを超える農地を所有しています。 新たな動き 団塊の世代の大量退職時代を迎え、10年ほど前から定年帰農、二地域居住など、農林水産省も定年後の年金を基礎的な収入として、小規模な農業を、農作業を行うことを奨励しています。北海道も、移住定住の取組を進めているところです。 ただし、北海道の大規模経営の中では、小規模な農地の取得が難しい問題が出ています。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 農地法第3条 市町村農業委員会でゾーニングを行い、小規模で新規参入を図る人に農地取得の下限面積を他府県並の基準に引き下げる。 ゾーニングは、家庭菜園、軽種馬育成など各市町村で特色を打ち出し、移住定住の誘致と連携する。（田園住宅と重複しないように配慮が必要） 農地法第4条 認定農業者など、一定程度の大規模経営農家については、農業委員会許可として、農業会議の諮問も必要としない。 → 30haの農地の中で、住宅や農業用施設の建設のために転用しても、農地全体の割合では低い。という考え方。 ただし、自己転用で宅地開発した後に、転売することはできないようにならなければならない。 農地法第5条 移住・定住者等により、小規模経営で参入する人には、農業委員会許可にする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住者向け農地リース事業 定年後に移住・定住で新規に小規模な農業を始めても、70歳を過ぎると身体が動かないので、耕作放棄地となる可能性がある。 → 農協、市町村、NPO法人等が農地を取得し、10年（農地法上の上限期間）の賃貸借契約でリースする。農業をやめる場合は、契約を解除し、次の人に貸し出す。ということで、耕作放棄地化を防ぐ。
期待される効果	
関係法令	

提案事項名	4008C 保安林関係事務の地方への移譲
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 第5期保安林整備計画も平成15年度で終了したことや重要流域以外の1－3号保安林の権限が平成12年度に移譲されたことなどから。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 今後の保安林の指定・解除件数も減少するであろうと考えています。 そこで、林野庁がいまだ手を離さない重要流域に係る1－3号保安林の指定・解除等の権限を地方に移譲していくべきものとかんがえています。 今後の保安林については、維持管理面が多くなっていくものとかんがえます。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の簡素化が図られ、スムースな処理が可能となる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 森林法

提案事項名	4018C 保安林の指定・解除等																	
提 案 者	団体など																	
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 保安林の指定・解除等の権限は次のとおりとなっており、国が行う事務の一部も道が国から委託を受けて実施している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保安林の区分</th> <th>処分の権限（事務区分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">民有林</td> <td>1～3号</td> <td>重要流域 農林水産大臣（国の直接執行事務）</td> </tr> <tr> <td>保安林</td> <td>重要流域以外 北海道知事（法定受託事務）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4号以下保安林</td> <td>北海道知事（自治事務）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国有林</td> <td>農林水産大臣（国の直接執行事務）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保安施設地区</td> <td>農林水産大臣（国の直接執行事務）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 「1～3号保安林」は法第25条第1項第1号から3号まで、「4号以下保安林」は同項第4号から11号までに掲げる目的を達成するための保安林 2 「重要流域」は、2以上の都府県にわたる流域、その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で、農林水産大臣が指定するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 民有林に係る保安林の指定・解除は、大臣、知事の各権限、事務区分毎に行われているため、当該事務の一元化による行政の効率化を図る必要がある。 	保安林の区分		処分の権限（事務区分）	民有林	1～3号	重要流域 農林水産大臣（国の直接執行事務）	保安林	重要流域以外 北海道知事（法定受託事務）	4号以下保安林		北海道知事（自治事務）	国有林		農林水産大臣（国の直接執行事務）	保安施設地区		農林水産大臣（国の直接執行事務）
保安林の区分		処分の権限（事務区分）																
民有林	1～3号	重要流域 農林水産大臣（国の直接執行事務）																
	保安林	重要流域以外 北海道知事（法定受託事務）																
4号以下保安林		北海道知事（自治事務）																
国有林		農林水産大臣（国の直接執行事務）																
保安施設地区		農林水産大臣（国の直接執行事務）																
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 民有林に係る保安林の指定・解除等の権限を北海道に移譲し、事務区分を自治事務とすることや国への協議についても見直しを行う。 																	
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 民有林に係る保安林の指定、解除等に係る申請者の負担を軽減し、迅速な審査応答が可能となる。 道の意志に基づいて計画的かつ効率的な事務処理が可能となる。 																	
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 森林法第25条第1項、第26条第1項及び第2項、第33条の2第1項、第26条の2第4項、第41条第1項、第43条第1項 																	

D 経済振興対策

提案事項名	1003D 本州方面と北海道間の運賃の低減化の措置について
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本州と北海道間の航空運賃をはじめ、陸上、海上運賃とも非常に高く、経済活動等に大きな影響を与えていると思いますので、運賃の低減化を図っていただきたいと思います。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1019D 食品の機能成分表示、効能表示
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、薬事法の規制から、効能表示は特定保険食品（トクホ）の許可を得たものののみ、トクホを取得するには1～2億円の費用がかかる（費用がかかりすぎる）。 北海道の企業では、トクホを取得している企業は。その理由はトクホ取得費用が捻出できる力のある健康食品関係の企業が少ないためであり、それが道内で生産される健康食品の販売拡大につながらない原因ともなっている。 機能性食品市場は、全国で1兆2100億円といわれているが、北海道は200億円程度、北海道はバイオ関係を主点政策と位置づける中、今後大きく成長が期待できる。 北海道の機能性評価基準に合格した商品（安全性、成分の科学的証明）を、ヒト臨床まで行かなくても、効能表示ができるようにすると、その商品の販売拡大が期待でき、道内の健康食品業界は大きく伸びることになる。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 北海道内で生産される機能食品素材・機能性付加食品のうち、原料・製造・販売ともに北海道に限定されたもので、新たに設ける北海道評価基準（（仮称）北海道栄養・機能評価センターで、評価基準を作成）に合格したものに限り、効能表示を可能とする。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 現在、効能表示ができる健康食品はトクホのみ。しかし北海道評価基準に合格したものについてヒト臨床が不要になると、数千万円のヒト臨床試験費用が抑えられるため、北海道の健康食品、機能性付加食品を販売する企業に大きなメリットがある。 栄養、機能性素材開発の研究者の集積地（世界の機能性食品研究の拠点）の構築。 北海道評価基準に裏づけられた北海道ブランド商品は、更に強固な商品に育つ。 北海道商品の信頼性向上と差別化により、北海道の食品・加工品の販売が増加する。表示を道内生産限定とすると、本州企業は道内で生産することが得策と考え、道外からの企業誘致につながる。それにより道内の雇用、生産額の増大につながることが想定される。（全国の健康食品市場は1兆2100億円（内、トクホ6700億円）、道内は200億円⇒500億円に）（道内の農産物は1兆1000億円⇒機能性を付加することにより、数千億円の販売拡大が見込める。） 機能性食品の普及により道内の生活者の健康が増進され、その結果、医療費の削減効果に寄与する。 食に機能性を付加することにより、健康、安全・安心、観光の北海道のイメージが向上し、北海道経済活性化に貢献できる

関係法令

- ・ 薬事法(46通知)
- ・ 食品衛生法
- ・ 健康増進法
- ・ JAS法
- ・ 景品表示法
- ・ 特定商品取引法

提案事項名	1020D リサーチ＆ビジネスパーク構築のための規制緩和
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 道内の主要地域に、研究開発とそれらを事業化および販売拡大に結びつける企業群の集積が必要。 企業の集積のためには、起業または企業誘致が必要。 大学・研究機関が持つシーズおよび企業のニーズを素早く取り込んだ「場」の創造によるこれらの展開のためには、企業誘致も有益な方策の一つとなる。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致に関する制度の創設 ～税制面、企業立地に関する資金支援
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地の促進
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 関係税法他

提案事項名	1021D ものづくり産業の立地促進のための優遇措置
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道や市町村が行う企業誘致に対する税の減免措置については、法に定める地域では3年間等の一定の期間は交付税による補填があるが、経過後は補填がないため誘致企業を継続的に支援する地域独自の優遇措置を行うことが困難である。 ・ 国の施策においては、2007年度より「地方の頑張りの成果」を地方交付税算定に反映させる「頑張る地方応援プログラム」が開始する。また平成18年7月6日の財政・経済一体改革会議において「経済成長戦略大綱」が政府・与党で決定され、多様な産業集積に向けた地域への企業立地を促進するための「地域産業活性化法案」が閣議決定された。この法案においても企業立地促進に係わる地方交付税措置について対策が講じられているがやはり3年間など期間の縛りがある。 ・ 北海道をはじめ各市町村などの地方自治体においても、企業誘致のために補助金や法人事業税の減免措置などの助成制度を設け積極的な企業誘致活動をおこなっている。しかし地方自治体の努力により企業誘致が実現しその結果自治体の税収実績が伸びても、国からの地方交付税収入が減るというのでは、インセンティブ付与や地方のやる気を減退させる等の観点から問題がある。 ・ 「地方が活性化しなければ国の発展はありえない」、こうした考え方立てば、国自身が地方活性化の姿勢を強く打ち出す必要があり、そのためにも地方交付税の算定期間の撤廃が必要である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ものづくり産業を中心とした企業立地促進と道内企業の育成方策として、誘致企業に対する税制面の優遇措置等。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ ものづくり産業を中心とした企業立地促進と道内企業の育成は、北海道の産業構造の転換を図る上での有効な手段である。 ・ 企業誘致により域内での部材の調達や地場企業との取引が誘発され産業活性化が進むほか、雇用の創出やそれに関連した消費の増大など地域における経済波及効果は極めて大きい。こうして形成された企業の集積がさらにヒト、モノ、カネを動かし、その結果産業形成という好循環が生み出され地域経済発展が図られる。
関 係 法 令	

提案事項名	1022D 税制優遇措置による観光客増加促進
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県の県外からの観光客数は、年間550万人を越え（H17年度、北海道は635万人）、観光収入はH17年度には3,983億円（対前年109.7%）と高い伸びを示している。 単に沖縄というディスティネーションが観光地として人気があるということだけでなく、特定免税店空港外店の開店等によりショッピング需要が高まり、併せてこれまでの観光客に対する税制優遇措置が効果的に働いたことが要因と思われる。 北海道も沖縄県と同様「観光立国」であり、観光なくして北海道経済は成り立っていない。 沖縄と類似した経済的背景を持つ北海道でも、沖縄県と同様に道外観光客に対するこうした優遇措置を行うことができないだろうか。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 指定を受けた地域（小売店）で、購入したお土産（指定された商品）については、一定の税金が免除される（それが道内で生産・加工等をすべて行っている品物であればベター）例えば、北海道の場合、消費税の国税分（4%）が免除される、といった措置。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 道外観光客の購買意欲が高まり、それらを購入してもらうことで消費増が見込まれる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄型特定免税店制度 沖縄振興特別措置法 消費税法

提案事項名	1023D 地方港におけるセーフティネット対応
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 港湾運送事業において、事業参入を免許制から許可制へと規制緩和した際、悪質事業者の参入防止のため、事業者が常傭すべき労働者保有基準が従来の免許基準の1.5倍に引き上げられた。 規制緩和については京浜港や神戸港等の主要9港が先行したが、地方港においても猶予期間を置いた後、施行されることとなっている。 しかしながら、北海道には小規模港が多く、また、季節によって荷役ができない等の制約も多いことから、1港当たりの事業者が少なく、また規模も小さい傾向が強いことから、既存の事業者が新しい免許基準をクリアするのには大幅な増員をしなければならない場合もあり、対応に苦慮している実態にある。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 1港で4社以上の事業者が存在しない場合は、港をまたがる事業協同組合を設立することにより、当該組合の他の組合員（事業者）の常傭労働者を自己の労働者とみなすことのできる特例を設けているが、各事業者間での自主的な調整にゆだねられる部分が大きく、あまり進んでいない実情にある。 したがって、事業協同組合の設立について、指導を含めた権限を国土交通省から道に委譲し、よりきめ細かな対応ができるようはどうか。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 道が地域実態に配慮したきめ細かい指導を行うことにより、既存の業者にも大きな負担なく新基準への対応が図られることとなる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 港湾運送事業法

提案事項名	1024D 自由貿易地域の指定
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済活性化の為に企業誘致を進めるには、思い切った優遇措置が必要。 ・ 全国一律の規制から離れて自由貿易特区の指定を受け、各種税法上の特典を講じる事で立地促進につなげる。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業税、固定資産税等の減免。 ・ 関税の軽減、保税地域許可手数料の軽減。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業・工場の立地が促進される。 ・ 貿易量拡大により、港湾・物流施設・空港・道路等の高度化と拡充が加速できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税法 ・ 所得税法 ・ 関税法 ・ 消費税法 ・ 地方税法 など

提案事項名	1025D バイオ関連研究施設機能の総合的な発揮
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の優位性の一つとしてバイオ分野があり、相応の発展を継続しているところ。ただし、その規模はまだ小さい現状にあり、今後とも育成していく必要がある。 こうした北海道が持つ高いポテンシャルを活かした分野を産学官連携により更に伸張させ、新産業・新事業を創造し、世界的COEを目指していくことが、北海道の経済発展および国のイノベーションにとって最も有用である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 「バイオ分野」を道内の産学官が連携し推進していく”研究開発分野の筆頭群”として明確に位置づけた上、道内のバイオ関連の研究所（独立行政法人、道立試験場等）の機能の総合的な発揮を図るための制度、措置。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> バイオ産業の更なる伸張・発展が促進され、国際的な競争力を持つ北海道の新産業の創出につながる。
関 係 法 令	

提案事項名	1026D リサーチ＆ビジネスパーク形成のための国家予算配分
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の発展および国家への貢献を目指すためには、大学や研究機関の持つ「知」を事業化に結び付け、加えて「販売の仕組み・拡販の仕組み」を創り上げていかなければならない。 そのため、現在は「場づくり」の一つとして北大北キャンパスにおいて「北大リサーチ＆ビジネスパーク」の推進を産学官連携で強力に展開しており、また、道内6圏域における展開も緒についたところ。 今後は、北大北キャンパスでの「場づくり」のノウハウを参考として、道内の主要地域に、「大学・研究機関が持つシーズおよび企業のニーズを取り込んだ、研究開発から事業化までの一貫した取組みができるリサーチ＆ビジネスパーク」を創設し、成果の早期輩出を目指していく戦略が必要である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省、経済産業省、厚生労働省などが予算確保している「競争的資金」の一部を道（地方自治体）へ配分し、道により戦略的に有効活用を図る（使途はできる限りゆるやかな運用が望ましい）。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 北海道内の各地域の特徴を織り込み込んだ「リサーチ＆ビジネスパーク」の形成が促進され、地域の発展および科学技術創造立国の推進に貢献できる。
関 係 法 令	

提案事項名	1029D 出入国手続のシステム化促進と業務の一部の移管
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 現在、新千歳空港国際線は、東アジアを中心に9路線が就航し、近年は、北海道観光に対するニーズの増大から増便・新規路線が相次ぎ、チャーター便も含めた国際線利用者数は、平成17年に62万人を超えて過去最高を記録し、今後も大幅な増加が見込まれる。 また、近年、本道に直接入国する外国人観光客が増えるなど、国際観光は急速に拡大している。 その一方で各空港において、C I Qのスタッフを柔軟に増減することが難しく、航空機輻輳時の混雑や、地方空港でのチャーター便誘致に制約が発生している。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> C I Q（関税・入国審査・検疫）、特に入国審査の最新のシステム導入により、少人数による迅速な手続きの実現。 C I Q業務のうち、業務の一部を道に移管する措置。 訓練を受けた空港民間スタッフの有効活用による繁忙期の柔軟な要員配置を実現。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 北海道における出入国のレベル向上と機能強化は、北海道の観光振興方策を図る上で極めて重要である。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理関係法令

提案事項名	1030D ビザ発給要件の緩和
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 近年は、北海道観光に対するニーズの増大から増便・新規路線が相次ぎ、チャーター便も含めた国際線利用者数は、平成17年に62万人を超えて過去最高を記録し、今後も大幅な増加が見込まれる。 また、近年、本道に直接入国する外国人観光客が増えるなど、国際観光は急速に拡大している。 国土交通省でも2010年に100万人の訪問客獲得や、日中韓の交流量を拡大する北海道宣言を採択している。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 北海道に限定したビザ無し入国対象国の拡大や、修学旅行に限定したビザ無し入国の解禁。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の外国人観光客の拡大。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理関係法令

提案事項名	1031D 観光業務に従事する外国人労働者の在留資格要件、雇用に関する規制緩和
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 観光業界にとっては、短期間で雇用が切れる現行制度では、戦略的・継続的な取組みにおいて、外国人を雇用することは難しい面がある。 通訳を介さないと言葉が通じないことは、外国人観光客の本道旅行での満足感が高まらなく、リピーターや口コミによる新たな誘致につながらない。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 現行「出入国管理及び難民認定法」による在留期間は1年または6ヶ月であるが、特区措置後は、道内観光分野の就業に限定して、技能を有する者並みの「3年又は1年」に延長する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> そのことによって、北海道観光の印象が向上し、外国人観光客の誘致促進に有効である。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理関係法令

提案事項名	1032D 中国人短期滞在ビザの免除
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道のIT産業では、ソフトウェア開発の分野で、中国をはじめとする東アジアのIT企業とのビジネス連携を推進しているが、中国とのビジネスにおいては、短期滞在ビザ(査証)取得に時間がかかることから、ソフトの不具合があっても簡単に技術者が来日できず、納品等に支障をきたしている現状。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 北海道IT産業のさらなる競争力強化に向けた方策として、中国人技術者が北海道に入国する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除する措置。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 北海道IT産業の一層の競争力強化につながる。 短期的には、システムの納期、品質の向上が図れ、競争力の強化につながる。 長期的には、今後のIT人材の不足が予想される中、中国人技術者の受入のきっかけとなり、今後の競争力の維持・強化につながる。 中国人観光客の北海道への誘致につながる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 入国管理法

提案事項名	1034D 入国査証発給基準の緩和
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 今後の北海道来道外国人の主流になりうる中国、冬期の観光に期待ができるタイからの訪日に入国査証が必要。 数次（マルチプル）査証は商用に限定されている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 入国査証発給基準の緩和、廃止。 観光数次査証の発給。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 外国人来道者（リピーター）の増加。
関 係 法 令	

提案事項名	1035D 中国元両替所の増設等
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 世界一の旅行消費額を誇る中国人マーケットに対して、現在中国元両替が可能な個所が限られている。 さらに一回の両替上限は3万円。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 両替所の増設。 両替上限額の見直し。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 中国人旅行者道内消費額の拡大。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 外国為替関係法令

提案事項名	1036D 近隣ホテルにおける自家用車による旅客送迎の共同化
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道において、観光は基幹産業の一つであり観光客の誘致促進を進めているが、温泉地等のアクセスとして、最寄りの公共交通機関を結ぶ送迎は、各々のホテル・旅館が「個別」にかつ「無報酬」で対応せざるを得なく、労力とコストが相当掛かっている実態にある。 タクシー・バス事業者へ委託する場合は、多大なコスト増になる。 また、最寄りのホテルの送迎バスには、お客様を乗せることができない。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 近隣ホテルの共同による自家用車による有料送迎の許可。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 一定の条件の基で、自家用車における共同送迎を認めることにより、旅客の利便性向上とホテル・旅館の送迎コスト及び労力の低減を図ることができる。 北海道が、観光立国に向けたハード・ソフトのインフラとなる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 旅客運送法 道路運送法

提案事項名	1037D 産学官連携研究施設の誘致促進
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製薬会社の研究施設が北大の北キャンパスに建設されることになった。これ以外の民間の研究施設の建設について、近年中の計画はない。 ・ 北海道の発展のためには、今後とも、研究機能の集積、研究成果の事業化、人材育成は大きな柱であり、国家的な最先端の研究機関や民間の研究機関を誘致することが進展の一つの核となる。 ・ 今後は、官・民の研究機能の集積を進める活動の展開に向け、理化学研究所等の研究機関の誘致が必要である。 ・ このため、誘致するための条件整備として、諸税の優遇措置を適用する。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産・学・官連携研究施設等の優遇促進のための新たな制度創設。 ・ 国有地・道有地に施設を設置する際に発生する諸税（登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税など）の減免。 ・ 北海道に在住する研究者に対する税金の減免。 ・ 減収分の交付税措置。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究機能の集積および研究成果の事業化促進。 ・ 科学技術の発展に資する人材育成。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法 ・ 所得税法 等関係法令

提案事項名	1038D サマータイムの本格実施
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書の第一約束期間の目標達成には、特に、民生分野の省エネの取組が必要。 そのためには、象徴的な取組を行い、国民全体に大きな印象を与え、意識改革を促すことが重要であることから、本格導入を図る。 昨年度までの札幌商工会議所の3年間にわたる実験においても、約7割の方が賛同しており、サマータイム導入に対する気運は高まっている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 北海道サマータイムの本格実施。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 民生分野、特に一般家庭におけるCO₂排出量が削減される。 「ワークライフバランス」の好循環につながり、労働者の心身の健康増進、人生の充実に寄与できる。 退後の明るい時間が長くなることにより、消費の増大も見込まれる（札幌商工会議所の試算では、北海道全域でサマータイムを実施した場合、約362億円の消費拡大）。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 有効実施の障壁となる関係法令

提案事項名	1039D 公的機関の協働による最適資源配分
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道のIT産業振興に向けた公的施策として、北海道開発局や北海道経済産業局、北海道総合通信局、北海道、札幌市をはじめとする行政機関や自治体で予算化されて実施されている。 しかしながら、各々の機関で同様の施策を実施していることから、効果が分散されて、必ずしも効率的な施策となっていないのが現状。 北海道のIT産業の振興に向けた方策として、各行政機関のコラボレーションにより、最適な資源配分が可能な仕組みの構築を提案する。 なお、本提案は、IT産業のみならず、他産業の資源配分にも効果的な方策であると考える。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 北海道のIT産業の振興に向けた方策として、各行政機関の協働により、最適な資源配分が可能な仕組みの構築。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 国と地方自治体の予算を合わせて、必要な施策に重点的に配分することで、より大きな施策効果が期待できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 各種産業振興法等

提案事項名	1040D 不動産物件の短期賃貸借契約の簡便化
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 長期滞在を促進する上で、滞在物件はホテル・旅館のみならず不動産物件の空室・空家なども滞在先となりうる。 しかしながら、不動産物件は賃貸借期間の長短にかかわらず、現時点では定住型の契約形態しかないと柔軟な対応が困難である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 短期（EX. 1ヶ月）以内賃貸借契約の約款による簡易契約化。 重要事項説明を書面手交のみにて完了。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 滞在施設の多様化による長期滞在人口の拡大、ひいては移住促進につながる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物業法等

提案事項名	1041D 道路標識の統一
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 国道、道道、市町村道と管轄が異なることによる統一感、同一基準による標識表示、多言語表示ができていない。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 道路景観や外国人に対する北海道内の標識基準の統一を実施する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 北海道景観整備と外国人向けサービス向上による観光客へのブランド向上。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 道路関係法令

提案事項名	1057D 国際免許規定の変更
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 国際免許規定を変更して、道内を外国人が運転できるようにしてほしい。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1072D 高速道路の最高速度
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路の最高速度を120kmにしてほしい。ただし牽引式トレーラーは現状のまます。 この事により、物流が効率的になる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1074D 千歳空港の貨物受け入れ
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 千歳空港の24時間貨物受け入れ可能にする。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1075D トラックコンテナに国際基準を導入
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> トラックコンテナに国際基準を取り入れる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1077D 宅建業法に基づく仲介報酬基準の見直し
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 地価が相対的に安価であり、また多雪地帯でもあり、さらに営業距離が広範にわたる北海道の特殊事情を考慮し、労働対価に見合った見積金額に基づく報酬基準を事前に依頼者と約定した場合には、宅地建物取引における仲介報酬上限を超えて手数料を受領することができるよう認めることとする。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1078D タクシー車両の法定3ヶ月点検の撤廃
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 車両性能の向上により、三ヶ月点検での修理箇所発見はほとんどない。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 経費・休車の負担軽減につながる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1079D タクシーの需給調整
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 規制緩和後全国で約2万台のタクシーガが増えている。過当競争で乗務員の賃金は最低賃金にかかるまで減り、事故も増えている。 駅前で渋滞を引き起こしたり、排ガスを撒き散らしたり。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全を訴えるサミット開催地として、地域実情にあった規制が必要。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1080D 酒税免許交付権限の移管
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 現行では酒税免許付与は各税務署長の判断だが、実際各税務署は書類の受付のみで判断は国税庁本庁。 焼酎・清酒等は需給調整で新免が交付されていない。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 交付権限を税務署長から道に移管。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1081D 理容師・美容師の垣根の撤廃
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> カリスマ美容師の出現により、顔を剃らない美容師ばかりが増え、理容師のなり手がない。 しかも理容業では美容師を雇うこともできない。 理容業の存続の危機であり、垣根の撤廃が必要。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1082D 減価償却年数の自由設定化
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の不動産開発のために、減価償却の年数を選択できるようにした方がいいと思います。 アパートを建設した場合は償却年数が25年と長く、実際25年もかけて、償却すると、税金が高く、地価と建設費の高騰により不動産開発は遅れてしまいます。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1085D 法人の経営安定基金の認可制度
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 課税額の5%以内を会社内に基金として積み立てる事を認め、会社の存続危機もしくは不動産取得の場合に利用できるとする基金を積み立てし、会社の経営安定を目的とする。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	2012D 北海道の主要港湾、空港の自由貿易地域（F T Z）指定
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、その地理的歴史的特性からロシア連邦サハリン州とは交流が深く、近年、サハリン州における石油・天然ガス開発プロジェクトの進行や水産物等の輸入等経済活動により人と物の流れが活発化し、港湾利用が増加している。 こうした状況下において、C I Qの体制強化や各種規制が課題となっている。 北海道は、地理的にもサハリン州をはじめとするロシア極東地域、中国東北部とも近いことから航空路や航路など交通アクセスを充実しつつ道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、その機能を強化することにより、北海道経済全体の自立へ大いに貢献できる。 <p>※ 沖縄県のみに存在する自由貿易地域を道州制のモデルとして先行実施する北海道で実現してほしいという要望です。 道州政府としての北海道の自主性、自立性を高めるためにもぜひ実現に向けて国へ提案していただきたい。</p>
特 例 措 置 等 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 自由貿易地域指定に係る立法措置の要望と道条例の整備 自由貿易地域内のC I Q業務を国から道の業務とする。 自由貿易地域内の関税、法人税等税制上の優遇措置適用の権限 自由貿易地域内に限った査証発給の特例適用の権限
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 自由貿易地域指定により、輸出入の拡大、企業立地の促進が図られ地域経済の活性化に寄与するとともに、地域港湾都市中心の経済圏が確立されて、北海道の札幌1極集中から地域分散型の地域主権社会が構築が可能となる。地域の自立はもちろんのこと、北海道の自立に貢献できる。 C I Q業務を道の業務とする事により、道の道州政府としての裁量権の拡大と地域の実情に合った港湾利用者の利便性が向上される。 自由貿易地域内の税制上の優遇措置適用の権限を移譲することで地域の実情に適した迅速な対応が可能となり、輸出入の拡大や企業立地が促進される。 自由貿易地域内に限って査証発給の特例適用の権限を持つことで、地域の物流の実態に応じた人の出入りが可能となる。人の往来が活発となることで、地元での購買や観光等新たな経済活動の展開が期待できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 関税法 法人税法 所得税法 地方税法 外務省設置法

提案事項名	2014D 酒造免許付与権限の移譲
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 酒税法は、酒税の確保と言う観点から立法されており、地場企業育成・産業振興という側面は考慮されていない。現状としては、酒造免許の付与については、法律上は各税務署長の判断という規定になっているが、各税務署では単なる書類受け付けの事務を行なっているだけで、実態は国税庁本庁で判断している。特に焼酎・清酒類については需給調整と言う観点から、新規免許が交付されていない状況にある。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 免許付与権限を税務署長から道に移譲
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 地方を巡る経済環境が以前厳しい中、地場産品を活用した焼酎などの製品化を目指す動きが全道各地で見られるが、実際の製造は札幌・旭川等の道内大手酒造メーカーに委託する以外に方法がなく、地元で生産を行うに比べ産業振興策の1つの柱である地場産品高付加価値化の観点から地元加工度が低くならざるを得ない状況となっている。 免許付与権限を国から道へ移譲することにより全体の需給調整を考慮しつつ数量も比較的少量である地場産品を活用した焼酎などの地元生産を可能とし、審査の短サイクル化および地域資源を活用した産業振興策との協業を図ることができる。 特に産業振興策の観点では、地元で製造を完結できることにより、より愛着を得ることができる製品となり地産地消の面からも販売効果が見込まれ、また、酒造業という新たな産業の創出にもすることも期待できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 酒税法第7条および11条

提案事項名	3009D 北海道特区での自家用貨物自動車の車検延長
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道特区での自家用貨物自動車の車検延長を求める意見書 わが国の景気は、企業収益が高水準となっている中で、設備投資、雇用所得は、引き続き緩やかに増加し、個人消費も底堅く推移しているものの、企業規模、企業間、地域によっても差がみられ、景気回復の実感が乏しいということもいわれている。 北海道の景気は、緩やかに持ち直しているが、個人消費、雇用・所得環境は横ばいの状況で推移している。 北海道における農業は、所得の減少、後継者・担い手不足などによる生産の減少、外国農産物の輸入増加等のもとでの生産の抑制などにより、生活基盤が脆弱化している。 漁業も水産物の輸入自由化や景気の伸び悩みによる価格低迷が続き、不安定な経営を余儀なくされている。 商工業においては、大手企業がリストラ等の経費削減などを進めていることにより、収益構造が改善しているのに対し、個人経営者は、人件費をはじめとするコスト削減などによって業務の効率性を向上させることができないことに加え、大型店舗の郊外への進出などで売り上げの伸び悩みが続いている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<p>それらの結果として、農業者、漁業者及び個人の商工業者などの自営業者が、安定的な収益を確保するには、生産・流通コストをはじめとする経費を削減することが急務の課題となっている。</p> <p>このような中で、自家用貨物自動車の車検は、自家用乗用自動車の初回3年、以降2年の車検制度と違い、初回2年、以降1年となっていることから、毎年発生する車検費用は、自家用貨物自動車を所有する自営業者にとっては、大きな負担になっている。</p> <p>また、北海道は積雪寒冷地であることから、自家用貨物自動車の稼働する期間が限定されているため、北海道内の団体が行った調査における自家用貨物自動車の年間走行距離は、5,000キロ未満が全調査台数の85%、当市における調査でも5,000キロ未満が全調査台数の73%にも達しており、国土交通省が調査した8トン未満の自家用貨物自動車の年間平均走行距離14,325キロを大幅に下回る実態となっている。</p> <p>さらには、農業用大型トラクターの車検は、すでに廃止されたが、車検を受けた時代も、廃止されてからも部品劣化を含む交通事故について、ほとんど事故件数に変化はないというデータもあることなどから、貨物の運送に供する自動車の車検延長をすることに、さして障害はないところである。</p> <p>よって、北海道特区による自家用貨物自動車の車検延長を強く要望する。</p>
関 係 法 令	

提案事項名	3015D コメ、赤飯など加工、缶詰工場の建設
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ コメ、赤飯など加工、缶詰工場の建設を道内に速やかに建設する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3018D コメ製粉の販売
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ コメ製粉工場岩見沢は約10年を経過されていると思いますがその販売について一般にあまり報道されていない様。うどん、パン、菓子など用途は広範のようですが、私もぜひ食べてみたいです。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3038D 国際観光振興について
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道でのサミット開催が有力視されている。 また、知床の世界自然遺産登録、ニセコへのオーストラリア観光客の急増など北海道が国際観光地域として脚光を浴び、外国人観光客の増加が期待される。 しかし、受け入れのための施設や設備の整備などは、まだまだ十分とは言えない。 ホテルで外国放送が受信できない、両替できる所が少ない、クレジットカードが使えない、案内標識が十分でない、通訳が少ないとなどの課題が残されており、早急な対策が必要である。 このため、北海道全域を国際観光振興特区とし、企業が、国際観光振興を図るために、施設や設備の整備、イベントの開催などを行った場合に、国税、地方税の優遇措置を講じることを求める。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 北海道全域を国際観光振興業務特別地区に指定し、施設や設備の整備、イベントの開催などを行う企業に対し、国税、地方税の優遇措置を講ずること。 併せて地方税の免税に伴う減収補填措置を講ずること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 北海道観光の振興が図られる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 国税、地方税に関する法

提案事項名	3045D サマータイムの導入
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> サマータイムの導入。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3046D 大型店と地域（商店街）との共存共栄
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 大型店と地域（商店街）の共存共栄のため、営業時間・休業日などの一定部分の規制。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3047D 外国人専用カジノの設置
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 私が思うのは北海道の観光産業の伸び悩みです。 ニセコのようにどんどん開発が進むところもありますが、温泉などはリピーターも無く、何度も来てもらう工夫が必要です。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで考えたのが外国人専用カジノを作り、アジアや欧洲観光客の数を増やし雇用と税収を計るものです。 以前東京をカジノ特区にしようという計画が駄目になってしましましたが、大都会に作るのではなく、また、日本人向けではなく、地方の観光地に外国人観光客専用として作ることが大事です。 場所も定山渓のような都会に近いところではなく、温泉街がぽつんとあるところが治安などに対する取り締まりもし易いと思います。 全く素人の考えですが道民の生活が困窮している今、内需拡大は見込めず外から来る人にお金を使ってもらうしか底上げの方法はないのではないでしょうか。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3048D 時差の導入
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の位置を利用し、サマータイムではなく時差を設ける。 → 札幌が東京よりは早く金融市場が開く。これって凄くないでしょうか？
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3049D 金融の自由化
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 金融の完全自由化を行う。 → 時差と連動して金融関連の会社が世界中から集まり（かな？）税収アップ！！
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3050D カジノの設置
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 東京より早く、安全なカジノを設ける。 → 資本は民間から調達。農水省や国土交通省ではなく、総務省または財務省の管轄とか。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3053D 北海道の気候を考慮した6ヶ月車検の導入
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイク、車が趣味のものです。 ・ 「6ヶ月車検の提案」です。 ・ 現在の車検制度は、世の中の要求から長期化され、全国統一の制度となっています。 ・ しかしながら、北海道と言う気候特性を考えた場合、必ずしも長期化が良いとは思えません。 ・ オープンカーに乗りたい、バイクを購入したいと思っても、冬期間のことを考え、また、そのコストを考慮すると、購入に踏み切れない人も多いはずです。 ・ 夏期間しか運転できないので、車両購入を控えている人もいるかもしれません。 ・ 車両購入時に、冬期間のことを考え 4WDを選択している人も、6ヶ月車検が実現すれば、夏期間は燃費の良い2WD車、冬期間は4WD車と使い分けることも考えられます。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車検時に有効期間6ヶ月を選択でき、かつ、関連する税金（自動車税・重量税）や保険なども、使用期間に見合った料金とすることで、上記のような潜在需要の掘り起しが期待される。 ・ また、自動車販売業や車検専門店など、関連する業界の売り上げ増の期待、車検時に相当期間分の自動車税の納付による、未収の低減や督促コストの低減なども期待でき、少なからず北海道経済の発展に貢献できるものと考える。 ・ 北海道の気候特性を考慮した「6ヶ月間有効の車検」の導入を是非特区で実現していただきたい。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3060D 民宿での自家製果実酒の製造、販売の自由化
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 酒類の製造、販売は、酒税法により免許制度となっているが、年間製造数量が6千トン未満の小規模な製造は、免許を得ることができず、製造が禁止されている。 農家が民宿やファームインで、観光客に対し、地元産の米を使った自家製の「どぶろく」を廉価で提供しようという場合でも、酒造法の免許が必要だが、小規模な製造のため免許を得ることができず、製造が禁止される。 このため、構造改革特区を活用し「どぶろく特区」として認定を受け、免許を得るケースが増加しているが、いずれも好評で、地域振興の上からも大きな役割を果たしている。 「どぶろく特区」は、小規模な製造でも特例措置として、免許の対象とし、酒税の対象とするものである。 「どぶろく」と同様、民宿で、自家製の果実酒を提供するところがあるが、これも小規模な製造のため免許を得ることができず、製造が禁止される。 しかし、観光振興や地域振興の観点から、自家製果実酒を酒税法の規制の対象外とし、製造、販売が自由にできるよう求める。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 民宿やファームインで、宿泊客や観光客に対し、自家製の果実酒を廉価で提供できるよう製造、販売を自由化すること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 観光の振興が図られる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 酒税法

提案事項名	3062D 酪農家の民宿、ファームインでしぶりたて牛乳の提供
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 酪農家の民宿、ファームインで、宿泊客や観光客に、しぶりたて牛乳を提供したいとの声が強い。 牛乳の製造、販売は、「食品衛生法」、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）」で、安全確保のために様々な規制が設けられている。 乳等省令では、牛乳の製造の処理（ろ過、殺菌、小分、密栓）は、乳処理業の許可を受けた施設で一貫して行うこととされている。 乳処理業は、通常、乳業メーカーが担っており、生産農家がこの許可を得ている例はない。 処理の基準として、製造は、保持式により摂氏63度で30分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌すること。保存は、殺菌後直ちに摂氏10度以下に冷却して保存することとされている。 ろ過、殺菌、小分、密栓の一環処理は、乳処理業の許可を受けていない生産農家の家庭用の調理器具でも十分対応可能であり、生産農家が経営する民宿などで宿泊客や観光客に提供する場合に限り、乳等省令の規制の緩和を求める。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 生産農家の民宿やファームインで、宿泊客や観光客に対し、しぶりたての牛乳を提供できるよう処理条件を緩和すること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 観光の振興が図られる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法

提案事項名	3070D 新総合金融市場の創設
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌をシカゴに！！そして、東京市場よりも一時間早い市場開始へ！！（新総合金融市場の創設へ）
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国では、一時間の時差があるNY市場とシカゴ市場が、おのおのの役割を担っている。（例えば、金融、証券、商品における現物中心には、NY市場であり。先物・オプションについては、シカゴ市場が中心である。） ・ 提案理由 <ul style="list-style-type: none"> ① 世界の金融証券市場は、主に、NY・ロンドン・東京を中心回っているが、巨額の投資マネーは、時間の空白を少しでも埋められることを望んでおり、太平洋を挟んで、時間の空白のあるNYから東京市場の空白を少しでも埋めることができ可能になる。（通年での時差による市場開場） ② 東京中心（一部は大阪だが）の一極中心の是正を実施し、人口の地域分散が可能となる。 ③ 地震を含めた危機管理対策となる。（今後、関東・東海・東南海地震発生確率が高まる方向であり、又、地球温暖化で、海面の上昇から沿岸地域に近い東京市場や大阪市場に対する危機管理対策上も有効な対策となる。） ④ 「住んでみたい北海道」推進会議がとりまとめた首都圏を中心とした在住者に対して、北海道で暮らすことについてのアンケートで、9割が移住に関心があるとの結果が最近出されており、潜在的に、北海道への移住ニーズ（もしくは長期滞在ニーズ）があるようで当該市場を創設することにより、その移住・長期滞在ニーズに応えることが可能となる。 ⑤ 北海道は、東京・大阪に比較して、気温が低く、湿度も低い。今後、地球温暖化がすすむと、夏の気温は現在以上となり、東京等は「ヒートアイランド現象」で、就業空間としては厳しいものが想定されるが、北海道は地域も広く、人口も少なく住みやすいので、東京市場等の機能の一部移転により、当該現象を緩和することが可能となる。 ⑥ これから将来の世界金融市場は、「欧米に並ぶ市場としてアジア市場」が注目を浴びることとなり、札幌に新総合金融市場を創設することになれば、国内外からの往来が活発となり、北海道地域の経済活性化にもつながる。 ・ 上記理由から、政策的に、特区法を有効活用して、札幌に総合金融市場を創設する方向での取組を希望する。 ・ 又、創設には、国と連携しつつも、地域の意向を十分反映したものとし、地域主体で市場創設に取組む。（法令等の諸基準の改正・規制緩和を前提として）

期待される効果
関係法令

提案事項名	3071D 観光・ビジネス等での長期滞在型可能地域とする
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案理由 <ul style="list-style-type: none"> ① 可能であれば、北海道にラスベガスのような地域を設ける。又は、外国人専用カジノ等を創設し、外国人観光客・長期滞在者の娯楽事業スタートへ。 ② 北海道とロシア・中国・台湾・東南アジア等との経済交流等の活性化への諸施策を実施し、外国人の移住、長期滞在を可能な地域とする。 ③ 国内外の人々が移住・長期滞在可能なように、社会インフラ・情報インフラの整備に対して、特区法の有効活用図る。 ④ 長期滞在型（セカンドハウス的）の避暑・観光地域、又は、農林水産業体験アイランドとして、北海道を位置づけ、諸施策を実施し、活性化図る。 ⑤ 観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇を特区法等活用により推進する。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3073D 時差の導入
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道は国土の22%の広さ（関東8件+新潟県+大阪府合わせた広さ）を誇る日本の大陸で有り美味しい食材も豊富で、また近年、頼みの米も本州から声がかかるほどの美味しさに道民の心を元気付けている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> また、道民の気質についてもアメリカ人に最も近い日本人でありYES・NOをハツキリと言える気質こそが国際的であり、それが本州の人に誤解を招く所以でもある。 平成4年夏、作家の北杜夫氏が「世界一無礼なる寿司屋」と店の接客態度を酷評したが、それは他府県から様々な人達が北海道に移り住み、極寒の中での過酷な一次産業に従事することの、気迫のこもった言葉と、ハッキリとした言葉で危険を回避する等、本州の常識を持った人たちが北海道で生きるために変わらざるを得なかった一つの現象である。 「景色一流、施設二流、接客三流」と言われ、「ご免なさい」は、とんでもない。訛りのない標準語に近い言葉から誤解を受けることもあります、ここは極寒と広大な広さを持つ日本の何処にも無い外国、北海道である。それを含めての観光北海道に来て頂きたい。ひとに見返りを求める親切が北海道にあることも付け加えたい。 これらの条件考えてみても日本で自立できるのは北海道だけと云われ、ここ数年で1千億円の予算を国から投入され、それを当てにする道は、道民の独創力まで奪っていることに気付くべきである。 縦に長い日本列島、吹雪の中の成人の日・雪中の桃の節句・櫻前線が首都圏と1ヶ月も遅い櫻の季節など北海道にそぐわない不自然な暦に悩まされることが多々あります。 ロンドン～パリは飛行機で1時間の距離、自立意識のため1時間の時差を設け、また観光意識を高める効果にもなっている。本州と歴然と違う諸条件考えると時差を設けることで自立効果を上げ観光意識も高めると思います。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3075D 第2種A空港管理の移行と北海道内の空港の一括管理・運営
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 内容 新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港（北海道内の第2種A空港）を国の管理から北海道管理・運営とし、道州が着陸料などを独自に設定し、海外の旅客機・貨物機などの誘致を積極的に行うとともに、道内空港のネットワーク化と効率的運営により、物流・人流を効率化し、道内産業の活性化を図る。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 背景 北海道への海外からの旅行客は急増しているが、アジア圏内の観光旅客に偏っており、産業を含めた海外との地域間交流を促進するためには、航空路線の充実は欠かせない。 さらに、成田や関西、中部を経由した旅程は不便であるとともに、高額の着陸料を必要とするこれらの空港を経由することにより、旅行コストの低減は難しい状況にある。 東アジアにおける北海道は、距離的に欧州・北米に最も近い先進国であり、欧州・北米から新千歳空港への所要時間は成田空港より2時間ほど短く、燃料消費などの観点からも優位性が高い。さらには成田より国内路線が充実しているため、国内各地への乗り継ぎ利便性も高い。 新千歳空港の発着料を下げるなど効果的なインセンティブを用意することにより、積極的に海外からの路線を誘致し、貨物やビジネス・観光客の受け入れを増大させることができる。 新千歳空港は、先ごろ歳入96億円、歳出29億円と大きな黒字になっていることが報道された。一方、北海道内の他の空港は、赤字基調であり、厳しい運営を余儀なくされている。一括管理・運営を行うことによって、新千歳空港の黒字で北海道内の他の2種空港、3種空港を効率的に運営することが出来るとともに、海外との積極的な交流を進めることで、道内産業の活性化を図ることができる。 さらなる展開 新千歳空港の北海道管理と道内空港の一運営管理を自主財源で行い、その収益を空港の発展と空港を中心とした観光・物流の活性化のために活用するため、一般会計ではなく、特別会計方式とし、公社化と企業会計の導入を図る。 段階的に企業化を図り、海外寒冷地（特にアジア）の空港との積極的な連携（寒冷地技術やテロ対策技術の活用）を進め、コンサルティングや管理運営の受託なども視野に入れた展開を図ることにより、世

界に貢献する可能性も広がる。

道州制特区としては、利益が確保できる空港管理・運営（新千歳空港の移管が絶対条件）が必要であり、交流や物流を盛んにして産業の発展に寄与させることが急がれる。なお、詳細のデータは公表されていないので、早急に調査を実施し、理論武装を図る必要がある。

また、一括管理の方法、公社化にあたっての組織、管理移行をスムーズに進めるためのプログラム、移行後の戦略などについて、詳細な事前検討が必要である。

なお、現在、市が運営している帯広空港、旭川空港については、市と十分協議の上、運営の方法を決定すべきであり、市の意向が優先される必要がある。

- 道州制特区提案としての位置付け

本件は、平成18年2月28日に、地方制度調査会から総理大臣への答申の中に「道州制の下で道州が担う事務のイメージ」で示されている案件である。あくまでイメージに過ぎないとは言え、国の委員会でも議論されているテーマをまず検討の俎上に上げることで、国の理解も得られるものと考えられる。

道州制に移行するための財源確保は必須の命題であると言えるが、一朝一夕にできるものではない。まずは、北海道の持ち出しがない、また財源の委譲を伴わなくとも実行できるプロジェクトを第一義的に検討すべきである。利益があり道州制のメリットが享受しやすい空港の管理・運営の移管をリーディングプロジェクトとして進めるべきである。

全道的な視野で議論すべきテーマであり、道民の意識を喚起できるものと考えられる。

期待される効果	
関係法令	

提案事項名	3076D 【6. 29提案者により削除された】
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3077D 特定免税店特区
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容 北海道から北海道以外の国内への旅客を対象に、道州が指定する一定の場所において関税を免除した額で輸入品が購入できるという制度である、「特定免税店制度」の導入を道州制特区として行う。 ・ 背景 この制度は沖縄で既に導入されており、観光振興に大きな成果を上げ、沖縄観光の魅力を高め、沖縄の経済を発展させるのに寄与している。 沖縄では、特定免税店の導入により観光客が1割程度増加したと言われており、本道の主産業である観光振興にも、大きく寄与するものと考えられる。 ・ 効果等 道州が指定した場所（特定免税店）で関税を免除した額で輸入品が購入できるようにすることにより、観光客の消費単価が向上する。関税は免除されるが、近年、関税対象品目も限られることと、消費税は対象となることから、税収の大幅な減収にはつながらないものと考えられる。 海外ブランド品などについては北海道に直接空輸されるものと思われ、本道の国際物流活性化につながる。 沖縄では、店舗の店員や物流管理業務などに多くの雇用が発生していることから、雇用効果も期待できる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3079D バイクやオープンカーの季節による車検・税金の割引
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞で、バイクやオープンカーの冬季割引という記事を拝見いたしました。 ・ ユーザー側としては是非とも実現して欲しいです。 ・ ドイツにはヒストリックカーやオープンカーに季節車検なる季節による車検制度や税体系があります。 ・ 専用ナンバーの導入も含めて、軽自動車から乗用車まで実現して欲しいと思います。 ・ 税金や車検の割引などの他にも、自動車保険も季節により乗らない時期にも保険料を払っていたり、毎年加入しなおしたりする事があるので、毎年加入しなおすと、等級が上がらなかったりしたりしています。 ・ 保険制度などの特区導入を含めて割引などの制度を期待しています。 ・ 冬季にも乗られる方の選択肢も含めて特区での実現を望んでいます。よろしくお願いします。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3097D 高年齢層人財の活用による経済の活性化
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 定年退職者は、往時と比較にならない元気さを持っている。また、若年層に比較し、優秀な業務能力や見識を持っている人が多い。これらの人人が職業に就いた場合、年金を受給していることにより、雇用側にとっては質の高い仕事を負担が軽い人件費で多数確保できるとともに、若年層に対するスキル伝承が容易となる。一方、低迷する雇用情勢は深刻である反面、就業者の長時間労働が問題となっている。少子高齢化社会が今後長期に続く中、定年退職者より豊かな後半生を支援すると共に、就業者の労働時間問題を解消し、経済の継続的な発展を期待できる制度がぜひ必要である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで、高年齢層人財の活用策を従来とは違った視点で推進する。まずは、官公庁において、民間出身者を多数重用する。次いで、民間企業に対しては、税控除等奨励策を強化する。高年齢層は、基本的にパートタイム勤務とする。また、若年層は、時間外労働時間についての規制を強める。雇用コストの軽減や総労働時間確保数の減少により若年層の雇用機会の増大も期待できる。これらにより経済は活性化し、税収増大に繋がる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3098D 他の道州との差別化
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 産業・経済（輸出入を含む）、学問・教育、文化において、他の道州とは一味も二味も違った魅力ある特色を不動のものとして確立し、優位性と国内の基地・センター的な位置づけを確保する。物産や観光においては一般国民に一定の認知がなされているが、前記の諸局面においては十分認知されていないように思う。これにより、優秀な企業・人財を誘致し、北海道発展の基盤とする。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3101D 稚内の一部をロシアにレンタル
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 稚内の領土の一部をロシアにレンタルすることを提案します。 レンタルしたエリアは完全にロシア領土として扱います。(一部規制は設けます。銃・麻薬はダメとか) そこに入国するには、パスポートが必要です。免税店があります。ロシア料理のおいしい店や民族の土産店が並びます。ロシアの200海里内で取れた魚介類が買えます。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> つまり日本国内に初めて陸続きの国境ができます。 北方領土返還の見返りとして、ロシアの外貨獲得手段としていかがでしょうか。また、ロシアとの交易の窓口としても機能し、ビジネスの拠点になれば北海道にも恩恵があるはずです。ロシア人も含めた道内人口は増えます。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3102D 企業の研究所の誘致推進
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 企業の研究所の誘致推進を提案します。 企業活動の中で、物を造る部門と考る部⾨があります。後者の社員の方が知的レベルの高い社員が多いです。 そこで比較的住環境が整っている札幌近郊に国内や外資の研究所を誘致し、税制面の優遇を行ってはいかがでしょうか。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 優秀な社員が住めば、その子供も優秀で全体の教育水準があがり、比較的高収入な社員が経済に貢献してくれます。研究機関やシンクタンクが札幌に集まれば、アカデミックな街という印象が強くなり、他のエリアとの差異化が図れます。また札幌は欧米の気候に近いので、アメリカやヨーロッパの方々も住みやすいものと思われます。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3107D 国管理空港の一体管理
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 道内の国管理空港の道への移管について、特区提案すべき。 国の管理空港を道に移管し、道の管理空港として一体運営するという提案は、不採算空港、離島空港を含め経営の健全化をもたらし、新千歳空港の多大な収益を活かして、海外から高いと言われている着陸料や路線確保など北海道の自立を担う航空戦略の、道としての政策判断が可能になると考えている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> また、C I Q体制の拡充も国の管理指導監督のもとに道が担い、空港機能の向上や新たな投資も計画的に可能となるものと考えている。 地制調答申の「道州が担う事務」のうち、私はこの分野がリーディングプロジェクトになると思う。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	4006D 特定地域における道路運送法等に基づく許可権限の移譲等の規制緩和
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 観光産業は関連する業種など裾野が広く、地域への経済波及効果が見込める新たな基幹産業として期待される。 釧路支庁管内は豊かな自然環境を活用した「体験観光」が盛んな地域であり、さらに体験観光の魅力を磨き上げ、周遊観光客の誘致促進を図り滞在型観光を促進し、地域内消費の促進に努めているところ。 釧路川カヌー等の体験観光のスタート会場まで公共交通機関等の利便性が良くないエリアが多く、最寄りのアクセスポイント（空港、JR駅、拠点ホテル、バスセンターなど）までの送迎等が顧客サービス向上の面で重要視される。 送迎時のビューポイントでの観光ガイドなど付加価値向上は観光振興上重要であるが、現行制度では有料による送迎は道路運送法第4条に基づく大臣許可必要。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 釧路支庁管内で体験観光事業者が行うエリア（特定地域）で有料での顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道へ移譲とともに、大幅な規制緩和を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 大臣への事業許可を知事への届け出制へ 一般旅客運送事業基準の緩和 特定地域の自動車運転免許の第2種廃止 ほか
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 体験観光の送迎に高付加価値が付与され、顧客満足度を上げ、観光客の消費単価アップに寄与。 特に、団体から個人・小グループへシフトの中、交通手段を持たない観光客への長距離送迎など、経営多角化に寄与。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法 ほか

E 雇用対策

提案事項名	1013E 求人の際の年齢制限の撤廃
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 超氷河期といわれる就職難の時代にぶつかったために、パート勤務などを余儀なくされている若者に、正社員の機会を与えるため、求人の際の年齢制限を撤廃すべきである。また、女性の働く場を拡大するためにも同様の措置を取るべきである。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 事業主が労働者の募集、採用を行うときに、年齢制限を撤廃することを義務づけること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> フリーター・ニートなどの解消、女性の働く場の拡大に繋がる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 雇用対策法 厚生労働省告示第295号「労働者の募集及び採用について年齢にかかわりなく均等な機会を与えることについて事業主が適切に対処するための指針」

提案事項名	3011E 最低賃金の値上げと55歳移譲の雇用に対する補助
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道のワーキングプラーの実態はどのような割合なのでしょうか。私が勤務していた会社は、いわゆるオーナー会社でした。従業員は80名程いるホテル業です。この従業員は正社員でありながら、年収350万（込）以下がほとんどです。差引くと160万程度になります。企業も貧しいからでしょうが、募集時に提示する給料は最低賃金です。当然ボーナスもなければ、昇給もありません。まして、燃料費はもとより扶養手当もありません。入社時から十年たっても最低賃金のままでです。年をとるにつれ、再就職が難しくなりますから、じっと我慢する事となります。若い人達はどんどん転職して行きますが、年寄りはそれが出来ない事となり、企業も老齢化していきます。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金を上げてください。働く事に喜びがもてるよう。生活を保つことができるよう。子供を養い親を養える程度の賃金が確保できるように最低賃金を上げることが必要です。 同時に、年金の支給開始に合わせて働けるように、55歳からの年齢を雇用している企業には補助金を出してください。ただし、企業にはその補助金を受け取りながら、賃金は最低賃金のままという心ない企業もあると思われますので、従業員に半額の支給を義務づけてください。そしてその報告書類の提出を義務づけてください。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3012E 在宅就労紹介（支援）センターの設置
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭への支援はかなり充実しているように思います。しかしながら、老人をかかえる世帯には皆目ありません。介護保険が使えるだろうという事になるのでしょうか、グループホームを利用する程の状況ではない場合、身内がたずさわる事となります。これからは、母と娘、母と息子という世帯が増えてくるものと思われます。 今のうちに在宅就労紹介センターの設置と老人扶養家庭への支援を考えていただきたいのです。施設（老人ホーム、特老）の不足から、この問題は現在も起きてきている事です。これほど世の中がすすんでいるのに在宅就労のすくない事に不満を感じますし、パソコン等の貸出（リース）のない事も不満です。働きたくとも職がない、生活が出来ない、生活保護を受けなければいけない生活保護を受ける事を拒んで死を選ぶ、それが事件となって報道されてはじめて見直すのではなく、あらゆる知識人の力を、英知を借り、支援センターの設置を望みます。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 未使用の介護保険の中からそういう家庭（在宅）に補助金を支払うということはできませんか。通院にも身内が営業者を使用して通院する訳です。その領収書で介護保険の請求はできませんか。施設に入れずに在宅で80歳以上の（とは限りませんが）面倒を見る事に対して世の中は冷たすぎます。 母子家庭の子供には未来があるというなら、介護をする人間にも介護される人間にも税金を納めてきた実績がある訳です。 人に優しく、元気な北海道は、人が人を支える事にあると思います。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3022E 通年雇用が可能な環境の整備など
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> • 季節労働者対策 知事は今年19年には、この事業費を計上されました。今後は行政指導、ハローワークと共にその実行性がより高まり、働く者、家族の生活がより豊かになるよう御期待申し上げます。 <p>1 90日分の雇用保険の支給が50日になり来年以降は40日に減額される危機に直面しています。雪、積雪寒冷地は法律のない大昔からあった現象です。でも戦後この雇用保険は大幅に改善されて参りましたが約28年に現況のように改悪されたものです。北海道から東京や他の府県へ出て働いた立派な頑張屋さんもいましたが、近年はこれも一部に限られています。</p> <p>2 北海道の全労働者が安心して通年雇用が可能な環境の整備を国の責任で速やかに構築されることを求めます。</p> <p>3 上段が不可の場合は最低でも60%を90日支給を続行を必ず行うこと。</p>
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	4015E シルバー人材センターの設置基準の緩和
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターに対する国庫補助（高年齢者就業機会確保事業）の基準が、①公益法人であること、②会員数120人以上、就業延人員5,000人日以上であることとされている。 現在、本道では、31市町（30センター）が対象となっているが、他の市町村では会員や就業機会の確保面で基準より低くなっているため、当該センターの拡大が困難な状況にあることから、広大な本道の特性に配慮した措置が必要となっている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 現行基準、会員数120人以上、就業延人員5,000人日以上を、会員数80人以上、就業延人員4,000人日以上に緩和したい。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターは、定年退職後等において、臨時・短期的及び軽易な就業を希望する高年齢者に対して、就業機会を提供する事業を実施しているところであるが、当該センターの設置市町村を増やすことにより、多くの地域において高年齢者の能力活用を図るとともに、生きがいと社会参加を一層促進していくこととなり、また、高齢者事業団からシルバー人材センターに移行する場合においては、従来の事業内容以上に幅広い展開が可能となる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター事業執行方針（平成18年4月26日付け厚生労働省職業安定局長通知「平成18年度シルバー人材センター事業の執行方針について」）

F 環 境 保 全

提案事項名	1004F 鳥獣保護区等におけるエゾシカ捕獲のための特例措置について
提 案 者	団体など
提案の背景	(1) 道東地域においても、エゾシカの生息数は依然として高水準で、農林業被害や交通事故も深刻である。 (2) 当団体の森林にも冬期間、多くのエゾシカが集まり、豊かな自然にとって大きな脅威となっている。 (3) エゾシカの行動をみていると、10月の狩猟の解禁とともに、捕獲が禁止されている鳥獣保護区や自然公園内に逃げ込む減少がみられ、エゾシカの個体数を減少させる上で、大きな障害となっているものと考えられる（当団体の森林は国立公園であり、鳥獣保護区に指定されている）。
特 例 措 置 等 の 内 容	(1) エゾシカが多く集結する「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の鳥獣保護区及び「自然公園法」の特別地域内において、エゾシカの捕獲禁止を一定期間解除し、可猟区と同様の扱いとする特例区を設ける。 (2) この特例区では、市町村が猟期、猟法等の決定を行う等、捕獲全体を管理するとともに、エゾシカの有効活用を組織的に行うことを義務づける。
期待される効果	(1) エゾシカの個体数減少に寄与できる。 (2) 農林業被害や交通事故を減少できる。 (3) エゾシカの有効活用が図られる。
関 係 法 令	(1) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」 (2) 「自然公園法」

提案事項名	1005F ライフル銃の所持許可基準の短縮について
提 案 者	団体など
提案の背景	<p>(1) 狩猟用の猟銃所持については、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という）により規制されている。銃を所持するには公安委員会が実施する講習会やテスト、及び射撃教習と考查に合格後に銃砲所持許可証が交付され猟銃の入手となる。</p> <p>(2) 一般の狩猟者がライフル銃の所持許可を得るためには、銃刀法第5条の2第4項第1号で「猟銃（散弾銃）の所持許可を継続して10年以上受けている者」となっているが、10年の根拠は定かでない。</p> <p>(3) 北海道は、他の都府県と異なる広域性とヒグマやエゾシカ等が多く生息するなどの特異性があり、農林水産業被害や人畜への被害も多い。そのため狩猟者による狩猟や個体数調整と有害捕獲への公益性の高い出動機会が多い。</p> <p>一方では狩猟者の急激な減少や高齢化が進み、早急な後継者育成を図る必要がある。</p> <p>また、ヒグマの捕獲技術を習得するにはライフル銃の所持から10年程度の捕獲経験を要する。</p>
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 銃刀法第5条の2第4項第1号のうち、ライフル銃の所持許可要件中、「継続して10年以上第4条第1項第1号の規程による猟銃（散弾銃）の所持の許可を受けている者」の内容について、北海道の特異性と大型獣の生息実態等をご理解のうえ、北海道の特例措置又は特区制にて「継続して5年以上」に短縮をお願いする。 なお、現状の法令のままの場合は、極く近い将来には大型獣の増加に反して狩猟者の減少が著しく、結果的に野生鳥獣の保護管理は厳しい状況になると考える。
期待される効果	<p>(1) 道内の狩猟者は昭和53年頃には約2万人余りであったが、現在の獵友会員は、6,215人（約69%の減）に激減し、平均年齢は57.6歳で60歳以上者は43%を占める状況です。</p> <p>(2) 一般的に、散弾銃はライフル銃に比較して有効射程距離が短く、威力も小さくて警戒心の高いエゾシカ捕獲には非効率です。また、ヒグマ捕獲の場合は狩猟者の身の危険が多いことから、早い段階からヒグマの習性や生息域の地勢等を熟知する必要があり、短縮により捕獲技術の修練と社会貢献の機会が増える。</p> <p>(3) 大型獣の狩猟や有害捕獲には、出来るだけ早い段階から従事の機会を与えることで、狩猟の適正化や保護管理の担い手としての人材育成が容易となり、結果的には狩猟や個体数調整と有害捕獲を通して大きな社会貢献が図れる。</p>
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号

提案事項名	1018F バイオマス燃料の普及促進
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスの推進については、平成14年12月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、バイオマスの利活用やエネルギー利用を推進している。 平成17年2月に発効した「京都議定書」の目的達成には、カーボンニュートラルの特性を持つバイオマス燃料や自然由来の新エネルギーの推進が重要となっている。 バイオエタノールやBDFなどは、現状ではガソリンや軽油などに比べて、熱量あたりの単価が高いため、現在の価格差のままではバイオマス由来燃料の利用は、限定的なものとなるため、利用者に対する価格面での政策誘導が必要。 北海道においても、昨年度末策定した「新エネルギー開発・導入方策」で、従来のバイオマス燃料の導入目標について見直しを図ると同時に、その目標を達成するための具体的な方策について例示したところである。 北海道は、「E10燃料」の実証実験を7月からとかち財団が実施するなど、現在は、バイオマス燃料普及促進の国内における先進地である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> バイオマス燃料普及促進の新たな制度、措置の創設。 バイオ燃料の揮発油税減免措置。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギーの開発・導入の促進となる。 北海道が、国内におけるバイオマス燃料の生産・利用の先進地となるとともに、国内におけるバイオマス燃料普及促進に貢献できる。 バイオマス燃料の普及促進により、北海道農業の保護・支援の一助となる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 国税関係法令

提案事項名	1056F リサイクルゴミ
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルできるゴミを、直接、リサイクル企業への持込を許可してほしい。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1065F 自家発電の高度利用制度
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在自家発電設備を設置した場合、待機電力しか常時使用できません。 ・ それ以上の使用をした場合には、北電は電力を供給しないとしています。 ・ これでは自家発電機が故障した場合、バックアップができないので非常に困ります。 ・ その為、環境にやさしいコーディネーションシステムは普及しません。 ・ やはり使用する電力分を発電するほうが、自然環境にやさしいのです。 ・ 更に自家発電で余剰に発電してしまったものは北電が購入するように、売電の許可を取得しやすくしたほうがいいです。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1067F 環境保全税導入
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ これからの時代、環境保全に配慮した取組みを進めなければなりません。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ そこで、レジ袋など全道民が利用しているものに課税して、なるべく利用しない方向に進める。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1073F 水道水のおいしい街選考
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水のおいしい街100選として、全国から選ばれた町があります。 ・ 苫小牧市も入選しています。 ・ しかし、選考基準が人口3万人以上いる市が対象であり、もっと田舎の水のほうがおいしい街が多いと思います。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ そこで北海道版、おいしい水ベスト10を選んで、地域住民に誇りを感じてもらう事と「観光の売り」につなげてもらう事と共に、環境保全をする取組みを拡大してもらいたい。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1083F バイオ軽油の非課税化
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ てんぷら油などを利用して製造した軽油を販売した場合には、軽油税を免除する。 ・ そうする事で、資源の有効利用が進み環境に配慮した取組みが活性化する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3003F 地球温暖化モデル基地を提唱する
提 案 者	一般
提案の背景	地球温暖化モデル基地を提唱する・・・エネルギーの代替物として草からエタノールを取るような技術が開発されている昨今、草木の多い北海道がそのモデル地区として真っ先に推進する。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3072F 環境宣言特区とし、「北海道エコライフ宣言」を実施
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案理由 <ol style="list-style-type: none"> ① 今後、ますます進む地球温暖化に対して、地球環境保護の観点から、現在札幌市で進めている「さっぽろエコライフ10万人宣言」を、北海道全体での取組として推進し、必要に応じて特区法を活用して、種々の優遇制度を設けて喚起を図る。 ② 安倍政権では、「美しい国づくり」プロジェクトを今春より始動しているが、来年の「北海道洞爺湖サミット」では、地球環境問題が主要議題になる予定であり北海道としても率先して「環境宣言特区」として実施する。(クールビズ、ウォームビズの積極推進や環境に配慮した取組に対して、法律面等で、積極的にバックアップできる仕組みとする。)
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3087F 環境税の創設
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全が急務であり、市民の意識を変革し、実効を強固なものにする必要がある。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ そこで、大気汚染につながる物質（エネルギー、石化製品）の購入者は、一般消費税のほか環境税を負担するような税制とする。一方、省エネ製品の開発者・製造者・販売者を税制優遇する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3100F 国より厳しいCO ₂ 削減目標の設定
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然の豊富な北海道は、CO₂の削減など、独自の取り組みを行うべきです。 ・ 具体的には、先日テレビで見たのですが、（スウェーデンかノルウェーだった思います）北欧の国で積極的にCO₂削減の取り組みを行っていました。自転車専用道路、風力発電等の発電方法を選んで電気を購入できる、幼児教育からの分別回収、ビン・カン・ペットボトルの回収率90%などしていました。 ・ 北海道も独自の大胆な取り組みを行い、産業と結び付けてはいかがでしょうか。 ・ 例えば、北海道内を走る自動車はバイオ燃料を優遇するとか、国より厳しいCO₂削減目標を掲げるというのはいかがでしょうか。 ・ 北海道は特に冬の間、暖房を使用するので1名あたりのCO₂排出量は多いのだと思います。その分削減率を上げる工夫はいろいろできると思います。 ・ このような取り組みは観光事業でも良いイメージ戦略としても有効ですし、厳しい基準の中での物作りは、新しい技術を生み出す可能性があります。またこのような考え方方に賛同する方々が北海道に移り住みたいと考えるかもしれません。 ・ 北海道こそ自然を大切にし、アイヌ文化を継承し、自然と調和した生活スタイルを提案していくべきです。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	4010F 産業廃棄物の定義に係る事業所限定の弾力的運用
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）は、廃棄物のうち、産業廃棄物（産廃）を先に定義し、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物（一廃）と定義している。このため、家庭ごみが一廃に該当する一方、産廃21種類のうち8種類については、法施行令で事業所が限定され、それ以外の事業所から排出された廃棄物は、事業活動に伴い排出しても一廃となる。 ・ 各自治体の処理施設では、家庭ごみ等の計画的処理に併せて事業系一廃を処理しているので、大量に発生する場合、受入が厳しい状況にある。また、民間の一般廃棄物処理施設も限られている。 ・ このような状況に起因した、コスト回避のための不法投棄や野焼き等の不適正処理がかねてから懸念されていたが、今年1月には事業系一廃と解されるウニ殻の不法投棄による逮捕者も出るなど、当管内においても、主要生産品を含め、問題が顕在化・悪質化しつつある。 ・ また、他の家畜と異なり、解体したエゾシカに係る固形状不要物が一廃と解されるなど、同様の性状にもかかわらず、事業所分類が異なるため一廃か産廃かが異なる点は、排出事業者にとって理解しにくいものであり、指導に苦慮している。 ・ なお、一廃を民間の産廃のみの許可業者に委託すると、受託者は無許可営業で直罰の対象となる。 <p>* 事業所限定で現に混乱を来したり、今後問題になりそうな廃棄物の例は、別紙参照</p> <hr/> <p>別紙</p> <p>事業所限定で混乱を來し、若しくは今後問題となりうる廃棄物の例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水産加工場から排出され不要となったウニ殻 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物性残さは、食料品製造業に伴う旨の事業所限定がある。 ・ ウニは根室支庁管内で多くの生産水揚げ量を誇るが、加工して不要となったウニ殻については、加工内容により、解釈が異なる。 ・ 生でミョウバン付けのあと木の容器に盛りつける場合は、ミョウバン付けが加工とみなされないことから、他の販売店に卸す場合は事業所分類の「生鮮魚介卸売業」、当該店舗で販売する場合は「鮮魚小売業」に伴い排出されるため、一般廃棄物と解される。 ・ 塩漬け加工が行われている場合、事業所分類の「その他の水産食料品製造業（塩辛魚介製造業）」に伴い排出されるため、産業廃棄物の「動植物性残さ」と解される。 ・ 瓶詰め加工が行われている場合、事業所分類の「水産缶詰・瓶詰製造業」に伴い排出されるため、産業廃棄物の「動植物性残さ」と解される。 2 牧場で飼育後、と殺し解体したエゾシカに係る固形状の不要物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物系固形不要物は、と畜場、食鳥処理場から発生した旨の事業

	<p>所限定がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 根室支庁管内にはエゾシカが多く生息し、食用のための解体施設もある。 当該不要物は、と畜場で扱う家畜が牛、豚、馬、めん羊、山羊に限られ（と畜場法）、エゾシカは該当しないことから、産業廃棄物の「動物系固形不要物」に該当せず、一般廃棄物と解される。 <p>3 水産加工場から排出され不要となった木箱</p> <ul style="list-style-type: none"> 木くずは、建設業、木材製造業等に伴う旨の事業所限定がある。 鮮魚を加工場まで運搬する際、根室支庁管内で広く使われている木箱は、通常、釘で固定されている。製造業又は卸売業にともない排出されることから、一般廃棄物と産業廃棄物の「鉄くず」の混合物と解される。 <p>4 石材会社において排出され不要となった石材</p> <ul style="list-style-type: none"> 墓石等の石材は建設業に伴うもの（がれき類）とは見なされず、事業所分類の製造業「石工品製造業」に伴い排出される。また「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」にも該当しないので、一般廃棄物と解される。
特例措置等の内容	<ul style="list-style-type: none"> 法第2条第4項及び法施行令第2条に定める産業廃棄物の定義のうち、事業所限定のある8廃棄物に係る限定すべき事業所について、地域の産業構造や処理施設の設置状況も踏まえた弾力的な運用ができる権限を北海道に移譲する。
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 一般廃棄物と産業廃棄物の区別に伴う混乱の減少。 一般廃棄物と産業廃棄物の区別から適切な処理施設が近隣に存在しないことに伴う不法投棄や野焼きその他不適正処理の減少。 廃棄物の地域内処理を通じた、廃棄物の適正処理の確保。
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> 法第2条第4項 法施行令第2条（産業廃棄物）

提案事項名	4011F 一般廃棄物処理施設設置要件の緩和
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 現在、道では生ごみの利活用を図るために北海道バイオマスネットワーク会議を設置し、生ゴミ等食品系廃棄物利活用検討部会を立ち上げたところ。 発生した生ごみを堆肥化等のリサイクルを行うためには、一般廃棄物処理施設を設置しなければならないが、設置しようとする施設の処理能力が5 t／日を超える場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定により一般廃棄物処理施設設置許可を受けなければならない。 しかし、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けるためには環境影響調査の実施などといった多大な費用と時間を要するため、バイオマス利活用促進のための新規参入の障害となることが予想される。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 現在、設置許可を要する一般廃棄物処理施設は法施行令第5条により指定されているが、要許可施設の指定権限を道に移譲し、一般家庭から排出される生ごみや飲食店等から排出される厨芥類等のリサイクル利用が確実に見込まれる廃棄物の処理に限り一般廃棄物処理施設設置許可を不要とするなどといった規制緩和措置を講じる。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設設置者の負担の軽減、新規参入の促進 生ごみのリサイクル率向上（H16時点での北海道における生ごみリサイクル率は5.5%）
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 法第8条 法施行令第5条（一般廃棄物処理施設）

提案事項名	4012F 廃棄物処理施設設置許可要件の条例への委任
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業及び産業（一般）廃棄物処理施設設置の許可要件は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）で規定されているが、付近住民の同意書等は許可の要件になっていない。よって、住民からの反対があっても法律で求められた要件が満たされれば許可せざるをえない（一度、住民同意が無いことで不許可とされた事業者が裁判を起こし、道が敗訴した事例あり。）。 根室支庁管内においては、海岸線付近に最終処分場を設置したことにより、当該最終処分場を行き来するダンプによる粉じんが周辺の乾燥中の昆布に降りかかり、商品価値が下がるなどの被害が生じたとして、付近町内会から許可を発出した道の責任を問われ、対応に大変苦慮した事例がある。また、根室支庁管内は風が強い地域が多いことから、がれき等を破碎することにより発生する粉じんの飛散・公共用水域への流出に対する漁業者や地域住民等からの苦情が大変多い。 しかし、許可要件は全て法で定められており、また、当該法に係る条例委任の規定がないため、条例で住民同意書の添付を要するなどといった許可要件を追加することができない。 <p>※ 現在、産業（一般）廃棄物の最終処分場及び焼却処分場を設置する場合には、道の「廃棄物処理施設の設置等に係る指導要領」により、施設を設置しようとする場所から概ね500m以内に居住する住民の同意を得るよう指導している。</p> <p>また、それ以外の施設についても状況に応じて住民説明を行うよう指導している。</p>
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 許可要件のうち、住民同意や事前説明会開催の扱い等に係る一定の事項については条例に委任する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 処理業者と住民とのトラブルの解消、廃棄物処理施設の円滑な運営による廃棄物の適正処理の確保。 住民の廃棄物に対する理解を深める（住民の中には全ての産廃に有害物質を含んでいるなどの誤解を持っている人も多い。許可を取得する前に住民にしっかりと説明を行えば、そのような誤解も無くなると思われる。）。
関 係 法 令	<ol style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処分業許可について（※収集運搬業については許可要件について条例委任する必要性は薄いため省略） <ol style="list-style-type: none"> 法第14条第6項 法施行規則第10条の4（必要書類等） 法施行規則第10条の5（許可の基準） 産業廃棄物処理施設設置許可について <ol style="list-style-type: none"> 法第15条

- (2) 法施行規則第11条～11条の3（必要書類等）
- (3) 法施行規則第12条～12条の4（施設の技術上の基準等）

3 一般廃棄物処理施設設置許可について

- (1) 法第8条
- (2) 法施行規則第3条～3条の3（必要書類等）
- (3) 法施行規則第4条～4条の2の2（施設の技術上の基準等）

G 子育て支援

提案事項名	1012G 子育てながら働く女性の勤務時間の柔軟化
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> わが国の少子化対策は、これまで仕事と子育て支援に主眼が置かれていたが、出生率を回復した先進国では、柔軟に働く環境づくり、つまり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られる社会の構築こそが重要とされている。 このため、子育てしながら働きやすい勤務時間などの労働条件を柔軟に設定することが望まれる。 したがって、短期間勤務など柔軟な勤務時間制度を導入すること、併せて導入企業に対して、表彰制度を設けたり、子育て支援減税の対象とするよう求めるべきである。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 企業に適用される育児短時間勤務制度を、小学校修学前までに拡大し、併せて義務化を図ること。 同制度を公務員にも導入すること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策の充実により、出生率の向上が期待される。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業法

提案事項名	3001G 男性の子育て参加支援
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 私には4人の子供がいます。少子化の原因として男性の子育て参加が民間の会社ではなかなか困難であると思います。各種関係法令に定められている範囲で子育てへ参加できるための休暇等が取得できない状況もあると思うので、労働基準局（国）と道保健福祉部間で連携を図り、会社への指導、改善命令等により男性の子育て参加を支援できるようにしてはいかがでしょうか？
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

H 地域振興対策

提案事項名	1001H 北海道在住の企業・個人に対する税の優遇措置について
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道は、冬季の気象条件が厳しいこと、本州の大都市圏から遠隔であること等、企業が経済活動をする上でも、また、人々が生活をする上でも大変厳しい条件下にあると感じています。 このような不利な条件を克服するために様々な努力を積み重ねて行くことは勿論重要ですが、努力にも限度があるように思いますので、企業や個人に対する法人税や所得税等の減税の措置を行うことが重要であると考えます。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1006H 学校施設の財産処分制限期間の短縮
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の特殊出生率は全国平均を下回り、H17年は全都道府県中、東京都について最下位から2番目となっている。道内では今後も児童・生徒数が減少し、余裕教室や廃校施設が生じると予想されるが、それらの施設の有効活用を促進しなければならない。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業等により取得した建物等の処分制限期間を短縮する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 余裕教室や廃校施設について、転用、譲渡、貸付が促進され、有効活用が行なわれる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 「補助事業者等が補助事業により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」(昭和60年3月5日文部省告示第28号) 「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日文部科学省告示第53号)

提案事項名	1009H 政令都市、中核市要件の緩和
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 本格的な道州制の下では市町村の規模と能力の拡大が不可欠であるが、北海道は人口密度が少ない広域分散型のうえ1県1施設政策などによって札幌一極集中型となっている。これを多極型構造の変えるためには、規模が大きく活気のある政令都市や中核市をもっと誕生させなければならない。 現行の政令都市要件は法定50万とされるが、これを8掛の40万に緩和し、中核市要件も30万を20万に緩和するよう求める。 これにより旭川、函館、いぶり地域や石狩・江別・北広島・岩見沢地域を一つとした政令都市の誕生、また、十勝、釧路、北見地域の中核市誕生が可能となる。 なお、「日本21世紀ビジョン」などでは、人口減少の下で、市町村が安定的に経営していくための最低人口規模は20万人とされている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 政令都市の法定要件50万を40万に緩和するよう求める。 中核市の法定要件30万を20万に緩和するよう求める。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 北海道の都市構造を、札幌一極集中型から多極構造型に変え、市町村の経営能力を高めることにより、北海道の活性化が図られる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第252条の19、第252条の22

提案事項名	1042H 政令地方都市要件基準の緩和
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 広域合致型の北海道らしい地方中核都市形成の必要性。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 人口基準の緩和と区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 市町村合併の促進と住民サービス維持。 効果的、効率的な広域行政の実現。
関 係 法 令	

提案事項名	1046H 軽微な交通違反の特例措置
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ シートベルト、15km以下の法定速度違反などは、軽微な違反と考えます。 ・ 現在、1年間違反が無ければ点数は元に戻りますが、自治体などが主催する植樹や街の美化活動などの、地域貢献を行った場合は点数を1点戻すなど特例処置を検討してはどうでしょうか。 ・ 道の調査によるとボランティア活動が盛んになると、犯罪が減るという結果もあります。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1047H 学校と病院の併設
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と病院を同一建物で併設してはどうか。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1051H コミュニティーフィルムの電波出力
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティーフィルムの電波出力が全国一律です。 ・ エリアの広い北海道では十分にカバーできません。防災の観点からも、出力を大きくしてほしい。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1052H 道路除雪の一元管理
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道・道道は開発局。市道は市。 ・ 大雪の際、道路状況が違いすぎる。 ・ 一元管理すべき。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1055H 学校の空き教室
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化している学校の空き教室で、高齢者とのふれあいの場をつくる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1063H ふるさと納税システム
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 現在、在住している自治体に住民税を納税します。しかしその一部を自分のふるさとに納税できるシステムを創り、札幌市ばかりに税金が集中する事がないようにする。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> このことで、夕張市みたいに破綻した街も税収が確保できる。また少子化対策にも繋がる。 愛郷精神のある子供を育てる事に重点が置かれるようになる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1068H 自家用車の車検期間の延長
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 昨今の自動車は性能が向上しそんなに故障しません。 また故障したらそのつど修理して利用している現実もあります。 新車時だけ3年後の車検ですが、その後は2年後との車検です。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで新車時からずっと3年ごとの車検にしてほしい。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1069H プロパン供給の見直し
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 阪神大震災をはじめとして能登半島沖地震でも、いち早くプロパンガスが復旧しています。 しかし都市部では70世帯を超えるマンションにはプロパンガスが法的に供給する事ができません。 従いまして厳冬期に地震などの災害が発生した場合は、地面が凍結していて復旧には膨大な時間がかかりますので、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法」を改正して、プロパンを供給できるようにしてほしい。 これにより災害に強い都市を形成できる。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1070H 家を建てたときの消費税免除
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 消費税5%になってから、不景気もあるのでしょうか、家が建たなくなってしまった。 家を建てるに、消費税、取得税、固定資産税、登記費用と税金がたくさんかかります。 毎年固定資産税を払うのだから、消費税は免除してほしい。 この事は、建築業界全体の悩み。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1071H 別荘の税金軽減
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 別荘は、従来お金持ちのぜいたく品として、不動産取得税・固定資産税などの税金に関する住宅向けの軽減措置が適用されていない。 北海道内における別荘地はニセコ地区などの一部を除き、空き地・空き家が増え、地域経済の衰退、不動産流通を阻害している。 道州制特区推進法を活用し、北海道地区のリゾート地にある別荘に対する税制措置として、住宅並みの減税措置を施すことによって、移住促進・道内人口対策、ひいては地域経済の活性化に繋がるものと推察する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1076H 旅館業法適用除外措置による過疎地への移住促進
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 団塊の世代の大量退職、道内町村の過疎化の進展と人口減少による貸家・貸アパートの利用促進策として、道内過疎地域に移住を希望する方々に対し、空き家やアパートの空室を開放し、宿泊体験がしやすいように法規制を緩和する措置を講じる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1084H 第3セクター破綻制度の導入
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 第三セクターは自治体の議員が口を出せないポジションにあります。 また実質的な経営は自治体が運営している事が多いため、経営手法が脆弱でしばしば破綻し、自治体に大きな損害を与えています。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで、自治体の財政規模におおじて赤字限度額を設定し、限度額を超えた場合には強制的に会社更生法か民事再生法を適応せ、自治体破綻の原因にならないようにする制度を創る。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	2001H 複数の自動車を使用する離島住民に対する自動車税の課税免除について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税は、地方税法に基づき一定の自動車に対しその自動車の主たる定置場の所在する道府県において、その所有者に課せられる税金で普通税である。 離島である本町町民の中には、島内で専ら使用する自動車のほか本土への通院や仕事等に利用するため、やむ得なくもう1台の自動車を所有している者があり、1人で複数台の自動車を所有しているなど、離島特有の負担を強いられている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> やむ得なく自動車を複数台所有している町民の財政的負担を少しでも軽減するため、2台目以降の自動車税は課税免除とする。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 自動車を所有する場合、自動車取得税や自動車重量税、車検などの経費が掛っているが、島民の自動車複数所有者の2台目以降の自動車税を課税免除することにより、所有者の財政的負担が軽減される。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 離島振興法 地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）

提案事項名	2002H 畦島における揮発油税の減免について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 道路特定財源制度は「受益者負担」の考え方に基づき、道路の利用者等が道路の建設・維持費用を負担するという制度であり、財源には、揮発油税や自動車重量税、自動車取得税等が充てられている。 国においては、道路特定財源等ですべての道路整備予算をまかなっているものの、地方自治体においては道路整備のおよそ半分が一般財源から支出されている。 本町町民においては、道路特定財源である揮発油税等を当然負担しているが、町内には国道（高速道路等を含む）が存在しない。 さらに、離島特有の輸送コスト等の関係もあり、ガソリンの小売価格は本土に比べて割高となっている。 <p>※ 3月末ガソリン価格（レギュラー1リットル）152円（本土近隣都市の平均130円）</p>
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 離島特有のガソリン高及び国道等が存在しないことなどの理由により、道路特定財源のうち、揮発油税の減免措置を要望する。また、道路整備に準じた離島航路（海の幹線道）に対し必要な措置を要望する。 なお、税率は、沖縄復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）等に準じた税率としていただきたい。 <p>（参考） 挥発油税の税率 1キロリットル当 48,600円 ハ 沖縄県の税率 1キロリットル当 42,277円</p>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 本町の揮発油税を減免することにより、本土に近いガソリン小売価格となり、島内の物価も安くなるとともに、フェリーを利用した観光客の増加等など、離島振興に大きな効果が期待される。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 離島振興法 揮発油税法（昭和32年4月6日法律第55号） <p>※ 道路特定財源 （国税）揮発油税、石油ガス税、自動車重量税 （地方税）軽油引取税、自動車取得税、地方道路税 など</p>

提案事項名	2003H 畦島における漁港整備の費用対効果の緩和について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 漁港は平成14年から始まった水産基盤整備事業から費用対効果が1を越えないと事業ができなくなった。 しかしながら、本島において、漁船及び漁業者が減少しているので、漁港整備に必要な便益がでづらい漁港がある。 <p>※ 第一種漁港 稻穂漁港、稻穂漁港勘太浜分区、宮津漁港、赤石漁港、松江漁港</p>
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 本島の漁港は一般的な水産物供給基地の他に漁場の前進基地、台風等の漁船避難港としての役割を有している他、国との境界近くにあり密入国者等の不審船等の監視、情報提供等の供給基地としての治安上の役割を有している。 上記のとおり本島の漁港は本土の漁港より多岐な役割を有している。また、奥尻島は暖流である日本海海流に位置しているため、地球温暖化で潮位があがり台風等による高波の影響が出やすく、漁港の防波堤を越える波が以前より多くなり漁船等の被害がでている。(別紙験潮場年平均潮位表【略】) 今後、更に潮位が上昇し被害が大きくなることが危惧されるので、本島の漁港の防波堤、護岸等の外殻施設の嵩上げが必要である。 以上のとおり、本島の漁港の多岐な役割の維持と地球温暖化の影響しやすい位置にあるという特殊性から漁港整備における費用対効果の緩和を願いたい。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 水産物供給基地だけでなく漁場の前進基地及び台風の避難場所、密入国者等不審船、情報提供としての多岐にわたる離島の役割の維持。 地球温暖化により生じた高波から漁港に係留している漁船等が守られる。
関 係 法 令	

提案事項名	2005H 畦島における特別養護老人ホームの定員枠について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 現在、本町の特別養護老人ホーム定員数は、道が定めた圏域における必要入所定員総数（290名）や町の介護保険事業とのバランス等を踏まえ30名としている。 しかしながら、近年の高齢化の進行に伴い、特別養護老人ホームに入所できない高齢者が急増しており、また離島であるがゆえに他町の施設への入所も困難なことから、比較的医療サービスの必要性が低いにもかかわらず、やむを得ず町立病院に入院している高齢者が多い。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 道で定める圏域ごとの必要入所定員総数を超えて、町が必要とする特別養護老人ホームの定員数を、離島等の特殊事情のある地域にあっては、道が条例で定めることができるようとする。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 町が必要とする入所定員数を独自に定めることにより、介護を必要とする町内の高齢者に適切なサービスを提供できるようになる。 社会的入院が減少することにより、医療費の削減につながる。 早急な措置としての必要性ではなく、将来的な選択状況に迫られた場合、迅速な対応ができる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法（平成9年法律第123号） 老人保健法（昭和57年法律第70号） 老人福祉法（昭和39年法律第133号） 現在、国は療養病床を削減して介護施設に転換する政策を進めており、H19年度中に各都道府県は地域ごとの療養病床の転換目標を定める予定となっている。

提案事項名	2016H 「馬との暮らし」による地域活性化を実現するための農地法の規制緩和について
提 案 者	市町村
提案の背景	<p>1 本町と馬の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本町は古くから馬との関わりの深い町です。町内には競走馬生産牧場だけではなく、馬産関連の職業も多数営まれています。 ・ また、乗馬体験施設もあることから、幼児から高齢者まで多くの町民や来町者が乗馬を楽しむことができます。乗馬については愛好者も増えており、近年では、乗馬を介した人的交流や、乗馬療育の分野にも広がりを見せています。 ・ このため本町は、生産地としてだけではなく「馬のまち」としても一般の方々に対して認知度があがってきているところです。 <p>2 人口減少に対応するための移住促進の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今日、地方では人口減少が大きな問題となっており、今後も少子高齢化等の進展によってさらに人口減少が拡大していくことが危惧されています。本町も例外ではなく、これから町づくりを進める上でもこれ以上の人口減少や流出に歯止めをかけ、一定の人口規模を維持していくため様々な施策を講じていかなければならぬ状況にあります。 ・ 一方、都市部ではライフスタイルの多様化や団塊の世代の大量退職を契機に、地方への回帰や移住志向が高まっています。 ・ 本町ではこうした世の中の流れを捉え、都市部からの移住政策により地方の人口減少に歯止めをかけ地域を活性化するため、平成17年度より専門の部署を設置し移住促進に取り組んでいます。 ・ しかし、移住促進は単に相談や情報発信の体制を整備しただけでは効果的な取り組みとはならず、地域の特徴や優位性を活かした取り組みが必要不可欠となっています。 <p>3 自宅で「馬とふれあう」暮らしの提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こうしたことから、本町では「馬とのふれあい」を前面に打ち出し、他にはない本町らしい、本町でなければできない田舎暮らしを提案してきています。本町が提案する「馬との暮らし」は、町内の施設で乗馬体験ができるということだけではなく、乗馬愛好者が牧歌的な風景の中自宅で馬を1～2頭飼うというスタイルを想定しています。 ・ 乗馬愛好者にとって、自分の馬を持ちなおかつ自宅で飼うということは夢であります。しかし、本町では馬を飼うために必要な飼料や資材の入手、獣医師の体制、気候等の条件が揃っており、国内のどの地域よりも一般の人でも簡単に馬を飼うことのできる環境が整っています。 ・ 実際に、全国の乗馬体験者や田舎暮らしを希望する方々から「馬との暮らし」を実現したいとの移住相談が寄せられています。相談の内容からは、単に自宅で馬を飼いたいということだけでなく、乗馬を通

じて地域間交流に取り組みたい、障害者や療育乗馬に興味がある等、様々な形の「馬との暮らし」の実現への期待が見て取れます。

- ・ また、自分で馬を飼いながら牧場で働きたいという要望もあり、こうした移住希望は牧場で不足している従業員対策としても役立てたいと考えています。
- ・ このように、「馬との暮らし」の実現によって移住を促進することは、農村地域の人口や機能の維持向上のためにも必要であり、なにより地域の活性化なくして町全体の活性化は難しいと考えています。
- ・ 現在「馬との暮らし」に関する相談は20件近く寄せられていますが、相談件数は今後も増加していくものと予想しています。

4 農地の利用

- ・ 「馬との暮らし」の実現には、移住するための住宅用地に加えて馬を飼うための土地を確保する必要があります。乗馬愛好者が1～2頭を飼う程度であるため生産牧場のような規模の土地は必要としませんが、一般的の住宅と比較すると馬の運動する場所も必要となることからある程度広い面積が必要となります。
- ・ このような条件や要望に応えるためには、牧場地帯で土地を確保することになりますが、本町においては競走馬生産が基幹産業であることから、採草放牧地が大半を占める牧場地帯において非農地の土地を確保することは非常に難しい状況にあります。
- ・ このため、農地を利用して「馬との暮らし」を実現することで、移住を促進していきたいと考えていますが、農地の利用は農地法や農振法で規制されており、この課題を解決しなくては取り組みが進まない状況にあります。
- ・ 移住者等が「馬との暮らし」によって馬を飼うことは、土地の利用方法や管理面も牧場が行っている農地の利用と大きく変わることはありません。むしろ、採草放牧地としての機能を維持していくことになり、長い年月をかけて創り出されてきた競走馬が草を食むという、他では見られない牧歌的風景を地域の資源として維持していくことにも繋がります。
- ・ こうしたことから「馬との暮らし」という、移住促進だけにとどまらず農業振興や地域の活性化に資するものとして地方自治体が認める土地利用の場合には、農地法第3条の許可対象として農地を利用できるよう、また、農地法第4条及び第5条の許可により移住定住用住宅や厩舎・乗馬施設等の建築が可能となるよう、農地法及び転用許可基準の規制緩和をお願いするものであります。

5 新たな町づくりのために

- ・ 地域が活力を維持していくためには、行政サービスや医療、社会基盤等の水準を保っていくことが不可欠ですが、そのためには一定の人口規模が必要です。このため、移住促進による地域への人口流入並びに人的交流による地域の活性化に大きく期待をしているところであるだけに、本町が目指す「馬との暮らし」の成否は今後の町づくりを進める上において重要となります。
- ・ 本町が提案する「馬との暮らし」は、農地を無秩序に開発しようとするものではありません。牧場地帯や第1種農地であっても、地勢や

地形等によって耕作が不便である等、生産性が低く農地としては十分に利用されていない土地が存在しており、このような土地を「馬との暮らし」のために利用し、農村景観の維持や土地の有効活用、地域の活性化を図りたいと考えています。

- ・ 政府が2007年度から導入する「頑張る地方応援プログラム」にも移住促進や交流が掲げられておりますが、やる気のある地方が自由かつ独自の施策を開発することにより「魅力ある地方」に生まれ変われるよう前向きに取り組んでいきたいと考えています。

資料【略】

特例措置等の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 「馬との暮らし」のための農地利用については、耕作又は養畜の事業を行なう場合に準じた扱いとし、農地法第3条第2項の許可をすることができない場合（農地又は採草放牧地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行なうと認められない場合）から除外。・ 農地法第3条第1項の許可に必要となる下限面積は、北海道では2ヘクタール（約6,000坪）となっているが、これを「馬との暮らし」に適した面積となるよう農地法施行規則第三条の四の規定に基づき引き下げる。（10アール（約300坪）まで引き下げる想定）・ 第1種農地にある生産性の低い農地を活用して「馬との暮らし」による移住・定住を促進するため、「農地法の一部を改正する法律の施行について（平成10年11月1日10構改B1067号農林水産事務次官通知）」で定められている転用許可基準の「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」に「馬との暮らし」を行なうために必要な住宅・厩舎等を含める。
期待される効果	<ol style="list-style-type: none">① 「馬との暮らし」の実現性が高まることによって、都市部からの移住が促進され、人口減少の緩和が期待されます。② 馬との関わりを持ちたい、牧場で働きたいという者の移住が増えることにより、馬産の新たな展開や不足している牧場従業員の確保が期待できます。また、こうしたことにより第1次産業の基盤強化や振興が図られるとともに、雇用機会の拡大や新たな産業の創出も期待できます。③ 町外からの優れた人材確保や、都市と農村の地域間交流の機会が増加する等により、新たな発想が生み出される環境や気質が醸成され、地域全体の活性化が期待されます。④ 町全体や農村地域への人口流入により、集落機能の維持向上や現在の人口規模では難しい上下水道や情報通信設備等の生活基盤整備の促進が期待されます。⑤ 乗馬愛好者や馬に関わる者の移住が進むことにより、乗馬を活用した余暇活動や交流の推進、身障者リハビリや疾病予防等福祉医療の普及進展、馬文化の醸成等において新たな展開が期待され、「馬のまち」としての特色ある町づくりの展開が期待されます。⑥ 土地利用の面において、従来の農地法の枠組みでは流動化や利用が難しかった農業不適地の有効利用が図られるとともに、機能的な農村環境やゆとりある住生活環境の創出が期待されます。

- なお、放牧や採草の利用は農地として認めるものであり、本町の従来の農地利用を変えるものではありません。このため、農地の機能は引き続き維持され、加えて牧歌的風景という固有の景観保全が期待されます。

関係法令

- 農地法第3条関係
農地法第3条第1項
農地法第3条第2項第2号
農地法第3条第2項第5号
農地法施行規則第3条の4
- 農地法第4条第1項
- 農地法第5条第1項
- 農地法の一部を改正する法律の施行について（平成10年11月1日10構改B1067号農林水産事務次官通知）
第四条 法第四条第一項の許可基準
1 営農条件から見た農地の区分に応じた許可基準の（2）良好な営農条件を有している農地の②許可基準のウの（ウ）農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

提案事項名	2017H 北海道が提示している事務権限移譲リスト（第3区分）の早期移譲について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道では、地方分権の流れを一層確かなものとし、地域のことは地域で決めることができる地方分権型社会を構築していくため、道州制を目指した取り組みを進めている。こうした考え方に基づいて、北海道は市町村が担うべき事務権限を約2000項目リストを示したところであるが、第3区分（法改正の必要な事務権限）は、本来、都道府県やそれを構成する市町村が担う事務権限であるにも係わらず、現状では国の関与が法律上定められており、地域主権型社会を目指した都道府県及びそれを構成する市町村の主体的な行政運営に支障を来している。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 北海道が市町村に移譲すべき事務権限として示した約2000項目の内、第3区分（法改正の必要な事務権限：約500項目）について、道州制特別区域計画に盛り込み、国から道へ権限を移譲すべきである。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域主権型社会を目指した市町村の主体的な行政運営や効率的かつ効果的行政サービスの提供が可能となる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> リスト（第3区分）に関する法令

提案事項名	2035H 公共建築物の耐震改修について
提 案 者	市町村
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 改正耐震改修促進法により公共施設については、計画的な耐震改修等が必要とされており、市町村においても耐震改修促進計画を策定し、対応するよう求められている。また、当町は「日本海溝特措法」において、地震防災対策を推進する必要のある地域として「推進地域」に指定されている。 しかし、耐震改修等に係る費用は多額になることが多いにも関わらず国庫補助の現状は大変厳しく、自治体における財政格差などにより、耐震改修等の進捗に大きな地域格差が生ずる可能性がある。 地域住民が等しく、安全・安心に公共施設を利用できるよう耐震改修等を促進するための支援策を充実する必要がある。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 「住宅建築物耐震改修事業」（国土交通省）に係る補助権限を道に移譲し、補助案件の決定や、現在、工事費の23%で抑えられているものもある「補助対象事業費」などの基準作成を道の権限において行えるようにする。 なお、財源については、国が道に対し、措置するものとする。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 「日本海溝特措法」の推進指定地域など早急な対応を求められている地域などに対し、道の権限において重点的に資金の配分を行い、必要な地域における事業の促進を図ることができる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震改修の促進に関する法律 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

提案事項名	3006H 2重、3重の行政の解消
提 案 者	一般
提案の背景	開発局、経済産業局等、2重、3重の行政を解消しなければ、無駄が多く、方向性が纏まらない。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3007H 道路の特例
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	道路の法定速度、車幅、積載量の特例。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3008H 関税、課税制度
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	独自の関税、課税制度。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3023H 道州制に向けた道職員の意識改革
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 道州制にむけた道職員の意識教育はいいのか 昨年10月以来、「波の花」についての要請をして参りましたが回答されてくる回答文は、①「なみのはな」の飛散は風浪にともなう自然現象である。②「なみのはな」の現象は、地形、強風などの要素が関連して発生する日本海特有の自然現象である。③「なみのはな」のような自然現象による個々の道民の生活上の被害への対応は所管外である。④公害・廃棄物対策につきましてはしておりますが本件のような自然現象による被害対策につきましては、所管していない。⑤国土の浸蝕や浸水被害を及ぼすものではない。⑥担当は相談苦情審査グループである。⑦この回答は北海道（知事）の考え方として回答しているところである。 私は苦情ではない、対策はありませんかと知事にお尋ねしたことがあり、担当職員にかかる回答を求めたものではない、知事からの検討してみたいとの一言を欲しかったものである。道民が知事に対しての照会に対する回答は全てこのようなことなのであろうか。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3024H 国で国民投票制を検討していますが、道や市町村でも必要ではないでしょうか
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 国で国民投票制を検討していますが、道や市町村でも必要ではないでしょうか。その理由として、村の例として、村議会議員は村民の代表であることに異議はございませんが議会における発言は村民の意見を代弁しているとは考えられません。なぜかと申すなら、近年新しい国の制度ができ提案されてもこれらの制度を村民に聞かせることもなく、議会審議で十分な討議をすることもなく、理解できないままに採決をすると聞きます。先般の議会でも5対3で決めたそうです。 村の姿勢にも問題があります。過去には年1回各地域で村政懇談会をひらいて予算作成に反映させたようですがこの3年間ありません。要望しても上の空です。国会の影響があるのではとおもいますがなにかあれば市民が悪い、村民が悪いとくるのではたまたものではない。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3026H 市町村合併についての特別立法
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 本村の高齢化率と限界集落を読みながら12地区の内4集落が限界としめされていいます。この村がいま、地域包括医療体制整備計画がまた広域連合・副村長定数条例等が検討されておりますが2000人の人口の内、村税納入者が500人よりおりません。 そこで、同じような財政の近隣町村の合併でなく、札幌市○○村とするような特別立法をつくるべきです。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 美しい国、美しい北海道、美しい札幌市島牧村のある北海道？ 都市と美しい田園風景、都市と美しい海岸風景、”故郷を持たない都会の子”にやすらぎをあたえるのもこれから北海道の夢ではないでしょうか。提案しておきます。 これが為には、札幌から1時間でこれる安価な高速道路の整備です。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3027H 水産系廃棄物リサイクル施設の有効活用
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 3月10日の道新紙上に”6億円設備実働3年” 長万部町が廃止方針も記事を読みながら残念におもっています。 ただ、これらの施設建設については当初、国、道、町が計画を検討して補助事業として認められたものであれば、結果については温情をもった処理をいただけることを願っております。 補助金の返還はありうることでしょうが、産業廃棄・資源活用のために建設されたものであれば、返還金をこの町がなにかの新計画があるならそれにあてることなどできないものであろうか。 施設をなにかに再使用する、ただ撤去するでは勿体ないことです。 道州制特区に向けた一段階としての対策を望み、期待しています。 「再生夕張」でなく新しい国の改革はこれらが大切と思います。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3029H JRや航空機利用の特別割引
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 北海道人がJRや航空機利用を申し込んだら特別割引対象となる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3030H 北海道に住んだら優遇措置がある。
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌ではなく、北海道に住んだら・・・・・優遇措置がある。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3031H 北海道で食料品を購入したら消費税免除。
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道で食料品を購入したら消費税免除。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3032H 北海道内で住宅を購入したら税が減税・格安金利で借り入れできる。
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道内で住宅を購入したら・・・・・税が減税・格安金利で借り入れできる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3033H 北海道内で初の一般市民による法律や条例の提案や決定権を設ける。
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道内で初の一般市民による法律や条例の提案や決定権を設ける。(方法や具体的な内容は導入決定を期に協議決定) <ul style="list-style-type: none"> ※ 方法については十分な検討・協議が必要。 ※ 参画などではなく決定権を委ねると、透明性・必要性・責任感が向上。 ※ 但し、金銭による強要や職権乱用などの双方に対して利益の生ずる関係で協議及び議決をしてはならない。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3034H 地方行政連絡会議について
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が、国の方行政機関と連絡協調を保ちつつ、その相互間の連絡協同を図ることにより、地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もって地方自治の広域的運営の確保に資することを目的として、地方行政連絡協議会法が制定されている。 法では、知事を議長に、指定都市及び国の各地方出先機関で構成する「地方行政連絡協議会」を設置することとされている。 しかし、議長の権限がないため、有名無実化しており、最近は全く開かれていない。 道州制への移行を見据えた場合、この会議を充実させることにより、都道府県と国の方行政機関との一体化を図る必要がある。 このため、議長である知事の権限を強化し、会議の実効性を高めるべきである。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 法律に次の事項を規定すること。 毎年1回の会議開催を義務づけること。 議案の決定は、多数決によること。 議長が必要と認めた場合、国の方行政機関に対し指示を与えることができ、指示を受けたものは従うよう努めなければならないこと。 大学等議長が必要と認めるものを構成メンバーに加えることができること。 あるいは、「会議の運営に関し必要な事項は条例で定める」との規定を設け、条例でこれらの規定を設けることができるようすること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 道と国の方行政機関との一体化を図ることにより、道州制導入に向けての環境整備が図られる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 地方行政連絡会議法

提案事項名	3039H 教員のへき地手当について
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校の教員の給与や、これまで国立学校教員に準じて決定するとなっていたが、国立大学が独立法人化されたことにより、職務と責任の特殊性に基づき、条例で定めることとされている。 このうち、へき地手当については、文部科学省令で定める基準に従い条例で指定する学校に支給するとされ、支給の根拠となる級地の決定は、事細かに、省令で決められている。 しかし、この級地の考え方は、交通が発達していない昭和34年当時に設定されたもので、今日の状況とは、大きく異なっている。 全国一律の基準ではなく、地域の実態にあった基準とすべきで、級地の決定を都道府県の条例に委ねるべきである。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> へき地手当の支給の基礎となる級地の決定を省令ではなく、条例に委ねること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実態にあった級地決定、支給が可能となる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> へき地教育振興法

提案事項名	3040H 地方自治体会計について
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の会計は、民間企業と同様の活動を行っている公営企業は、企業会計に則った複式簿記による処理を行っているが、普通会計については、単式のいわゆる大福帳会計を行っている。 しかし、夕張市の財政破綻をキッカケに、公営企業会計と普通会計との連結決算の必要性が求められ、総務省では、今国会に、こうした考え方を取り入れた地方自治体の財政再建法を提出している。 地方自治体の普通会計に、企業会計を導入するのは、時代の必然性であり、こうした取り組みを進めることによって、地方自治体の職員の間に、複式簿記の考え方方が定着し、民間企業と同様、経営感覚が養われることになる。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の普通会計の処理方式を企業会計に準じたものにし、複式簿記の考え方を導入すること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体に民間企業並の経営感覚を導入することができる。 企業会計と普通会計との連結決算が可能となる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法

提案事項名	3042H 電波法による周波数割当の権限の移譲
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省では電波の周波数割当計画を作成し、業種や用途に応じた割り当てを行っている。 ・ この、割当計画により、北海道では現在使用している、北海道と市町村を結ぶ防災無線の一部（中継所～市町村間）においても、周波数の変更が余儀ない状況にある。 ・ しかし、北海道では財政的な理由などから、施設整備費などが伴う、周波数の変更は行わず、既存のNTT回線の一部を防災用として利用すると聞きました。 ・ 地域住民の生命を守るためにには、正確かつ迅速な情報が必要であり、災害に強い無線は不可欠だと思います。 ・ 大規模な地震などでは切断されるNTT回線を利用する事に大変疑問を感じています。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ そこで、電波法の権限移譲を受け、独自の周波数割当を行い、既存施設の対応年数等まで施設を利用することが地域防災のためでもあり、道の財政にも寄与するものと考えます。 ・ まずは、電波法の権限移譲を受ける事を大前提にして、既存周波数の使用期限の延長を大至急行い、既存施設を活用することを要望します。 ・ 地震の多い北海道、人の命にかかる大切なことです。 ・ 道政として第一優先で、真剣に考えていただきたいと思います。 ・ よろしくお願ひします。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3043H 都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の再生を促進する国等の施策の導入を図るため、都市再生緊急整備地域の指定を道州の権限で行うことができる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3044H 中心市街地活性化法の指定要件の緩和
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化法の指定における一都市一地域の要件を合併市町村以外の都市でも認めてほしい。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3051H 北海道を周遊できる自転車専用レーンの設置
提 案 者	一般
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道の町と自然に親しみ、同時に健康を増進するために、北海道を自転車で周遊できる自転車専用レーンを作つて欲しい。自転車での周遊が可能になれば、車から自転車に転向する人も増えて、二酸化炭素削減にも貢献できる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3052H 北海道独特の建築基準法の制定
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道のような積雪寒冷地には本州とは異なる高断熱高気密の住宅が必要です。 また、雪と寒さに閉じ込められる冬でも、住宅の中は広くゆったりとしたスペースで生活を楽しみたい。 それにはぜひとも建坪と同じ広さの地下室が必要です。地下室のある高断熱高気密住宅が北海道の特有の住宅になり、しかも、現在のように建築後25年くらいで建て替えるような消費財としての住宅ではなく、ドイツの住宅のように300年くらいはもつ資産としての住宅であるように北海道の住宅を変えていくべきです。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 地震にも強い堅牢でゆったりとしたスペースの住宅は、そこに住む人の視野や視点をも大きなものに変えてゆくでしょう。 そして、本州とは異なる住宅文化から、北海道独特の精神文化が発展すると思う。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3054H 速度無制限の高速道路
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十勝の高速道路速度無制限にする。 ・ 十勝の高速道路は誰も走っていません。 ・ 対面交通の70Kmでは金を払う気にもならない。 ・ もっとも、まともな高速道路を作ったとしても利用者は増えないでしょう。 ・ そこで産業道路としての高速道路でなく、遊びのための高速道路にするのです。 ・ 内地から愛車をもって沢山のマニアが走りに来ます。そしてもし万が一にも事故ったとしたら、十勝のレッカー、修理やが儲かるだろうし、怪我をしたら、医療機関が儲かる。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬も速度無制限をしたら、もっと儲かるでしょうが、そこは道民の良心で速度制限をする。 ・ 賢明な道民は、速度無制限の期間は高速道路を利用しない、内地の走り屋にバンバンお金を落としてもらう。高速道路を出た一般道では、スピード取締りをしっかりとし、道警に儲けてもらう。 ・ そのぶん普段の道民には寛大にしてもらう。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3056H 地方道の除雪作業に係る軽油引取税の課税免除
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道は積雪地域のため、雪のない本州府県に比べ、様々なハンディキャップを負っている。 ・ 地方道の除雪費用もその一つである。 ・ そこで、このハンディキャップを解消するため、地方道の除排雪作業を行う車に使用する軽油について課税免除を求める。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方道の除排雪作業を行う車に使用する軽油を課税免除すること。 ・ 併せて地方税の免税に伴う減収補填措置を講ずること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方道の維持管理経費が軽減される。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法706条の6

提案事項名	3057H 天然水を使用する水道水の塩素消毒の規制解除
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 京極町のふきだし公園の天然水は、羊蹄山に降った雨や雪を源流とし、昭和60年には環境庁の名水百選に選ばれている。 天然水は、直接汲んで飲用水として利用できるほか、ミネラルウォーターとして販売されたり、町民の水道水としても利用されている。 しかし、おいしいと評判の天然水も、町民の水道水として利用される際には、水道法により塩素消毒が行われ、折角の味が半減する状態となっている。 したがって、水道水の塩素消毒の規制解除を求める。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 天然水として広く飲用されている水を水道水として利用する場合には、塩素消毒をせず、そのまま飲用できるよう、塩素消毒規制の対象外とすること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> おいしいといわれる天然水と全く同じ水質のものが水道水として利用されることにより、町の名物として、PR効果が期待できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 水道法第22条

提案事項名	3058H 国の直轄事業に対する負担金の廃止
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己決定・自己責任・自己負担という地方分権の考え方を徹底する上から、また道州制の導入に向けて、国と道州、市町村の間で事務事業の実施やその財政負担について役割分担の明確化が求められる。 ・ 道路や河川、砂防、空港、港湾など国が自ら直轄事業として実施しているものがあるが、それぞれの個別法や地方財政法に基づき、その経費の一部について、地方公共団体から負担金を徴している。 ・ しかし、これらは国の財産として管理されるものである。 ・ したがって、役割分担の明確化を徹底するため、負担金制度を廃止すべきである。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が自ら実施し自らの財産としている道路や河川、砂防、空港、港湾などの直轄事業に係る地方公共団体の負担金制度の廃止を求める。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己決定・自己責任・自己負担という地方分権の考え方が、一層徹底される。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法 ・ 地方財政法 など

提案事項名	3059H 地方自治体の会計処理の効率化、簡素化
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の会計処理は、地方自治法によらなければならず、支出する経費は、款、項、目、節という厳格な歳出科目区分にしたがって行われなければならない。 節は、地方自治法施行規則により、事細かに規定されていることから、弾力性に欠け、事業の遂行が柔軟にできないという弊害がある。 一方、国の会計法では、款、項、目という区分のみで節という区分はない。 また、国の会計では、目として、庁費というものがあり、食糧費や印刷製本費、光熱水費、通信運搬費など様々な経費を一体のものとして使えるよう工夫されているが、地方自治体では、これらが、それぞれ独立した節として定められているため、食糧費、印刷製本費などと、区別して処理しなければならず、事務手続きが煩瑣となり、非効率くなっている。 例えば、国では、警察の捜査費は、目として、捜査用の様々な経費である、報償費（謝礼）、食糧費、通信運搬費などを一体的、包括的に支出できるが、地方自治法では、それぞれに区分して支出しなければならない。 こうした節による経理は、会計処理の簡素化、効率化の妨げとなつており、国に準じた取り扱いとすべきである
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の会計処理において、国と同様、節を設けないこと。また、目として庁費という考え方を導入すること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 会計処理の簡素化・効率化が図られ、事業の執行がやりやすくなる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法

提案事項名	3080H 有料道路のサーキットの整備
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 無制限高速の案がありましたが、広い土地と、使われてない土地を生かして、環境にも配慮しながら、ニュルブルックリンクのような一般の人も走れる有料道路のサーキットのような物を作り、モータースポーツや自動車の運転技術の向上を図る。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3081H コミュニティFM局の出力制限の緩和
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道は道央圏を除いて基本的に人口密度が低いと放送エリアが広いので各種費用がかさみ道央圏以外への民間放送局の中継局などの開局が難しい状況です。 また人口比率からいってどうしても道央圏中心の話題になってしまいます。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで地域密着型で比較的規制の少なく、少ない手間と費用で開局できるコミュニティFM局の出力制限（現在20Wまで）を最大200Wまですることにより、民間放送局が参入しやすく、広告主が広告を出しやすい上に、聴取者にとっても安定して受信でき、結果、新たな需要が掘り起こせるはずです。
期待される効果	
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 電波法 放送法 それに伴う関連政令

提案事項名	3082H 地方政治に関する市民大学開講
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 道州制においては、市民主権がポイントとなるため、市民が地方政治についてよく理解していなければならない。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで、地方政治の基礎知識、内外事例、住民の活動分野（ミッショング）等について市民大学講座を設け、希望者に受講してもらう。講座時間は、2時間／回＊1回／週＊25週程度とし、修了者は登録して積極的な行政参画機会を与える。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3083H 道州政府と基礎自治体との役割明確化と基礎自治体育成策
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 国の役割は、外交、防衛、通貨等国際政治及び最低限の国民生活水準の維持が中心となり、その他の政策は道州政府及び基礎自治体に委譲されるが、現在のところ道州政府と基礎自治体との役割分担が明確でない。また、一律の道州政治によりすべての基礎自治体があるべき道民生活を確保できるとは考えられない。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで、道州政府と基礎自治体との役割分担において、本来的な（中長期的に目標とする）分担基準を先ず明確にした上で、基礎自治体の実態を鑑みて個別に道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る政策を確立する。ただし、道州の支援を受けるかどうかは、基礎自治体の任意とする。また、支援を行うにしても、基礎自治体からみて外部委託という位置づけとする。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3084H 市民活動・ボランティア活動の領域拡大
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 小さな道州政府、高効率の基礎自治体を実現するには、市民活動・ボランティア活動が地域活性化の鍵となる。しかし、行政の規制や手続が足かせになり、これらの活動意欲が阻害される面も多い。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで、基礎自治体の執行役割を軽減し（権限委譲しても責任は残る）、市民活動・ボランティア活動が活発になるよう、この対象となりうる行政業務の棚卸しと市民との相談を定期的に継続し、役割移管を計画的に進める。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3085H 市民活動・ボランティア活動従事時間貯蓄制度
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 道州制においては、より効率のよい財政が必要なため、市民活動・ボランティア活動が地域活性化の鍵となる。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで、市民（企業市民を含む）が相互にこれらの活動を利用し合い、企業評価にも活用できるよう、市民活動・ボランティア活動従事時間を貯蓄し、必要に応じて関係者間で開示できるようにする。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3086H 首長・議員選挙における投票権行使者への税控除
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 道州制においては、市民主権がポイントであり、政治への関心度向上が成功の鍵となる。そのためには、投票率の向上が必要であるが、従来の啓発運動だけでは限界がある。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで、一定水準の投票率が達成され、政治への関心度が高まるまでの時限措置として、投票権の行使者には、税控除する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3088H 対外輸入関税・国内移入関税の創設
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 低迷する経済を立て直し、民間活力を取り戻す必要がある。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで、地産地消を促進すると共に特産品の保護育成を図るため、他道州からの移入に対し課税する。ただし、他同州が同じことを求めてきた際には、経済政策に応じて競争力支援のための移出価格低減策を講じる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3089H 地域特性に応じた生活様式の多様化の促進と弾力的な税率の設定
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 所得格差、学校格差、地域間格差など様々な格差が社会問題とされているが、これらは、価値観の受け止め方の問題であり、一律価値観蔓延の弊害である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで、憲法に定める諸局面の平等について地域特性を配慮した具体的基準を設定し、市民が適切な平等観と公平観をもって幸福を感じる生活ができるよう、多様な生活様式を受容する道民意識の醸成と北海道独自の道内地域特性に応じた弾力的な税率調整を行う。これにより、感情的な格差意識が解消し、活き活きとした生活・仕事を行うことができ、経済発展ひいては税収増加に寄与することとなる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3090H 基礎自治体を連結した会計制度の導入
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 道州政府の政策の成否は、基礎自治体の総和が成長しているかどうかで評価する必要がある。また、成長していない基礎自治体がある場合、その原因を分析して改善しなければならない。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで、事業部制を採っている企業やグループ企業の経営のように、連結会計を行う。北海道が本社機構又は親会社、基礎自治体が事業部または子会社と見立てて歳入・歳出を評価する会計制度を採用する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3091H 基礎自治体を連結した行政サービス品質管理制度の導入
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 道州政府の政策の成否は、財政評価のみならず、行政サービスの質的評価でも測定しなければならない。市民が気持ちよく税金を納め、行政に協力する道民性を持つようにするには、行政サービスの質の向上が不可欠である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで、道州政府のすべてのサービス分野ごとに品質管理を行い、品質監査を行うために、ISO9000を導入する。更に各基礎自治体にも標準的な制度を導入させ、連結評価を行うようにする。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3094H 一極集中都市化の解消
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 関東・関西の首都圏ほどではないが、職住近接でないことによる勤労者の時間的無駄、心身のエネルギーの無駄、また家庭時間の犠牲、居住地域活動への無関心が生じている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで、基礎自治体の活性化が前提となるが各自治体間をネットワーク化（機能分担・連携）し、市民がゆとりある生活・活動ができるような社会システムを構築する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3095H 公共交通機関の拡充とPark & Rideの推進
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染抑制、道路管理費用削減、交通事故低減、冬季における除雪費削減のために、自家用自動車の総量を減らす必要がある。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ そこで、公共交通機関を拡充すると共に市街地への自動車乗り入れ量を減らすために、Park & Rideを推進する。公共交通機関の乗車運賃は、利用者の増大により値下げが可能となる。更に民間企業の通勤バス制度を支援する。なお、タクシーの台数を抑えることにより、この目的に資すると共に、業界過当競争による経営圧迫が改善できる。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3096H 電子政府の充実化
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書類の山と格闘する公務員の仕事振りは、前近代的な姿であり、ともすると民間のスピードについていけなくて民間の足を引っ張っていることもある。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ そこで、紙資源及び書類保管スペースの大幅削減を図るために官庁IT化を強力に進める。この副産物として、行政事務効率向上による無駄経費削減と市民サービス向上が見込まれる。なお、市民のITスキル向上及びPC装備率を高める支援を強化する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	4001H 市町村議会における市町村の自主性の強化
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 市町村議会の自主性は法律で制限されており、自ら考え、判断するためといえども独自の議会構成を目指すことができない。 (定数、任期、兼職・兼業の禁止、常任委員会の兼任禁止) 市町村合併後の課題のひとつは地域の声を行政に反映させる仕組みづくりにある。合併後も集落が広域分散して残る道内市町村においては、広く地域の声を吸い上げるなど市町村議会のあり方について地域独自の取組みができる仕組みづくりが地域主権型社会実現のために重要。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法に定める地方議会の規制を縮小し、条例による地域の主体的な運用が尊重される仕組みに変える。 「議員定数」等の規制を撤廃し、「議員報酬を少なくして議員数を増やす」など、より広く地域の声を議会に反映する仕組みを市町村が自ら判断し選択できる仕組みに変える。 「兼職・兼業の禁止」等の詳細を市町村の判断に委ね、年齢、職業、性別等について広く住民を代表する議会構成のできる環境とする。 「常任委員会専任」の規制を外し、少数議員の市町村においても必要な複数の常任委員会の設置を可能とし、地域主権の実効性を高める。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 市町村議会の制度設計を市町村の自主性に委ねる仕組み作りにより、実効ある地域主権型社会の実現を目指す。 (議員の半分が女性であったり、将来を担う若者と経験豊かな高齢者がバランスよく参加したり、農林漁業・教師・実業家・主婦など多彩な職種の参加する議会づくりを模索することが地域主権型社会実現のために必要なことのひとつと考えている) 多様な地域のあり方を容認する北海道の姿勢を広くアピールする。 道州制特区の意義をアピールするためには市町村・議会が「我がこと」と実感できる提案が含まれていることが効果的。「自由な地方議会設計」は地域の議論を喚起するためにも効果的と考える。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法91, 92, 92の2, 93, 109条 地方公務員法36条 国家公務員法102条 裁判所法52条

提案事項名	4002H 市町村議会選挙運動における市町村の自主性の強化
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 公職選挙法は市町村議会の選挙運動について全国一律の基準を定めており、地域の実情にあわせた独自の取り組みは認められていない。 集落が広域に分散している道内市町村においては限られた期間内、規制の枠の中では十分地域が納得する選挙運動ができていない。特に冬期間は移動が困難であったり、街頭にひとけがないなど道内の地域事情が考慮されていない。 そのため議員の顔が見えず、現職議員が有利などの課題がある。 市町村合併により面積が更に拡大する道内市町村においては、これまで以上に広く地域の声を聞き、候補者の主張を伝える選挙運動の充実が地域主権型社会の実現のために重要。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 公職選挙法に定める市町村議会の選挙運動の規制を縮小し、条例による地域の主体的な運用が尊重される仕組みに変える。 選挙事務所の数、休憩所等の禁止、文書図画の頒布、ポスターの数、演説会のあり方などについては市町村が自らの判断で地域実情にあつた選挙運動ができる仕組みを条例により実現する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 市町村議会の選挙運動のあり方を地域が自ら判断し決定する仕組みづくりを行うことで地域主権型社会の実現を推進する。 道州制特区の意義をアピールするためには市町村・議会が「我がこと」と実感できる提案が含まれていることが効果的。「地域にふさわしい市町村議会の選挙運動の模索」は地域の議論を喚起するためにも効果的と考える。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 公職選挙法第13章各条

提案事項名	4003H 年度をまたぐ工事発注・手続きの実施
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の発注は予算が確定してから事務手続きを行うため、会計年度である4月1日からその準備（事務決済、公募等）を行っている。 多様な入札制度の導入により公募等に周知の期間を要するため、発注には2ヶ月程度の時間を要している。 工事発注が遅れることにより冬期間に工事が及ぶことが多くなるが、この場合、冬期養生によるコスト増、工事を急ぐための品質低下、短期間で資材・労働力を調達するためのコスト増、急ぐために工事の安全面で不安が生じている。 離島・僻地においては工事資材・重機等の調達に時間をするためより一層早期の工事発注が業界からも望まれている。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 発注する会計年度に先立って工事発注の手続き（事務決済、公募等）を行うことができるよう地方自治法の関係部分について条例に委任する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の早期発注、適切な工期の設定（雪が降る前に完了）など事務的な改善だけで実質的な工事費の縮減（冬期養生費、安い労賃、余裕ある資材調達）が見込める。 冬期間を避けることにより品質、工事の安全性が向上する。 道州制特区の意義をアピールするためには市町村はもとより特定の団体・業界（この場合は建設業界）が「我がこと」と実感できる提案が含まれていることが効果的。地域の議論を喚起するためにも効果的と考える。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法

提案事項名	4004H 「超長期を想定した無利子の市町村債」の創設の提案
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は膨大な借金（公債の返還、借り換え等）を抱えており、必要な行政サービスを行う大きな足かせになっている。 市町村合併においては各々の借金が大きな障害となっている。 地方財政法により市町村が発行する公債は利息・期間が定められており自由な設定ができない。 企業・資産家は財産の相続・贈与税を嫌い、絵画の取得など銀行以外での合法的な運用を模索している。 眠っている資産を市場に還流させることが地域経済を活性化する。 今日では人はどうしてもそこに住まなければならない、移動できないという地域への定住の必要性を失っていることから、地域コミュニティが築きにくくなっている。地域との関わりを強める施策が重要。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は超長期間に渡って兌換を予定しない無利子の公債を発行し、これにより当面の借金を凍結させる。（市町村のメリット） 無利子公債は第三者に権利が移っても超長期に渡って実質的な運用がないことから、本来払うべき利息の相殺として相続税・贈与税を免除する。（購入者のメリット） 予定に反して兌換が必要になった場合は無利子で行い、第三者に権利が渡ってしまった場合は期間に応じた相続税・贈与税を徴収する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 無利子公債の発行により市町村は当面の間の借金を減らすことができる。利息の支払いに追われる分を減らすことができる。 超長期に渡って相当額を使う予定のない資産家は相続税の心配なく子孫にその財産を残せる。 無利子公債の購入・設定権利を「当該市町村に住民票を有する間に限る」などの設定により資産家の移住（別荘等）を促進し、住民税・所得税の税収もまた期待できる。 これまでできなかった地域の自主性、独自の取り組みを可能にするのが道州制であり、それを実感するためにモデル的に行うのが道州制特区であるという認識を広めるためには、実現には課題の残るものであっても人目を引くアイディアを提示していくことが効果的と考える。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政法 租税特別措置法

提案事項名	4005H 既存不適格建築物の有効活用の推進
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法では過去に合法で建築されたものの現行法の規定では不適格な建物を「既存不適格建築」として一定規模以上の増改築、模様替え、用途（使い方）の変更ができないこととされている。 歴史的な建造物も含め、地域の記憶を留めるような建物といえども、構造等の安全基準を満たさないことから新たに直して使うことができない。 現行法規に合致させることは無理でも、現状より少しでも改善されるのであれば、市町村が必要と認める建物については、取り壊さずに活用できる仕組みとすることで、市町村の合併後においても地域の施設が残され、有効に活用される。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 既存不適格の建物のうち市町村が許可するものについては、建築許可申請等の手続きに準じた手続きにより、安全面等の配慮を行うことで、引き続き別の用途等でも使えるよう、法の一部を条例に委ねる。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 市町村合併により使わないこととなった一方のまちの図書館や公民館等を引き続き別の用途として活用できることとなる。 地域の歴史を刻んできた建物を残すことで、市町村合併後も旧町村の歴史を残し続けることができる。 法の趣旨は建物の更新により都市の不燃化を促進すること、建物の安全性を高めることにあるが、現状よりも状況が少しでも改善されるのであれば、建て替えが嫌でそのまま放置しておくよりは事態は改善されることになる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法

提案事項名	4007H 道立美術館の地方独立行政法人化
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ H16. 4に地方独立行政法人法が施行され、地方自治体が行っている事務事業のうち一定のものについて、自治体と別人格を有する法人を創設できることになった。 ・ しかし、国の独立行政法人は個別に法律を制定して法人化できるのに、地方は地方独立行政法人法に列挙された業務に限って法人化が可能とされている。 ・ 国は個別法を制定して法人格を与えることから、国立美術館についても独立行政法人化しているが、地方は地方独立行政法人法において、美術館が対象とされていないため、独立行政法人化が出来ない状態。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道立美術館のあり方を検討するに当たり、地方独立行政法人化という選択肢も可能となるよう、地方独立行政法人法の権限の移譲を検討する。 ・ 地方独立行政法人法の地方独立行政法人が行う業務を定める規定について、北海道条例で定めることを可能とする法改正を求める。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	4013H 自動車税車検時納税制度
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の自動車税は、4月1日を賦課期日として課税されていること。 ・ これを新規登録時及び車検更新時において、以降の車検有効期間年数分を課税及び納税することにより、事後の滞納処分事務が軽減されること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車税滞納処分に係る事務量を他の業務に振り替えることが可能。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第148条（自動車税の賦課期日）

| 教育 · 学校

提案事項名	1027I 小学校での英語必修
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 加速度的に広がるグローバル化に、積極的な対応が必要。 北海道は歴史的にも、道民の大らかさを考えても、国際化に適応する潜在力を持っている。 小学生から英語（中国語）を学び、国際人を育てる。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育期間での必修学科を、北海道が独自に決定できる権限。 地域が将来めざす方向に教育内容も沿うことができる特例装置。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> フロンティア北海道にふさわしく、グローバル社会を北海道から切り拓いていく人材の早期育成。 国際企業が北海道にネットワーク拠点を設けるのにも有利に動く。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 教育全般、特に義務教育に関する関連法令

提案事項名	1028I 北大等独立行政法人の予算確保手段拡充
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 北海道大学の場合、国の予算が大半を占めており、残りは北大病院と学生からの学費によるものであり、予算確保が十分といえない状況である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 起債等資金調達手段の対応化を図る措置
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 確保された予算を研究開発費にあて、より高度な研究成果を期待できる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 大学等独立行政法人関係法令

提案事項名	1053I 教育の見直し
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教育関係は、その各地地域にあった教育が必要。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1058I 小中学校の給食
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の給食に道内食材を利用する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1059I 給食費未納の罰則
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 給食費を払えるのに払わない人へは罰則の適用が必要。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1060 給食費未納者削減システム
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税金の様に給与徴収方式にしたほうがいいのではないかと思います。行政では、就学児童の家庭を必ず把握しているはずです。 ・ そこから、公立学校に就学している生徒を割り出し、生徒育成費（給食費）として給与から徴収したらしいのではないかでしょうか。行政では、税金を徴収しているわけですから各家庭の収入も把握しているはずですので、所得が少なくて払えない家庭の把握も可能なのではないでしょうか。 ・ もう一つが、電子マネー方式です。最初に初期投資がかかりますが「エディー」や「ナナコ」などを用いて決済するシステムです。いま電子マネー企業ではシアをのばしたくてばたばたしていますので、チャンスではないかと思います。ただ問題点が電子マネー＝現金ですので、盗難の心配があります。ここを解決出来れば可能かとおもいます。 ・ 上記のほかに、食券方式も可能なのではないでしょうか。食券には記名を最初にしておけば、盗難も少しはふせげるのでは。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1087 高校生版サマータイム「青春時間」
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「青春時間」とは、私たち独自で考えた高校生版サマータイムです。 ・ 私たちは、54回 N H K コンクール杯に向けて「サマータイム」をテーマに T V ドキュメント作品の制作を進めて参りました。その中で、北海道は「サマータイム」に適する地域だということがわかりました。 ・ この制度は”登校時間を1時間繰り上げる”ものなので”放課後が1時間長くなる”という高校生にとって大変魅力のある制度です。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3103I アジア学生受入制度の創設
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道大学へのアジア学生受け入れ制度の創設を提案します。 ・ 卒業後5年間程度北海道内に住むことを条件にアジアの優秀な学生を無償で受け入れる制度。第二の故郷として北海道を好きになってもらい、優秀な人材が北海道に定住、起業してもらうことを目指す。また先に【3102D】提案したシンクタンクの誘致の際の受け入れ体制として、優秀な学生の排出が必要と思料。 ・ 多くの優秀なアジアの学生が集うことで、日本人学生との競争も激化し、大学自体も活性化するものと期待できる。
期待される効果	
関 係 法 令	

J 福祉

提案事項名	1064J 独児施設の一元化
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の施設、少年の施設と何箇所にも分かれていますが、独児からしてみれば年齢によって環境が変わるのは精神的にも耐えられません。 ・ 親にも捨てられ、更には友達からも引き離されるのは、見ていてつらいです。 ・ 一元管理にして、同じ場所で成長できるようにしてあげてほしいです。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1066J 寄付金の損金処理制度
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付金を全額損金処理するためには、赤十字などの国の認可を得たところへ寄付をしなければなりません。 ・ しかしN P O法人や公益法人は増えています。 ・ このような組織を支えるためにも、寄付金を全額損金会計し活動を支えられる企業を増やして北海道の福祉を向上させたい。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3074J カジノを取り入れた「老人テーマパーク」
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 「モナコ」 経済は主に観光とカジノの経営により成り立ち、上流階級のためのリゾートとしてホテル・レストラン・イベント主催など洗練されたリゾートライフを提供し主にカジノは半官半民で経営され、国民は納税は全くなく経済が成り立ち、国民はギャンブルをすることは許されない。世界で二番目の小国である。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 「ラスベガス」 砂漠の中に出来た世界最大の観光地、「砂漠の不夜城」とも云われ、90年代は家族が楽しめる大型テーマホテルから、ここ数年は「大人のための高級エンターテインメントホテル」へと変化している。日本から多くのお金が流れているという、年商65億ドル（米ドル）。 「マカオ」 ポルトガルの植民地であり、第二次世界大戦においては中立国であったマカオは日本と交戦せず、美しいポルトガル系の建築物点在し、マカオ歴史地区としての名で、世界遺産に登録されました。東洋のラスベガスとも言われ日本・東南アジアなどから多くの観光が訪れ、政府歳入は70%はギャンブルにより、納税に頼る部分が少ないと云はれ2006年のカジノ売り上げ69.6億ドル（米ドル）日本円8,400億円でラスベガスを抜いて今やギャンブル王国、世界一である。 韓国では 日本人をターゲットに日本語の堪能な美人を揃え日本人向けのカジノが用意されているという、報道（T V）を見たことがあります。政府からの1,000億円に群がり創造性と方向性を見失った北海道よ 発想を転換しカジノを第一の条件に道州制を受け入れ北海道に夢のある活力を・・・。 さて、そのお金の使い道は 北海道は砂漠より有利な縁の大地・温泉・食・観光資源は沢山そんな北海道に世界に類の無いカジノ高齢者テーマパークをつくる。 パークの中に高齢者に関する全ての施設、ケアハウス・医療施設・ホスピスに至るまで高齢者が安心して暮らせる無料タウンを造り、その町には家族が楽しめる大型テーマホテルから劇場・映画館・若者も来たくなるようなエンターテインメントホテルそして、食と観光をプラスしてご両親や祖父母に面会に来られながら若者と手をつなぎ、車椅子を押しながら好きな娯楽施設を巡り、そのひとときを楽しみ、いつでも面会に来たくなるようなそんな北海道を創りあげ、無論その町には減少しつつある産婦人科も設置し未来の夢も育てる。これだけの施設を考えると当然衣食住が付いて回り失業対策にも貢献できる。 日本ではギャンブルという言葉には抵抗あり敬遠されがちですが、パチンコという云う名のギャンブル施設が住宅地の中まで浸透しているのは世界でも珍しく、ギャンブル好きの国との外国の印象のようです。

- | | |
|---------|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者をシルバーと呼ぶことが一般的ですが、人生を国の納税者として生きてきて、ゴールを目指して胸を張って走るランナーをゴールドと呼ぶべきではないでしょうか。是非合法的なギャンブル施設と、その使い道を考え若い人にも夢を与える世界の何処にもない北海道の未来を考えてみました。 |
| 期待される効果 | |
| 関係法令 | |

提案事項名	3093J 介護福祉費の適正化
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉サービス提供者の報酬（事業収入、従事者給与）が低いといわれる。一方、サービス受給者にとっては負担が増大している。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> そこで、事業収入及び給与の増額並びにサービス費用負担の軽減を目指し、収支構造を一般医療費収支構造と比較分析し、税制度、公的・民間各保険制度、政策費配分等を同水準に改善して、福祉王国を確立する。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	3099J 福祉有償運送の運送区域に係る規制の緩和
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 車いすの移送サービスなどの際、その運送の区域は市町村の長が主宰する運営協議会の協議が整った市町村を単位とし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとされているため、この規制を緩和してほしい。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法 第78条、第79条 道路運送法施行規則 第49条、第51条の4 「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日国自旅第143号）

提案事項名	3105J 介護サービス事業所・障害者福祉サービス事業所の指定
提 案 者	一般
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス事業所の指定は、介護保険法第41条により、都道府県知事の権限とされているが、指定要件は、同法第70条に定められており、知事の裁量権はない。 ・ しかし、この度、東京に本社を置くコムスンの事業所が不正行為を行ったとして取り消し処分の対象となっている。 ・ 道内でもコムスンが経営する193事業所のうち、81事業所が取り消し処分の対象となっている。 ・ 福祉施設や学校施設は、住民に最も身近なものであり、住民にとって、経営者や従業員の顔が見えることが、不正防止に役立つものである。 ・ そうした点からは、地場の業者が経営する事業所を指定することが必要であるが、現行法上、こうした取り扱いとなっていない。 ・ したがって、指定要件は、条例で定めることができるようにし、知事が必要と認めた場合には、地場業者を優先的に指定できるよう求める。 ・ 障害者福祉サービス事業所も同様とする。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス事業所及び障害者福祉サービス事業所の指定要件を条例で定めることができるようすること。 ・ 条例では、地場業者を優先指定できるようすること。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民にとって身近な顔の見える業者が経営することにより、住民とのコミュニケーションが図られ、不正防止に役立つ。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法 ・ 障害者自立支援法

提案事項名	4019J 地域の実情に即した介護サービスの指定基準等の緩和
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域等においては、採算が採れないことから、訪問介護等のサービス提供事業者の参入が進まず、必要なサービスが提供できない。
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域等においては、ヘルパー人数などの事業者の指定基準や介護報酬単価を地域の実態に即した設定にする。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供事業者の参入が進まない地域において、サービス提供体制が整い、介護が必要な高齢者や家族が安心して暮らせるようになる。
関 係 法 令	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示） 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

乙そ の 他

提案事項名	1048Z ガソリン税
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン税（道路税）は、道内にはあまり使用していない。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1050Z 旅券
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 旅券申請などの発券業務。
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	1054Z 道路の維持管理
提 案 者	団体など
提案の背景	<ul style="list-style-type: none"> 道路の管理、維持が地域の実情にあっていない。
特 例 措 置 等 の 内 容	
期待される効果	
関 係 法 令	

提案事項名	10627 少年犯罪法の見直し
提 案 者	団体など
提案の背景	
特 例 措 置 等 の 内 容	<ul style="list-style-type: none">少年犯罪を減らすために、少年犯罪法を低年齢化。
期待される効果	
関 係 法 令	

平成19年度提案に向けての主なスケジュール（想定）

時 期	主 な ス ケ ジ ュ ー ル	
7 月	7.30 ○第1回道州制特区提案検討委員会 ～知事から変更提案の案に関する事項の調査審議を委員会に諮問	各 道 民 部
8 月		・ 団 体
9 月	○第2回～7回道州制特区提案検討委員会の開催 ・おおむね2週間に1回程度	提 案
10 月	・道民などからの提案について、調査・審議 ・参考人からの意見聴取	か ら の 提 案
11月中旬	・答申案の作成→委員会答申	募 集
11月下旬	○市町村意見の聴取（12月末まで） ○パブリックコメント募集（12月末まで）	～ 繼 続 ～
H20		募 集 ～
1 月	○道州制推進本部において変更提案の案決定	継 続 ～
2 月		
3 月	○変更提案の案を議案として第1回定例道議会に 提案・審議	
	○国に変更提案	

平成19年度提案に向けた調査審議日程（案）

区分	開催時期	審議事項
第1回	7月30日（月）	1 会長、副会長の選任 2 諮問 3 設立の背景等について 4 調査審議について 5 スケジュールについて 6 その他
第2回	8月下旬	1 道民提案検討（第1次整理） 2 分野別検討（第1次検討）
第3回	9月中旬	1 分野別検討（第1次検討）
第4回	9月下旬	1 分野別検討（第1次検討）
第5回	10月中旬	1 分野別検討（第1次検討） 2 整理案審議（第2次検討）
第6回	10月下旬	1 整理案審議（第2次検討）
第7回	11月上旬	1 整理案審議（予備） 2 道民提案に対する考え方整理 3 答申案取りまとめ
答申	11月中旬	平成19年度提案に向けた答申